

海外市場に於ける本邦品

|              |     |    |       |      |
|--------------|-----|----|-------|------|
| 廣東品          | 工   | 字  | 一本    | 〇、一四 |
| 萬            | 字   | 同  | 〇、一五  |      |
| 二角           | 字   | 同  | 〇、〇九  |      |
| 天津品          | 三字  | 同  | 一八、〇〇 |      |
| 天            | 壇印  | 同  | 一四、〇〇 |      |
| 神            | 仙印  | 同  | 二六、〇〇 |      |
| 三            | 民印  | 同  | 二四、〇〇 |      |
| 中            | 山印  | 同  | 二四、〇〇 |      |
| 衛            | 生印  | 同  | 二八、〇〇 |      |
| 外國品          | 鴨子印 | 一打 | 三、六〇  |      |
| 三            | 星印  | 同  | 四、二〇  |      |
| 火            | 車印  | 同  | 三、〇〇  |      |
| (ロ) 髪        | 用   | 刷子 |       |      |
| 毛ノ短キモノ(頭垢取用) |     | 打  | 四、三五〇 |      |
| 毛ノ長キモノ(仕上用)  |     | 打  | 三、〇八〇 |      |
| (ハ) 衣服用      | 刷子  |    |       |      |
| 長柄           | 物   | 上品 | 打     | 五、〇〇 |

|       |        |     |   |      |
|-------|--------|-----|---|------|
| 同     | 同      | 中等品 | 同 | 四、五〇 |
| 同     | 同      | 下等品 | 同 | 三、五〇 |
| 同     | 同      | 大號  | 同 | 四、〇〇 |
| 同     | 同      | 小號  | 同 | 二、五〇 |
| (ニ) 鬚 | 刷子(骨柄) |     |   |      |
| 上     | 等品     | 打   |   | 四、〇〇 |
| 中     | 等品     | 同   |   | 三、〇〇 |
| 下     | 等品     | 同   |   | 二、〇〇 |

需要の時期 刷子類は其使用目的より見て春、夏、秋、冬を通じて需要あるものなるが、取引時季は大体春季に限られ、秋季も一部取引あるも春季の半ばに過ぎず。之即ち奥地客の注文の爲め來津する時季は北平及其近郊の客を除き殆んど毎年春季一回を以て通則として其節見本によつて一ケ年分の商談を極むるものである。故に内地製造家乃至輸出商に在りても此期を遁さざる様賣込に際して注意を要する。こゝに思ふ。

代金の決済 當地東洋莊の大阪輸出商に對する代金決済方法は他の雜貨取引の場合に何等異なる所がない、當地東洋莊は奥地客又は小賣商との決済は月二回拂を以て原則とし、最近買手の要求に依りて月末一回勘定に改正せられたるが、決済振は依然として良好ならず、三割程度を支拂ひて残部は次期に繰越する等の彌縫策を講じつゝある。殊に甚だしきは一部客幫中には六ケ月の長期支拂期限を許容し居るものあり、雖も、此等に對しては賣却値段を著しく引上げて危険を防止しつゝある。

海外市場に於ける本邦品



### 第三節 本邦品の缺點とその改善策

品質上の缺點 此點に就ては既に内地當業者に於て常に熱心なる研究を怠らざるが故に缺點として特筆すべき事項の發見に苦しむも、支那人の嗜好の赴く所に留意し尙一層の改善を施すべき餘地ありと思惟せらるゝ點一、三を擧ぐれば（特に齒刷牙に就て）

イ、柄の無意義なる裝飾を廢し實用主義に集中すること。

ロ、柄に商標を附する時は成可く文字を以てするを可とし且つ体裁よく挿入するを要す。柄全体に大書せる如きは需要者をして不快を感ぜしむるものである。

ハ、植毛の不揃は勿論不可なるも、齒形に應じて毛の長短を作りたるものは齒の衛生上可ならんも、未だ支那人の趣味に合致するに至らない。

毛は豊富にして且つ剛きもの程良い。

ニ、舌搔は全然不用なるも、支那式の刮舌子を考案して附屬せしむるも一策であらう。等である。

取引上の缺點 刷牙類は一般雜貨類中比較的需要量少く、且つ利益薄のものなれば理想としては生産費の低下を希望する所なるが、之は種々の事情により困難なるべく、比較的考慮の餘地ありと思はるゝ點につき當地問屋筋の取引上に關する注文要旨を示せば次の如くである。

刷牙類は大體小包郵便に依るもの多く（船積の場合は他の商品と混入すること多し）従て小包の重量の輕減を計ること最も肝要なるに不拘、本邦品の包装を見るに、齒刷牙の如きは高級品に在りては一本毎に紙函に入れ一打纏めて更に大紙函包こなし、又中下級品に在りても一打を小函、三打或は六打を大函入し二重包装をなし居れるが、右の如き包装方法は運賃を嵩むるのみにて何等實益を伴はず、問屋筋に於ても無用の長物視し居る有様である。又税關評價に當りてもかゝる包装は兎角内容品を高價に見積らるゝ傾向あるを以て今後此種の二重包装を廢し、以て値段の低減を計られ度きことである。

### 第四節 天津に於ける刷牙工業

1、齒刷牙工場 天津に於ける齒刷牙工場は未だ幼稚にして製品亦極めて粗雑なるもの多く、到底日本品・外國品と比すべくものなく、従て販路も狭少にして當地行商人或は商場等比較的下層階級を相手とする小賣商の需要に止まり、奥地の實行はない。尙機製洋式、貨物税、印花税、統稅等の徴收は著しく斯業の發展を阻害しつゝある。

原料たる毛は豚毛、柄骨は牛骨を用ひ、何れも支那品である。之が買附は當地問屋より現金取引を以てなされつゝあるが、二分乃至五分見當の割戻を受けつゝある。

齒刷牙工場中主なるものを擧ぐれば左の如くである。

| 工場名 | 住所    | 製品          | 職工數            | 一日生産量 |
|-----|-------|-------------|----------------|-------|
| 聚興恒 | 城内鼓樓東 | 三字印、十字印、神仙印 | 職工 四名<br>徒弟 八名 | 一五〇打  |

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

|       |       |         |         |      |
|-------|-------|---------|---------|------|
| 天 生 玉 | 河北三馬路 | 双十印、天壇印 | 職弟工 五二名 | 一二〇打 |
| 昶 和   | 河北大街  | 衛 生 印   | 職弟工 三一名 | 八〇打  |
| 永 昌 和 | 西關大街  | 三民印、中山印 | 職弟工 三二名 | 八〇打  |

右の外純然たる家庭工業に屬すべきものに西關大街、河北大街、河東一帶に約七八軒あるも、此等は一定の商標もなく、専門的に行商人の需要に應じつゝあり、其製品も苦力階級向の極安品にして一本二仙五厘乃至三仙五厘程度のものなれば、特筆すべき價値なきものである。

2、其他刷子工場齒刷子以外の刷子類は、當地に於ける理髮用刷子最も製造多く、靴用、衣服用刷子の製造は少い。而して何れも手工業にして機械を用ひず、資本金の如きも三百元乃至五百元の小資本である。今其主なるものを示せば左の如くである。  
(昭和五年九月天津大阪貿易調査所報告)

| 工場名   | 住 所   | 製 品        |
|-------|-------|------------|
| 聚 和 成 | 西關大街  | 衣服用、髮用、靴刷子 |
| 成 記   | 同     | 同          |
| 永 和   | 同     | 同          |
| 隆 昌   | 河北竹林村 | 同          |
| 華 記   | 同     | 同          |

四、漢 口

第一節 本邦品と外國品との競争

漢口に輸入される刷子は殆んご全部齒用で、其他の髮用、爪用、衣服用等は輸入額極めて微々たるものである。以下少しく漢口に於ける齒用刷子の需給狀況に就て記述せん。

漢口に輸入される外國及支那製 齒用刷子は年額十萬兩(時價)内外で、外國品は本邦品殆んご全部を占め、年額約百箱(每箱五十哥入)、二萬五千兩を算するが、其他は歐米人用として英、米、香港等より輸入されるもの一、二千兩に過ぎないので全く問題にならない。

支那品に至つては上海、廣東、天津等より輸入されるもの年額約四百箱、六、七萬兩で、漸次本邦品を壓迫發展しつつある。最近四個年の海關統計を示せば左の如くである。

最近四個年漢口齒用刷子輸入額

| 年 次   | 外 國 品     |         | 支 那 品     |         | 合 計 |
|-------|-----------|---------|-----------|---------|-----|
|       | 價 格 (海關兩) | 數 量 (打) | 價 格 (海關兩) | 數 量 (打) |     |
| 大正十四年 | 一一、八八六    | 二四、三六九  | 一四、六二二    | 二六、五〇八  |     |
| 昭和元年  | 二一、八九八    | 一〇、九一七  | 六、五五〇     | 二八、四四八  |     |

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

|       |        |        |       |        |
|-------|--------|--------|-------|--------|
| 同 二 年 | 九、一二四  | 一、六四九  | 四、九四七 | 一四、〇七一 |
| 同 三 年 | 一八、六一三 | 一一、五七三 | 六、九四四 | 二五、五五七 |

第二節 需給並に取引

需要概況 骨柄セルロイド柄の二種で、日本品はセルロイド柄骨柄半々の割合であるが、支那品は殆ど全部骨柄である。

需要の最も多きものは一哥に付き銀七、八弗見當のもので、哥建にて取引され、春一、三、四月と秋八、九、十月を以て本品の需要時期とする。

取引状況 本邦品は大部分漢口の支那商が上海の取引先より仕入れ、漢口の支那商對上海支那商間は月末決済で、漢口の支那商對漢口本邦輸入商間も同様月末決済である。

第三節 本邦品の將來

本邦品の將來は餘り有望でない、其理由は原料の毛及骨が支那産なること、本品製造が甚だ簡單で支那人にも充分製造し得らるゝが故、益々支那品の壓迫を受けること及支那の輸入關稅、差別的内地稅等に依り本邦品の輸入を阻礙されること等である。而して支那人は毛の硬きものを歓迎し、セルロイド柄は琥珀色か一般に喜ばれ、又支那人は洗面に熱湯を用ゆる習慣にて齒用刷子を其熱湯中に入るゝが故に、セルロイド柄は穴大きくなり、或は灣曲するまで之を用ひることを好まぬこと等は斯業

の發展上特に注意すべきことである。

第四節 武漢地方に於ける刷子工業

武漢地方には齒用刷子の製造工場はないが、衣服用、髮用刷子を製造する小工場は甚だ多數で、何れも豚毛、馬毛、棕梠毛等を以て家内工業的に製造して居る。  
(昭和五年七月大阪市囑託員報告)

尙當地方に於ける取扱邦商は、

前田 一二洋行

漢口 黃 陂 街

五、上 海

第一節 本邦品と外國品との競争

上海に輸入さるゝ刷子類に於ては詳細なる仕出國別の統計を缺く爲め、各國品の正確なる輸入數量を知り難いが、大体各種刷子を通じて本邦品が最も多い、之に次いで米國品、獨逸品、英國品等がある。今參考の爲め最近の Toilet Requisites の仕出國別輸入統計を示せば左の如くであるが、本項目中には刷子のみならず、櫛、髮飾り類、マニキュアセット等が含まれて居る。

|        |          |          |          |          |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 香 港    | 一九二六年    | 一九二七年    | 一九二八年    | 一九二九年    |
| 新 嘉 坡  | 九、六八〇海關兩 | 四、六二七海關兩 | 四、三七五海關兩 | 一、〇五七海關兩 |
| 海峽植民地等 | 一、〇七〇    | —        | —        | 三七       |

海外市場に於ける本邦品







海外市場に於ける本邦品

|         | 一九二六年     | 一九二七年  | 一九二八年    |
|---------|-----------|--------|----------|
| 衣服用刷子   | 一一、五一八海關兩 | —      | 九、八二五海關兩 |
| 頭髮用刷子   | 五、六六一     | —      | —        |
| 齒刷子及爪刷子 | 九七、六五七    | 六三、三〇八 | 八五、七六九   |
| 其 他     | 二九、八〇七    | 二五、九四六 | 二七、一二五   |
| 計       | 一四四、六四二   | 八九、二五四 | 一二二、七一九  |

(註) 右統計は各年度により項目の分類は同じくない。

(イ) 齒刷子 近來支那人一般に齒刷子の使用が普及しその需要は著しく増大したが、之と共に當地の齒刷子製造業も急激なる發展を遂げ、下級廉價品に於ける輸入品の競争を許さない状態である。従つて輸入品は中等以上のものに屬するが、數量より云へば中等品を主とする本邦品が最も多い、然し乍ら上海等の都會地には高級なる米國品の賣行旺盛である、殊に Prophylactic の如きは品質上絶大なる信用を有し一本小賣堂弗五拾仙見當の高價なるにも拘らず、當地上流階級方面及び奧地都會向に少なからぬ賣行を示し、米國品ではこの外 Western Drug 製品も相當知られてゐる。獨逸品には米國品よりも値段安く、而も品質悪からず、セルロイド製刷子を主とし、近來その進出顯著である。英國品は之等米獨品に押されて往年の勢力なく不振の状態にある。本邦品で當地市場に比較的有名は燕印(西岡商店)及び三炮臺(大島商店)等である。

齒刷子には周知の如く骨柄とセルロイド柄の兩種があるが、元來支那人は湯に浸して使用する慣習あり、セルロイド柄のものはその際臭氣を發し、且つ使用後水切の爲め洗面器の邊にて叩くき柄の薄きものは彎曲し易き缺點あれば、從來セルロイド柄のものは餘り歡迎されなかつた。然るに最近の傾向は漸次セルロイド齒刷子の需要増加を示し、殊に當地の製造業が尙骨柄を主とし、セルロイド柄の製造は微々たる關係もあり、近來セルロイド柄齒刷子の輸入品が多くなつた様である。因に之は骨柄に比して植毛の工作上毛が抜け難いといふ長所を持つてゐる。次に刷子面の平なるもの、或は凹凸あるもの等の型に就ては格別流行あるに非ず、何れの型も賣行あり、たゞ支那人は一般に毛の比較的短かく硬きものを好み、舌搔きを使用するこは少い。

(ロ) 衣服用刷子 衣服用の刷子も近時洋服、毛織物の流行と共にその需要を増加しつつあり、一部高級品としては米國品、之に次いで獨逸品が比較的廉價にして好評を有す、されど普通向のものでは廉價なる本邦品が最も多い様である。尙極く下級品には最近當地製品もあらはれて居る、柄付と柄無とあるが、何れも相當の賣行がある。

(ハ) 頭髮用刷子 近來埋髮業が各地に普及し、且つ女子の斷髮流行と共に頭髮用刷子の需要は年々増加しつつある。之も衣服用刷子と同様、一部高級品には米國品あり、獨逸品も相當市場にあらはれてゐる。本邦品は廉價なる一般向のものにして數量は最も多い。尙之には木製の柄と、セルロイド製の柄とあるが、最近セルロイド柄の輸入が比較的増加する傾向がある。

(ニ) 髭剃用刷子 高級品には獨逸品、米國品等があるが、一般向には本邦品多く打四弗見當のもの賣行良好である。

(ホ) 爪用刷子 爪用刷子は一般支那人間に餘り使用されず、主として在留外人向のものなれば、その需要數量も限られてゐる。本邦品も多少あるが、米、獨品が多い様である。

(ヘ) 其他の刷子 其他の刷子としてはペイント用、靴用、洗濯用等があるが何れも需要數量は大したものでなく、且つ廉價な

海外市場に於ける本邦品



る當地製品あり、輸入品は僅少である。

右の外理髪の際ニ脂取用として用ひらるゝ所謂エーヤ・クツション刷子（ゴムに針金を植えたもの）が最近相當の需要あり本邦品を輸入されてゐる。

尙所謂トイレット・セットと稱するゝもの（刷子と櫛及び鏡等の化粧道具を箱に入れたもの）の需要も近時相當あり、主として米、獨品輸入され本邦品は尙殆んど見られない様である。

需要の時期 齒刷牙は年中使用されるものであるが、取引の時期は一、二、三月最も多く、爾餘は平均して比較的閑散である。其他の刷子は格別需要期を稱するものはないが、衣服用・頭髪用等の高級品並にトイレット・セット等はクリスマス前に贈物用として幾分需要が多い様である。

單位及び價格 刷子類の取引に就ては特に標準物と稱すべきものはない、その値段も各種各様なるが、齒刷牙では、米國品 Propylactic が打十五弗見當、本邦品で大体哥六兩乃至八兩、その他獨英品等で、哥二十弗乃至四十弗程度、一箱の數量は大抵三十哥乃至五十哥入りなつてゐる。

衣服用刷子は品質により大なる相違があるが、本邦品の賣行良きものにて打二兩乃至六兩見當のものである、一箱の數量は三十打乃至五十打入である。

頭髪用刷子は普通床屋向で先づ打二兩乃至三兩見當のもの賣行よく、髭剃用刷子も同じく打二兩乃至三兩、爪刷牙は打一兩二匁五分乃至二兩見當、ペンキ刷牙は黒毛長さ六分物打一弗、一寸物一弗三十仙、一寸二分物一弗七十仙、一寸五分物三弗、

二寸物四弗見當、エーヤクツション刷子は打三弗七十仙乃至三弗八十仙見當である。

取引の経路 本邦刷牙の取引経路は大体その他の雜貨と同じく川口取引を主とするものである、即ち川口華商を通じて賣込むものであるが、大阪方面より直接見本を持參し、當地東洋莊、百貨店方面を訪問して契約することもあり、この場合も入抵川口華商を通じて荷物の受渡を爲すものである。その外當地の邦商が大阪方面の製造家より仕入れるもの一、二軒あるが、その數量は比較的少ない、當地の東洋莊或はその他の輸入商は之を市内の卸小賣雜貨商及び奥地よりの客商に販賣し之等の手を通じて消費者に賣渡さるゝものである。

代金の決済 大阪方面の輸出商對川口華商或は當地東洋莊（之も川口華商を通じて決済す）間の代金決済は其他の雜貨の場合と同様普通六十日後拂の手形で爲す。當地輸入商は市内卸小賣商或は奥地各商間の代金決済は現銀制度も多少行はれてゐるが、大抵三十日乃至六十日後拂である。

### 第三節 本邦品の缺點とその改善策

品質上の缺點 本邦製刷牙殊にその最も重要な齒刷牙に就て往々耐久力の劣るゝいふ非難がある。勿論歐米品に比して値段が著しく安いのであるから或程度迄品質の劣るゝことは止むを得ないのであるが屢々支那製品に比してさへ耐久力劣る粗悪品が現はれるゝことは甚だ遺憾である。その原因は同業者間に値段の競争激烈なる爲め品質を低下するものと思はれるが、原毛に純豚毛を使用せず、その他の劣等なる毛を以て代用せるものあり、湯に浸せばすり切れ易いのである。本邦品は一般に支那製品に比し體裁等は確かに一日の長を有するが此種の粗悪品の輸出を妨げざれば、品質に就て一般本邦品の不評を來す恐れあり



り、輸出検査の勵行に依つてその聲價を維持昂揚する必要がある。

**取引上の缺點** 現在の賣込方法は前に取引の経路の項に於て述べたるが如く、川口の華商を訪問するか或は見本を持參して當地の東洋社、百貨店方面を訪問し、之に賣込むものである。川口華商の訪問のみにては積極的に新奇なる商品を賣込む上に不満の點あり、隨時自ら當地に出張することは自己商品の販路開拓上特策であり、必要である。従つて現在の賣込方法そのものには非難すべき點はないが、たゞ同業者の競争激烈なる爲め、稍もすれば採算外れの契約を爲し、勢ひ品質の低下を來すものがある。此點は充分注意する必要がある。

而して荷造、輸送方法等に就ては格別非難を聞かないが、たゞ齒刷子の如きものに就て注意すべきはその包装、意匠である。本邦品には一般に此方面の研究が不充分で、上等品と下等品を論ぜず、千偏一律の包装をして居るものが多い。米國品等は此點に意を用ひ、紙函、包紙などに絶えず新奇なる意匠を凝らし、又衛生的な工夫を爲し、或は店頭陳列に便なる様臺紙に飾る等の方法を講じて居る、之等の點に本邦當業者は今一段の研究を必要とする。

又本邦輸出商對華商間の代金決済は大抵六十日の手形拂である、勿論原則としては現銀制の理想的なるは言ふ迄もないが、永年の商習慣でもあり、且つ當地に於ける取引決済の状態が前述の如く貸賣制なれば、急速に之を現銀制とすることは望まれないが、漸次手形の期限を短縮することが必要である。

叙上の缺點につき個々の改善策は自明のことであるが、根本的、一般的改善策としては業者組合の結束を鞏固にし、その權威を提高して對華商の取引、決済條件の改善を促進し、他方又適當なる價格協定を行ひて間接的に品質の低下を防止し、更に

輸出検査を勵行して不良品の輸出を阻止し、本邦品の品質を維持向上すべきである。現在齒刷子、髭刷子等に輸出検査行はれ居る様なるも、尙甚だ不満なる點あるものゝ如く今一層嚴重に勵行する必要がある。

尙支那人は一般に齒刷子を湯に浸して使用するが故に、毛の品質及び植毛技術につき特に留意する必要がある、又セルロイド柄の薄いものは同様の理由により不適當で、その外殊に上等品に就ては包装意匠に注意するの必要ある。

#### 第四節 本邦品の將來

齒刷子に就ては前述の如く骨製の廉價品は當地に於て盛に製造されつゝあり、近來技術も漸次發達せるが故に、將來此種普通品の輸入は先づ見込なしと思はれる、即ち本邦品の如きも今後は漸次高級品に轉向する必要があるもので、從來通りの品物では早晚支那製品に驅逐し去られる怖れがある。

然し乍らセルロイド製齒刷子に就ては稍趣を異にし、當地に於ける製造尙極めて微々たるものである、之は從來その需要の少なかつた關係もあるが、元來當地セルロイド工業が不振なるに依るものであらう、然るに最近此種の齒刷子は主として都會地方に需要を増大しつゝあるが故にその將來は有望と思はれる。

その他の各種刷子に就ては當地に於て極く小規模に家内工業的に下級品の製造を見つゝあるが、勿論輸入品に遠く及ばず、髮用、服用、髭剃用等優良なる品質のものを割安に供給すれば、本邦品は外國品及び支那品と對抗して充分今後もその販路を擴張し得るであらう。

#### 第五節 上海に於ける刷子工業



海外市場に於ける本邦品

上海に於ける刷子の製造に就て最も注意すべきは齒刷子である。當地に於ける齒刷子製造の濫觴は一九二〇年の創立にかゝる雙輪牙刷廠なるが、その後年々隆盛に赴き現在大小工場を合して約十五軒の多きを數へ、廣東と共に支那に於ける斯業の中心となつた。斯くて漸次下級品乃至中等品に於て外國品殊に本邦品を壓迫し、今や既に當地市場に於ける需要の過半數を供給するのみならず、毎年支那各地及び南洋方面へ相當の輸移出を爲しつゝあり、試みに最近三ヶ年の當地支那製齒刷子輸移出高を見るに左の如くである。

|         | 一九二六年      | 一九二七年     | 一九二八年      |
|---------|------------|-----------|------------|
| 外國へ輸出   | 二二九、八六九本   | 八七、八六六本   | 二七四、一八二本   |
| 香港へ     | 四〇、七七八     | 五四、九八六    | 一一七、二〇八    |
| 支那各地へ移出 | 一九〇、〇〇八    | 二九一、九六〇   | 二九五、四〇七    |
| 再輸移出    | 六八二、二二九    | 五二三、二三五   | 五七五、八二八    |
| 合計數量    | 一、〇四二、八八四本 | 九五八、〇四七本  | 一、二六二、六二五本 |
| 合計金額    | 四九、七〇〇海關兩  | 四一、八五八海關兩 | 五四、六三〇海關兩  |

當地にて製造さるゝ齒刷子は殆んど骨製にして、セルロイド柄は大中華廠一軒に過ぎず、尙微々たるものである。骨柄は多く米國及び濠洲より輸入する牛骨を使用する、米國産の牛骨は漂白済のものを輸入すること多く、濠洲産のものは未漂白のものが多い、何れも品質よく、刷子業者自ら挽割りて使用するのである。支那産牛骨中大なるものも骨柄の材料とされるが、品質外觀共に劣り、極く下級品用に止まる。尙最近本邦より引割濟の骨柄が割安なるを以て相當輸入されてゐる。

毛は豚毛を最上とし、馬或は山羊の毛も使用する、第一級品は三、四吋の豚毛を使用するが、特に四川省産の豚毛が最も良質である、第二級品は天津大連方面より移入する馬毛が使用され、第三級品は濠洲産山羊毛が使用される。

右の如く優秀なる原毛を自國內に豊富に産することは、勞働賃銀の安いことと共に、當地斯業の著しく有利な點である、但し原毛、骨柄の漂白に就ては技術の幼稚なること、水質の良好ならざる關係もありて尙充分なる成績を挙げ得ない様である。之に就ては當地では本邦内地の如く精毛業者なるものが尙分業的に營業する状態に至らず、各刷子業者が自己の所要量だけ比較的小規模に漂白することその原因の一つと思はれる。

セルロイド柄齒刷子に就ては從來その需要の少なかつた關係もあるが、セルロイド工業の一般に發達せざる當地に於てその急速なる勃興を見ることは期待しがたい様である。

當地に於ける主要齒刷子工場に就きその概要を述べれば左の如くである。

(イ) 雙輪牙刷廠 上海小西門陸家濱にあり、一九二〇年の創立にかゝり、上海に於ける齒刷子工場の先驅をなすものである  
 資本金拾萬元(半額拂込)と稱せられ、本邦製新式機械三十臺を有し、使用職工五十人、一日の製造高は骨製刷子二百四十打見當と云はる。

(ロ) 梁新記牙刷有限公司 梁新記は支那に於ける最古の刷子製造業者にして、廣東、佛山、香港、澳門等に工場を有す。上海の工場は一九二五年の設立にかゝる(斜橋局門路にあり)各種機械合計五十九臺を有し、使用職工百人餘、一日の製造高は骨柄刷子約五十グロス見當、製品の商標は隻十牌及び一毛不拔牌として有名である。

海外市場に於ける本邦品



(ハ) 一心牙刷廠 上海西門斜橋徽實路にあり、一九二五年四月雙輪工場分離獨立して開業したるものである。資本金五萬元を稱し、使用職工百人、機械數五十、一日の製造高は骨柄刷子約三百六十打云はる。設備は梁新記に比して稍小規模なるも、よく整備し前者の製品が廉價なる地方向のものなるに對し、本工場製品は比較的上等品を作り百貨店方面にも相當賣込る模様である。

(ニ) 振字牙刷廠 西門局門路にあり、資本金壹萬元を稱し、使用職工五十人、機械數二十臺、一日の製産力骨柄刷子約百五十打見當、但し本工場は近來營業成績不振にして極度に操業を短縮せる由である。

(ホ) 大中華廠 資本金五萬元を稱す、初め工場を佛租界八仙橋に設けてゐたが、後火災に遇ひ現在小沙渡に設置してゐる。主として本邦よりセルロイド板を輸入し、セルロイド齒刷子、櫛、玩具、石鹼容等製造してゐた。機械五臺を有し、一日のセルロイド齒刷子製産力約百打見當云はれる。

その他に尙十軒位の齒刷子製造業者あるも皆小規模なる手工業的のものである。

齒刷子以外の刷子は衣服用、頭髪用、ペイント用等の下級品製造され居るも凡て小規模なる家内工業的のものにして特に見るべきものはない。  
(昭和五年九月大阪貿易調査所報告)

### 六、爪 哇

#### 第一節 本邦品と外國品との競争

當蘭領印度に輸入されてゐる刷子類の供給國としては、我國を初めとし和蘭、英國、獨逸、白耳義、米國、支那等の諸國を

擧げることが出来るが、其の輸出數量及價格より見て最も主要なる供給國は我國を第一位とし、次いで米國、獨逸、和蘭の順位になつてゐる。

一九二七年の當爪哇及マドラに輸入せられた刷子類の總輸入額は二十六萬四千七百七十八盾で、その内我國よりの輸入額は十三萬七千二百六十六盾約五割一分強を占め、我國に次ぎ第二位を占める米國よりの輸入額は七萬二千四十一盾約二割六分強、即ち我國の約五割に過ぎず。其の他の諸國よりの輸入額は尙一段低下して和蘭二萬二千九十八盾、英國二萬百六十八盾を示した處である。

一九二八年に於ては總輸入額は二十七萬六千四百四十四盾を示し、一九二七年に比し約一萬一千盾の増加を見たのに反し、我國製品は前年に比して六萬一千九百九十四盾云ふ著しき減少を見た。我國製品の輸入額が斯くの如き減少を示したに不拘總輸入額に於て尙一萬一千盾の増加を見たのは、他國製品の著しき進出に依るものであることは亦自ら瞭然とすることが出来る。即ち

|     | 一九二七年   | 一九二八年   | 増加額     |
|-----|---------|---------|---------|
| 獨逸  | 二〇、一六八盾 | 四一、三八六盾 | 二一、二一八盾 |
| 和蘭  | 二二、〇九八  | 二九、二四〇  | 七、一四二   |
| 英國  | 一、一五六   | 六、七三九   | 五、一八三   |
| 白耳義 | 一〇、一一八  | 一四、八三八  | 四、七二〇   |
| 米國  | 七〇、二四一  | 七三、一八六  | 二、九四五   |
| 支那  | 一七、五一九  | 二〇、二六一  | 二、七四二   |

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

右に見る如く獨逸製品の進出洵に目醒きものあり、米國亦その價格の點に於て漸次我國に接近しつつある。

一九二九年に於ける本品總輸入額は一九二八年に比し八萬七千四百二十七盾の増加即ち三十六萬三千四百四十一盾を示した我國製品は前年の不振を挽回し一躍十六萬二千八百九十盾となり、米國品亦一九二八年に比し一萬四千三百五十七盾の増加を見た。和蘭、獨逸は夫々増減を見たが、特記すべき程のことはない。

當領市場に輸入せられる刷子類はその種類可成多數に上るが、當領政府中央統計局に於ては之を左の五種に分類してゐる。

イ、齒用 刷子

ロ、鬚剃用 刷子

ハ、化粧用 刷子

ニ、家庭用 刷子

ホ、其の他の 刷子

イ、齒用刷子 當領に輸入せられる齒用刷子は數量、價格共に本邦品が第一位を占め米國品之に次ぐ。

今一九二九年中の我國製本品及米國品の輸入數量及價格を比較して見るに、數量に於ては我國製品は米國品の七千一打に對し、二十萬四千五百二十八打を示し、實に二・七倍強に當つてゐるが、その價格に於ては米國七萬二百四十一盾に對し十二萬九百二十三盾、即ち一・七倍に過ぎず。之れに依つて見れば明かに我國製品は下級品に、米國品は高級品に於て各自の勢力を有してゐるものを見る事が出来る。下級品は我國製品以外に支那、新嘉坡、香港等より輸入されるが、その數量大ならず、

殆んゞ我國製品の獨占市場を稱しても決して過言ではない、高級品は主として米國品で和蘭品も小數乍ら輸入されてゐる。普通品としては獨逸より輸入せられてゐるが數量價格共に大でない。

ロ、鬚剃用刷子 本品は主として獨逸より輸入せられ極高級品が英國より少量輸入せられる、我國製品は一九二七年に、一千三十八打の輸入を見たが、獨逸品、英國品に對抗出來ずその後市場に姿を見せず。

ハ、化粧用刷子 本品の主なる輸出國は我國、白耳義、獨逸で、一九二九年に於ける本品の輸入數量は一萬五千九百三十五

基、價格一萬九千九百二十五盾、その中白耳義より八萬七千六百三十四基、價格四千四百四十盾、獨逸よりは三千七百三十七基、價格六千四百二十二盾で 本邦品は二千七百七十九基、三千五百五十七盾即ち價格に於て獨逸に次ぎ第二位を占めた處である

ニ、家庭用刷子 本品の輸入額は年々増加の傾向にあり、和蘭品の輸入最も多く我國製品之に次ぐ最近支那製品の進出著しきものある。

ホ、其の他の刷子 本品は機械用等の刷子で我國製品の輸入を見ず凡て歐洲製品である。

第二節 需給並に取引

需要の狀況 當領には刷子類の製造工場なく従つて當領輸入數量は直ちに需要數量を見做し得べく、當領に於て需要せられる刷子類の種類は即ち前記の齒用刷子、鬚剃用刷子、化粧用刷子、家庭用刷子及其の他の刷子に大別することが出来る、而して等之品種別に依り品質等級に關するその需要狀況を次に概述する。

イ、齒用刷子 本品の最も需要多きは中等品以下の一哥二十盾見當のもので、一哥五盾五〇仙より六哥位の極下級品も賣行

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

相當に多い。歐洲人向きにして小賣一本七八十仙から一盾位の高級品が最も需要多く殆んど米國製品の勢力範圍である。

ロ、髭剃用刷子 本品の最も需要の多いのは高級品で小賣一個一盾五〇仙見當である。普通品は賣行良しからず、亦極下級品は土人向きにして相當賣行あるものゝ様である。

ハ、化粧用刷子 本品はその使用階級が歐洲人、支那人である故その需要數量も餘り大きくないが、その内最も需要のあるのは爪用刷子である、價格は打二盾より三盾見當のものゝ賣行が最もよい。

頭鬚用刷子の需要大でなく、白粉刷子は、パツフ（布製）全盛時代でその他のものは賣足極めて遠い。

ニ、家庭用刷子 本品には種類極めて多いが臺所用刷子（日本の繩子タワシ代用）の需要最も多く、眞鍮刷子も可成り需要ある模様である、衣服用及靴ミガキ用刷子は當領に於ては需要は餘り大でない。

ホ、其の他の刷子 本品は機械刷子等であつて特殊なものなる故、その需要數量も限られ工場のない餘り大でない。

需要の最も多きは齒用刷子第一位を占め、家庭用刷子、白粉刷子、其の他の刷子、鬚剃用刷子の順序である。需要の時期は特別の時期なく一年中を通じて餘り變化を見ない。

取引の標準もの及格付ミ云ふ如きものはないが、齒用刷子、鬚剃用刷子及化粧用刷子等の極高級品は打を以て單位とし、下級品は哥を以て單位としてゐる。

取引の経路 本品は取引系統としては總て雜貨品の兼營であり、一部の營業者間では百貨店の如き輸入業ミ小賣業を兼ねて

ゐる店もあるが、普通は輸入業者兼卸賣商ミ小賣業者は判然と區別されて居り、綿布に於ける場合は違ひ大概輸入業者は卸賣商の手を経ずして直接小賣業者に卸す様になつてゐる。即ち直接製造業者より或は輸出業者より輸入業者兼卸業者へこれより小賣業者ミ云ふ取引順序である、亦一部の業者間では輸入業者自ら小賣もやつて居るものもある。

代金の決済 本邦品の代金支拂方法としては普通D・A六十日拂であつて、これ以上長期の場合は殆んど見ない、一方歐洲品に於ては大概D・A三ヶ月を普通ミせられてゐる。亦當地に於ける輸入業者兼卸業者對小賣者の取引條件は本邦品に於ては現金又は一ヶ月乃至三ヶ月を以て掛賣をするが歐洲品は三ヶ月以上の掛賣を最も普通ミせられてゐる。

然し最近に於ける様な經濟界の不況時にあつては、支那商等の詐欺的破産が頻々として起るに鑑み、本品に限らず長期貸付は餘程考慮を要することゝ信ず、亦現に一部歐商間にあつては餘程この點につき考慮せられつゝある模様である。

第三節 本邦品の缺點

品質上の缺點 本邦品は一般に毛の植付け悪く従つて容易に脱毛するミ云ふ非難があるも、土人向の極下等品にあつてはその價格の點より考へれば、無理からぬ事であらう。然し高價品に右の如き缺點を屢々見受けられる様であるから、製造業者は尙一層研究する必要がある。

取引上の缺點 現在の賣込方法に就いては特に取り立てゝ缺點ミ云ふ程の事はないが、只本邦品の地盤が出来た現今に於ては製造業者或は輸出業者ミ輸入業者兼卸業者が協調し、互に無益の競争をして値段を壊し、他國品に漁夫の利を占められる如きことの無い様、地盤を確保することゝ目下の急務であらうと信ずる。

海外市場に於ける本邦品



第四節 需要者の嗜好と本邦富業者の特に留意すべき點

(イ) 齒用刷子 先づ柄は極下等品以外は絶対に骨の柄を用ひざることで、之れは本品販賣に多年の經驗ある當市某卸商の談に依るもので、當領では殆んどセルロイド製の柄に限られ、骨製の柄は忌み嫌はれるこの事である。

次に舌搔の付いたものは當領では賣行餘りよくないが、支那人が多く之れを好む様である。而してその數量は全體の八、九分位で見られる處である。

(ロ) 化粧用刷子 本邦品は殆んど木製であるのに反し歐洲品の高級品は殆んどセルロイド製である、此の點も亦製造業者の研究を要す。

(ハ) 其他刷子 最近當市場で最も賣行よき前記米國製一高級齒用刷子の本邦製模造品を見受けるが、斯の如きは最も戒むべきことで、本品の如きを取扱ふ卸商の惡徳を憎むべきは勿論乍ら、亦之等を製造する製造家も輕卒の譏りを免れぬ處である。特に當業者の注意を要する。

第五節 本邦品の將來

現在當領に輸入される刷子類はその總額未だ五十一萬盾に達しないが、本品類が歐洲人にまつて必需品であることは言を俟つまでもなく、近年著しく生活程度の向上して來た土人達にまつても亦必需品となりつゝある現状を鑑みれば、今後その需要が益々増大するであらうと云ふことは、亦自ら瞭るべきことが出来る。従つて下級品に於て嶄然他國に抽んでゐる本邦品の將來も尙洋々たるものがあると言ひ得へよう、然し最近支那及獨逸品の進出著しきものあり、本邦當業者の樂觀を許さない。

高級品にあつては本邦品は未だその數量少く、割込の餘地も充分ある様であるから尙一層の研究が必要であらう。

尙參考迄に最近三ヶ年間に當爪哇及マドラに於ける刷子類の仕出地別、品種別の輸入統計表及港別輸入統計表を次に掲ぐ。

(昭和五年八月スラバヤ日本商會品陳列所報告)

一九二七年品種別に依る仕出地別輸入額

| 仕出地別    | 齒用刷子    | 髻剃用刷子  | 白粉刷子 | 家庭用刷子   | 其他の刷子 | 計       |
|---------|---------|--------|------|---------|-------|---------|
| 和蘭      | 五〇六打    | 二、九三五盾 | —    | 一七、七二五盾 | —     | 二三、〇九八盾 |
| 英國      | —       | —      | —    | —       | —     | —       |
| 獨逸      | 二、八〇七   | —      | —    | —       | —     | 二、八〇七   |
| 白耳義     | —       | —      | —    | —       | —     | —       |
| ルクセンブルグ | —       | —      | —    | —       | —     | —       |
| 米國      | 九、〇〇一   | —      | —    | —       | —     | 九、〇〇一   |
| 香港      | 一、二二三   | —      | —    | —       | —     | 一、二二三   |
| 新嘉坡     | 一、六四三   | —      | —    | —       | —     | 一、六四三   |
| 支那      | 八、七六三   | —      | —    | —       | —     | 八、七六三   |
| 日本      | 一〇、四八八  | —      | —    | —       | —     | 一〇、四八八  |
| 計       | 三〇、一三〇打 | 二、九三五盾 | —    | 一七、七二五盾 | —     | 三三、〇九八盾 |



海外市場に於ける本邦品

一九二七年品種別に依る輸入港別輸入額

| 輸入港別 | 齒用刷子    | 髻剃用刷子   | 白粉刷子   | 家庭用刷子  | 其他の刷子   | 計        |
|------|---------|---------|--------|--------|---------|----------|
| パタビヤ | 一五、六七六打 | 九七、六四三盾 | 一、八四八打 | 三、八六八盾 | 一、〇七〇打  | 一三五、三三三盾 |
| スラバヤ | 八四、九八六  | 七六、三四五  | 五九九    | 二、四九元  | 一〇、三六八  | 一〇八、三九九  |
| スマラヤ | 四一、五八五  | 三七、二一九  | 八五三    | 一、三三七  | 一、一〇三   | 四七、二六八   |
| 和蘭   | 四、四四打   | 一、一八八打  | 九二七    | 二〇、二五三 | 一〇、五七一  | 二九、二四〇   |
| 英逸   | 八五八     | 四、六元    | 八〇七    | 九、一三二  | 一、五五三   | 六、七三元    |
| 獨逸   | 六、一七六   | 一三、六五   | 三、八六九  | 九、一三二  | 一、五五三   | 四、三六六    |
| 白耳   | 一三、八二二  | 六八、五九一  | 七、五八八  | 四、五九五  | 一、九、三三七 | 七三、一八六   |
| 米    | 一、九〇五   | 三、一〇七   | 八七五    |        |         | 三、一〇七    |
| 新嘉坡  | 一、六二六   | 一、六〇五   |        |        |         | 一、六〇五    |
| 香港   | 一、六二六   | 一、六〇五   |        |        |         | 一、六〇五    |
| 支那   | 一一、〇九一  | 一〇、一一三  |        | 一四、四九九 |         | 二〇、一三一   |
| 計本   | 八二、八二一  | 五三、〇七   | 二、二六〇  | 一八、八五三 | 三三、六六七  | 七五、〇三三   |
|      | 二九、四八八  | 一、五、七三三 | 七、二八二  | 二一、九七七 | 一六、八六六  | 二七、〇一六   |

一九二八年品種別に依る輸入港別輸入額

| 輸入港   | 齒用刷子   | 髻剃用刷子   | 白粉刷子   | 家庭用刷子  | 其他の刷子  | 計        |
|-------|--------|---------|--------|--------|--------|----------|
| パタビヤ  | 五三、〇七打 | 七三、七三三盾 | 五、四八六打 | 六、五〇一盾 | 一、〇二四打 | 一二五、九八七盾 |
| スラバヤ  | 四〇、八八六 | 五三、四〇三  | 一、〇二四  | 三、六七一  | 三、六七一  | 九八、二二六   |
| スマラヤ  | 二五、五八五 | 二九、六〇八  | 七七三    | 一、三三四  | 三五九    | 四九、〇七五   |
| チエリボン |        |         |        |        |        | 二、一八五    |
| 和蘭    | 一、〇二四打 | 一、三三七打  | 五、四八六打 | 六、五〇一盾 | 一、〇二四打 | 二五、九八七   |
| 英逸    | 五、六三三  | 三、六三五   | 一、〇二四  | 一、〇二四  | 一、〇二四  | 二五、九八七   |
| 獨逸    | 二、〇九八  | 一、八〇一   | 一、〇二四  | 一、〇二四  | 一、〇二四  | 二五、九八七   |
| 計本    | 八二、八二一 | 五三、〇七   | 二、二六〇  | 一八、八五三 | 三三、六六七 | 七五、〇三三   |
|       | 二九、四八八 | 一、五、七三三 | 七、二八二  | 二一、九七七 | 一六、八六六 | 二七、〇一六   |

海外市場に於ける本邦品

一九二九年品種別に依る仕出地別輸入額

| 仕出地別 | 齒用刷子   | 髻剃用刷子   | 白粉刷子   | 家庭用刷子  | 其他の刷子  | 計      |
|------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 和蘭   | 一、〇二四打 | 一、三三七打  | 五、四八六打 | 六、五〇一盾 | 一、〇二四打 | 二五、九八七 |
| 英逸   | 五、六三三  | 三、六三五   | 一、〇二四  | 一、〇二四  | 一、〇二四  | 二五、九八七 |
| 獨逸   | 二、〇九八  | 一、八〇一   | 一、〇二四  | 一、〇二四  | 一、〇二四  | 二五、九八七 |
| 計    | 八二、八二一 | 五三、〇七   | 二、二六〇  | 一八、八五三 | 三三、六六七 | 七五、〇三三 |
|      | 二九、四八八 | 一、五、七三三 | 七、二八二  | 二一、九七七 | 一六、八六六 | 二七、〇一六 |







海外市場に於ける本邦品

| 英領印度 | セイロン | 香港     | 濠洲    | 其他英領  | 埃地    | 白耳    | チエツコスロバ | キエツコスロバ | 佛蘭    | 獨逸     | 伊太  | 新西    | 支那      | 日本     | 爪哇     | スマ  | 暹羅  |
|------|------|--------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|-------|--------|-----|-------|---------|--------|--------|-----|-----|
| 1    | 1    | 9,134  | 1,440 | 1,440 | 2,377 | 1,440 | 1,440   | 1,440   | 885   | 26,731 | 1   | 5     | 11,335  | 43,690 | 744    | 1   | 2   |
| 8    | 8    | 15,577 | 3,610 | 3,610 | 3,114 | 3,610 | 3,610   | 3,610   | 1,633 | 35,721 | 10  | 150   | 21,988  | 42,083 | 745    | 6   | 22  |
| 1    | 1    | 7,371  | 500   | 500   | 2,918 | 2,918 | 2,918   | 2,918   | 854   | 16,379 | 67  | 198   | 11,261  | 95,679 | 9,686  | 73  | 1   |
| 1    | 1    | 23,347 | 611   | 611   | 3,777 | 3,777 | 3,777   | 3,777   | 1,896 | 33,218 | 26  | 99    | 13,271  | 82,339 | 7,685  | 193 | 1   |
| 6    | 6    | 24,168 | 300   | 300   | 2,010 | 2,010 | 2,010   | 2,010   | 1,153 | 10,797 | 268 | 792   | 7,092   | 49,160 | 45,103 | 20  | 144 |
| 210  | 210  | 27     | 140   | 140   | 1,100 | 1,100 | 1,100   | 1,100   | 459   | 24,766 | 840 | 1,761 | 106,574 | 75,541 | 54,640 | 40  | 140 |
| 210  | 210  | 35     | 180   | 180   | 2,579 | 2,579 | 2,579   | 2,579   | 459   | 24,766 | 840 | 1,761 | 106,574 | 75,541 | 54,640 | 40  | 140 |

一九二九年中品種別輸入額

|       |         |         |         |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 北米合衆國 | 2,960   | 18,185  | 3,194   | 19,507  | 3,368   | 31,000  |
| 計     | 205,296 | 384,335 | 242,241 | 492,498 | 283,379 | 480,575 |

| 國別    | 家庭用     |         | 化粧用    |         | 其他     |         |
|-------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|
|       | 數量      | 價額      | 數量     | 價額      | 數量     | 價額      |
| 英吉利   | 9,377   | 48,203  | 4,066  | 18,633  | 2,186  | 83,066  |
| 其他英領  | 22,568  | 43,957  | 2,177  | 67,061  | 2,357  | 1,072   |
| 歐洲諸國  | 34,241  | 30,926  | 3,757  | 4,335   | 26,503 | 37,173  |
| 北米合衆國 | 2       | 98      | 1,773  | 9,872   | 66     | 834     |
| 日本    | 9,168   | 20,188  | 13,250 | 22,481  | 7,613  | 8,650   |
| 其他諸國  | 23,933  | 37,933  | 1,763  | 17,866  | 1,151  | 1,726   |
| 計     | 138,180 | 180,826 | 28,757 | 181,237 | 59,006 | 132,511 |

第二節 需給並に取引

需要狀況 刷子の需要狀況を種類別に見るに

海外市場に於ける本邦品







海外市場に於ける本邦品

(イ) 牛骨製にして把手柄は軽度内彎曲型、上薬を用ひて白色山澤を出せるもの(舌搔なきもの)。  
 (ロ) 毛は多少剛きものにて齒科衛生に沿ふ様齒列型に彎曲形を爲せるもの。

尙印度人労働者(主として護謨園採液夫、政府使役 P.W.U. 道路苦力、以上俗稱キリン族)及商店會社等の門番(俗稱バンガリー族)の大多數は經濟的及宗教的理由より人工になる齒刷子を使用せず、長さ六吋乃至一呎位の纖維質細枝の一端を石金槌の類にて打碎き刷毛狀を爲したるものを用ひつゝありて、現在全英領馬來にこれ等木切を使用せる印度人約三、四十萬人ありて全人口の約一割に當つてゐる。

熱國に自然に大地に親み神を奉ず生活を享樂せる彼等は口中衛生はこれを以て足れり爲しつゝある現状なれば今日の上海廣東製品に優る安價な刷子が市場に出で彼等は片を投ずればこれを手に入れ得ることも刷子が動物の毛を使用せる限り、これを口にする事を肯ぜないであらう。

(ロ) 頭髮用刷子 先づ種類より見て、把手の無きものには、橢圓形、丸角長方形の二種があり、把手付きものでは毛根部の橢圓形にされるものゝ賣行があり、その背部は木製にされるものも橢圓形鏡付のものも二種がある。

英、米、日、獨、支、等の製品が目下市場に見受けらるゝも就中、大衆向として最も賣行良きは、日、獨、支の三國の製品である。

白人及ユーレシアン家庭及流行好みの海峽生れ支那青年は一個小賣にて二、三弗もする英米製品を購ひ求め日本人、支那人の一部及馬來人印度人等の中産家庭に於ては主に日本製及獨逸製を、人口の多數を占むる支那人下層階級は使用せないもの多

く、勤勞階級家庭では大概ね廣東、上海製の廉價なるものを用ひつゝあり、大體に於て本品も日用品の一種には相違なければも當領の如く、全領人口の過半数が移民労働者より形成せる植民地に於ては寧ろ贅澤品の感ありて、中流以下はこれを使用せないものが多い。

今日新嘉坡市場に顯れつゝある、諸國製頭髮ブラシの市價を擧ぐべし。

| 日本品 | (大阪製)   | 把手付黒毛橢圓形 | 打 | 卸賣   | 小賣値       |
|-----|---------|----------|---|------|-----------|
| 英國品 | 把手なし    | 白及黒毛     | 同 | 二十五弗 | 二 六 十 仙   |
|     | 橢圓形把手付き | 同        | 同 | 三十弗  | 三 弗       |
| 米國品 | 把手なし    | 同        | 同 | 十八弗  | 一 弗 八 十 仙 |
|     | 橢圓形把手付き | 同        | 同 | 三十五弗 | 三 弗 五 十 仙 |
| 獨逸品 | 把手なし    | 同        | 同 | 十五弗  | 一 弗 〇 五 仙 |
|     | 橢圓形把手付き | 同        | 同 | 二十弗  | 一 弗 三 十 仙 |
| 支那品 | 把手なし    | 同        | 同 | 四 弗  | 六 十 仙     |
|     | 橢圓形把手付き | 同        | 同 | 三 弗  | 三 十 仙     |

註 把手なしとある分は丸型及丸角長方形ものを指す。

右述各種品を通じて需要あるは値頃より見て、一弗以上二弗位迄、五六十仙以上壹弗位の物の兩種である。前者は白人、

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

支那人の上流家庭、ハイカラな支那人、馬來人、印度人等の青壯年、後者は日本人及一般中産各國人家庭に於て使用されつゝあり。鏡付は其等人種一部のハイカラな青壯年間に愛用されつゝある。

當地邦人雜貨商店頭で、現在最も賣行よき本邦製は楕圓形把手付縦徑六吋黑豚毛物にて、一本六七十仙見當のものであり、顧客の大部分は海峽生れの支那青年、馬來人、印度人等にして、學生、會社員、商店員等が多い。

(ハ) 衣服用刷子(含靴磨用) 丸角の長方形物多く、米、英、獨、日、支等もの輸入されつゝあり、何れを最も賣行よしと斷じ得ざる現勢にて値段より見れば、日、支品最安にして、米國製は英獨より概して割高、前者の安價品は主に支那人、馬來人、印度人、後者は白人家庭及福裕な支那人の家庭に於て使用されてゐる。右諸國製品の市價を掲げれば左の如くである。

|     |          |         |          |
|-----|----------|---------|----------|
| 日本品 | 丸がご長方形黑毛 | 一個      | 四十五仙—八十仙 |
| 英國品 | 同        | 打       | 十五弗      |
| 米國品 | 同        | 同       | 二十弗      |
| 獨逸品 | 同        | 同       | 十二弗      |
| 支那品 | 同        | 二弗以上六弗位 | 同        |
|     |          |         | 二十仙—七十仙  |

(ニ) 爪刷子 白人家庭、上流支那婦人、ユーレシアン家庭等比較的文化生活を營める方面に、近年需要可なり普遍的となりたる感がある、當市の實例に見るも現今市中にて、Manicurist を專業させるもの(其の過半数は邦人婦人の經營にかゝる)約十軒ある。職業マニキュリストの成績は餘り上らざるも、家庭に於ける美手術及手爪衛生の觀念は、暖衣飽食の上層家庭な

らずとも中産家庭にも相當行巨りたれば、白人百貨店及華僑代表的百貨商のセールスガールを捉へて意見を聞くに、本品は大體トイレットセット(或はドレッシングケース、又はヴァニチケースと稱し、洋服刷子、頭髮用刷子、手鏡、櫛、剃刀、小鏡、爪刷子、爪鑷、コスメチック、パウダー等化粧道具のセットにして、價十五弗位より四百五十弗迄)として賣れるも、一個賣の場合は永年の經驗よりして比較的體裁のよい上等品が賣れるさうである。

|     |    |         |
|-----|----|---------|
| 米國製 | 一打 | 十五弗—五十弗 |
| 英國製 | 同  | 七弗—三十五弗 |
| 獨逸製 | 同  | 五弗—二十弗  |

英米製の上等品は何れも黄揚材を用ひ、毛は凹凸形の二種である。

(ホ) 鬚剃用刷子 本品は家庭及理髮軒等に於て相當の賣行がある。日、獨品が比較的ポプユラーにして、中産家庭用及髮床用として適當である。英國製には "Culmark", "Valel", "Culme" 等の商標物には打卸値四十五弗もするものあり剛毛にして把手は牛角乃至骨製で、寧ろ *Boise de Luxe* と謂ふべき種類である。相場左の如し。

|     |         |       |    |         |
|-----|---------|-------|----|---------|
| 日本製 | 牛骨製把手剛毛 | 中庸サイズ | 小賣 | 三十仙—六十仙 |
|     | 丸骨本狸毛   | 大     | 打  | 十七弗五十五仙 |
|     | 同       | 中     | 同  | 十一弗七十五仙 |
|     | 同       | 小     | 同  | 二弗五十仙   |
|     |         |       | 小賣 | 一弗八十仙   |
|     |         |       | 同  | 一弗三十仙   |
|     |         |       | 同  | 三十仙     |

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

|     |             |  |       |          |          |       |
|-----|-------------|--|-------|----------|----------|-------|
| 同   | 同           | 筒入   | 同     | 三弗二十仙    | 同        | 四十仙   |
| 同   | 同           | 極大   | 同     | 六弗二十仙    | 同        | 八十仙   |
| 同   | 同           | 大  | 同     | 三弗六十仙    | 同        | 四十仙   |
| 同   | 同           | 小  | 同     | 三弗       | 同        | 三十五仙  |
| 同   | 同           | 白毛   | 同     | 四弗       | 同        | 五十仙   |
| 同   | 同           | 並  | 同     | 二弗五十仙    | 同        | 三十仙   |
| 同   | 同           | 本狸毛  | 同     | 十弗四十仙    | 同        | 一弗三十仙 |
| 英國製 | 牛骨製把手剛毛     |  | 中庸サイズ | 小賣       | 一弗一三弗五十仙 |       |
|     | 木及ニツケル製把手剛毛 |  | 同     | 同        | 八十仙一ニ弗位  |       |
| 獨逸製 | 牛骨製把手剛毛     |  | 同     | 同        | 八十仙一ニ弗位  |       |
| (へ) | 化粧刷子        | ボタン刷毛、水刷毛、板刷毛の三種が日本より少量輸入されつゝあるも、需要は在留邦人婦人に限られ、それも常夏殖民地の事にて、特殊の場合及階級の外、厚化粧を不好、發汗、化粧類の虞れある爲一般に即席の薄化粧が流行し一部の邦人雜貨商品揃へはせるも賣行頗る遠き由である。市價左の如し。 |       |          |          |       |
|     | ボタン刷毛       |  | 一本    | 四十仙一六十仙  |          |       |
|     | 水刷毛         |  | 同     | 二十仙一四十仙  |          |       |
|     | 板刷毛         |  | 同     | 二十仙一四十六仙 |          |       |

(ト) 蟻洗用刷子 日、獨品多少輸入され、藥局、醫院、病院、油商等方面に用ひられつゝあるも、數量は問題視する程ならず、八吋以上一呎二三吋迄の針金製耳穴付剛毛(黒又は白物)にて日、獨品を通じ、打一弗、一本十五仙見當のもの、賣行が最もよい。上等品では打一三弗位の獨逸品も市場に見受けらる。

(チ) 畫刷毛 英國品少量輸入あり、主として屋根、看板商、製圖家、職業下繪師、眞鍮看板商等に需要あるも、數量纏らず値段一本二、三十仙より一弗五六十仙まで。

(リ) ベイント假漆及油塗付刷毛 英、獨品が専ら輸入され居り、小賣一本二十仙一八十仙位のもの最も賣行がよい、ビルポステイン業者、廣告、看板商、家具製造商、眞鍮看板商、カッポー商人(壁塗替商の事)等を主に顧客とする。

(ヌ) 機械掃除刷子 細番ゲーチの眞鍮線を毛させる木製刷子にして、數吋より一呎前後のものも一般に用ひらる、一本四、五十仙より一弗位迄の英國製品が賣行あり、船具商、機械商等これを輸入し販賣してゐる。

(ル) 其他の刷子及刷毛 其他當領にて見受けらるブラシの種類には、コツピー用刷毛、タイプライター掃除刷子、便所掃除刷子、天井刷子、把藥、護謨刷子、椰子實刷子、レコード用天鷲、絨刷子等あるも何れも微々たるものに付省略する。

取引の徑路及代金決済 英國品の輸入は現在、白人商店及び一部の支那商に限られ居るが、前者のタームはD・A六十日乃至九十日サイト、後者はD・P三十日乃至六十日サイト多く、白人商館の輸入品販賣徑路は、通常輸入港都市に於ける支那人及印度人雜貨商へ、産地仕入期限以内にて貸賣し、其等小賣店は店頭にて販賣爲す外、地方の注文に應じたり或は大道商人及夜店商人に卸捌きつゝある、米、獨商品輸入函も大部分白人商の會社及貿易商にして、徑路は右に大同小異である。支那製は

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

華僑商店専ら廣東、上海方面よりこれが輸入に當り、彼等商店の多くは卸小賣を兼營し、馬來半島、暹羅、スマトラ、爪哇、ボルネオ方面に夫々密接なる賣込連絡を有し居れば、此種商品の再輸出は殆んど九分通り彼等の手に依り行はれつゝある。邦品は卸小賣を營む雜貨店これを輸入販賣しつゝありて、半島奥地及近海諸國に於ける同邦小賣店へも取合せ、其他先方の註文に應じ少量の註文にも應じつゝある、内地仕入は王として關西方面にして、阪神積物最も多く條件はD・P若くはD・A三十日乃至四十五日サイト荷替爲手形取組爲せる向が多い。

第三節 本邦品の將來

本邦製各種刷子及刷毛類の當領進出は、排日貨の災禍を蒙りたる昨年及一昨年を除き、大體年を追ふて内地製造品質の改良と相俟つて、着實なる歩調に依り、其の實を挙げつゝある。殊に推定輸入總額の約六割を占むる齒刷子の如きは、品質は各商標を通じて茲三、四年間に餘程レフアインされ、今日海外市場で歐米品と比較するも愈目でなく、遜色なき迄に到つた。嘗に品質が優秀のみならず、一本々々の包装なごも(デザインを除き)往年に比し、頗る感じのよいものとなつた爲め、邦人のみならず他國人間に相當品物其物に對する信用を植え付け、それが當市場に於ては本邦品販路の自然開拓作用を爲しつゝある。換言すれば本邦製齒刷子は茲數年間に實證的に品質の優良と、品價の低廉を他人種の腦裡に印し、彼等に「安心して使用し得る、丈夫にして且經濟的な刷子」なる印象を扶植せし處なれば、茲にその獲得せる信用を失墜せざる様、内地製造業者は海外市場(殊に當地なごの如く、英、米、競争品が相當活躍せる市場)に於ける邦貨相互の連帶信用と言ふ事に深く意を拂ひ、顧客の苦情、短時日にて毛の抜ける事を聞くが加き一等品乃至不良品の輸出を阻止するに共に、自信ある製品に對しては從來の

如き邦品に代はるに、他人種の嗜好と記憶に適する如き英名の商標を冠し、當市代理店又は販賣店をして博く大衆向、英字新聞紙上に廣告せしめ、積極販路の開拓を謀らんか、現在無廣告同様の販賣でも、可なりの成績を挙げつゝある際、頗る有望にして尠く其結果本品の海外市場開拓は現在以上爲さるべきところを察知する處である。元來英人は廣告せずとも著名な或は無名なブラシ一本に對して週三百弗の廣告費を投ずる事を惜しまず、これは一見甚だ無鐵砲なるかの感あれ共、カウスボタン一個に對し、一日の新聞廣告費として弗の五十金を投ずる英人氣質と、當地に於ける廣告の功果性に就て理解すれば、敢えて驚くに足らざる可く、英人の見解よりすれば、これ Give-and-get Policy として、新商品の賣込乃至販路の擴張に彼等が獎んで用ふ商策である、邦製刷子の販路開拓の爲、當地の現状を述べ如上の諸點に對し内地製造業者の一考を望んで止まぬ。

(昭和五年七月新嘉坡商品陳列所報告)

新嘉坡に於ける主なる取扱業者 (註ABC順)

|           |                            |                       |
|-----------|----------------------------|-----------------------|
| 馬場商店      | K, Baba & Co.,             | Middle Road           |
| フランク商會    | Frank & Co.,               | 333 North Bridge Rd   |
| 伊勢屋吳服店    | Iseya & Co.,               | 22-23 Hylam Street    |
| 丸A商店      | Maru A Shoten              | 350 North Bridge Road |
| 株式會社 仲川商店 | Nakagawa & Co., Ltd.,      | 7-8 High Street       |
| 中司商店      | Nakazuka & Co.,            | 310 North Bridge Road |
| 日本賣藥株式會社  | Nippon Baiyaku Kaisha, Ltd | 49-51 "               |

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

|                                   |                  |     |                  |
|-----------------------------------|------------------|-----|------------------|
| 日本藥房                              | Nippon Yakuh,    | 384 | "                |
| 南洋商行                              | Nanyo Shoko      | 491 | "                |
| 坂本商店                              | Sakamoto Shoten  | 28  | Malabar Street   |
| 櫻商會                               | Sakura & Co.,    | 332 | North Bridge Rd  |
| 山田商店                              | Yamada & Co.,    | 66  | "                |
| 山七商店                              | Yamase & Co.,    | 91  | Middle Rd        |
| 吉田商會                              | Yoshida & Co.,   | 68  | "                |
| 吉定商店                              | Yoshisada Shoven | 31  | Hylam Street     |
| Binkmar & C.,                     |                  |     | St. Helen Court. |
| Parmer Export Co.,                |                  | 143 | Cecil Street     |
| Fon N m Song & Co.,               |                  | 36  | South Bridge Rd  |
| Fook O,                           |                  | "   | "                |
| Hatten Bach Lazarus & Sons, Ltd., |                  |     | Collver Quay     |
| Him Woo & Co.,                    |                  | 16  | High St.         |
| Hing Loong & Co.,                 |                  | 17  | "                |
| Interport Co., Ltd.,              |                  |     | Bomham Building  |
| John Little & Co., Ltd.,          |                  |     | Raffles Place    |

|                                |  |           |                            |
|--------------------------------|--|-----------|----------------------------|
| Kwong On                       |  | 28        | South Bridge Rd            |
| Lee Sang Yinn & Co.,           |  | 40-C & 49 | D High St.                 |
| Muller & Phillips, Malaya, Ltd |  |           | Union Building             |
| Rogers & Co.,                  |  | 18        | Whiteaway Laidlow Building |
| Robinson & Co., Ltd.           |  |           | Raffles Place              |
| Sime Darby & Co., Ltd.,        |  | 5         | Malacca St.                |
| Whiteaway Laidlow & Co., Ltd.  |  |           | Battery Rd                 |
| Wing Hing Loong (Chop)         |  | 81        | High St.                   |
| Yue Tai (Chop)                 |  | 19        | "                          |

八、英領印度

第一節 本邦品と外國品との競争

英領印度に於ける本品の輸入状態を見るに、一九二八年度輸入額（自一九二八年四月至一九二九年三月）百四十五萬留比に達した。之れを種類別に分類する時は、化粧用刷子五十七萬留比、ペイント並にヴァニス用刷子三十二萬留比、其他雜品取合せ五十六萬留比の状態である。而して最近數年間殆んど同様の輸入状態を迎れるも、年を逐ふて幾分増加の傾向にある。参考の爲最近三ヶ年間の輸入統計を抜萃すれば左記の如くである。

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

化粧用刷子輸入額 (單位留比)

| 輸出國 | 一九二六年度  | 一九二七年度  | 一九二八年度  |
|-----|---------|---------|---------|
| 米 國 | 二三七、五〇八 | 二六四、〇七〇 | 三〇九、一七二 |
| 英 國 | 五二、四二七  | 四二、六五一  | 四一、六四五  |
| 獨 逸 | 九三、四八一  | 一〇六、四二三 | 一四一、四四六 |
| 日 本 | 二五、四〇九  | 六四、七一四  | 五六、四七四  |
| 其 他 | 二五、四〇四  | 三二、一七八  | 二二、〇二九  |
| 計   | 四三四、二二九 | 五一〇、〇四五 | 五七〇、七一六 |

ペイント並にヴァニス用刷子輸入額 (單位留比)

| 輸出國 | 一九二六年度  | 一九二七年度  | 一九二八年度  |
|-----|---------|---------|---------|
| 英 國 | 二七四、九三四 | 二七三、八七一 | 二二三、三五五 |
| 獨 逸 | 四四、〇〇〇  | 四七、九〇八  | 五四、二三一  |
| 其 他 | 一七、六〇二  | 二二、三三二  | 三七、二二五  |
| 計   | 三三六、五三六 | 三四四、一〇一 | 三一四、八一  |

其他雜品 (單位留比)

| 輸出國 | 一九二六年度  | 一九二七年度  | 一九二八年度  |
|-----|---------|---------|---------|
| 英 國 | 二三一、九一八 | 二五四、七六七 | 二六七、七五七 |
| 米 國 | 四九、三〇八  | 三八、八三七  | 六八、七六四  |
| 獨 逸 | 一一〇、七一九 | 八八、三八二  | 一二二、三八三 |
| 日 本 | 五一、三四三  | 六四、二一五  | 五七、〇七四  |
| 其 他 | 二二、三四七  | 三三、五八六  | 四八、〇九八  |
| 計   | 四七五、六三五 | 四七九、七八七 | 五六四、〇七六 |

本品中需要の最も大なるものは化粧用刷子に屬する頭髮刷子 (Hair Brush) 並にコート刷子 (Coat Brush) である、現下同品は多く米國、獨逸及本邦より輸入する。

米國品は主として品質優秀の高級品が多い。同國製品エクリプス印 (Eclipse) 及びプロファイラテク (Prophy-lac-tu) 印は一般消費者間に好評にして賣行が良好である。本邦品は極端なる價格本位の製品多く、米國品に比較して品質上著しき相違がある。即ち前記統計表を見るに、一九二八年度に於ける米國よりの化粧品刷子輸入數量は四萬六千打にして、價格三十一萬留比を算してゐる。然るに本邦よりの輸入は數量に於て米國より遙かに多く七萬打を示せるに拘らず、價格は之に反對に五萬七

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

千留比に過ぎない。即ち米國品は一打當り六留比一三〇内外なるに、本邦品は僅かに〇留比一三〇に過ぎず、以て兩者品質上の相違が如何に甚しきかを想像するに餘りがある。次に獨逸品は米國品と本邦品との中間品質を保てり、最近同國品の賣行甚だ良好にして逐年輸入増加の傾向を示しつゝある。

齒刷牙は従來印度人の多くが、齒刷牙代用として楊枝の尖端を打ち碎きたる極めて簡單なる木片を使用せる爲、本刷牙の需要は甚だ僅少なりしも、近年生活程度の向上に伴ひ本品の需要が、漸次増加の傾向に在る事は著しき事實である。輸出國は獨逸最も多く同國製レフエクション (Refaction) 印並にギヤランテイ (Gurantee) 印は標準品として賣行が多い。其他高級品としては米國プロファイラクテク印入荷しつゝあるも數量は餘り大でない。

本邦並に佛國よりは廉價品入荷す。

ペイント並にヴァニス用刷牙は英國製品の獨占状態にありて、全輸入額の約七割五分を占む、其他英國よりは一種類にてまごまりたる輸入品少なきも、凡ての種類を通じて入荷せる爲全体の輸入額は各國を凌駕し、輸入國の第一位に在り殊に高級品は各品共同國の最も得意とせる處である。

第二節 需給並に取引

需要狀況 現在使用されつゝある主なる製品は左の如くである。即ち頭髮刷牙、コート刷牙、齒刷牙、髭剃刷牙、掃除用刷牙、ペイント並ヴァニス用刷牙にしてその内最も多く需要せらるゝものは頭髮刷牙、コート刷牙、ペイント用刷牙の類である。需要の時期は一ヶ年を通じてあるも毎年十月頃より一月頃迄は賣行増加する。

頭髮 刷牙 (市中卸賣値枚)

|                  |      |    |          |
|------------------|------|----|----------|
| 米國品 (プロファイラクテク印) | 大型黑色 | 一打 | 一八留比     |
| 同                | 中型黑色 | 同  | 一四留比     |
| 同                | 小型同  | 同  | 一二留比     |
| 同                | 大型白色 | 同  | 一九留比八アンナ |
| 同                | 中型同  | 同  | 一六留比八アンナ |
| 同                | 小型同  | 同  | 一三留比八アンナ |
| 獨逸品 (Ditmar)     | 大型黄色 | 同  | 五留比      |
| 同                | 小型同  | 同  | 四留比      |

コート刷牙

|              |            |    |       |
|--------------|------------|----|-------|
| 米國品 (エクリプス印) | 黑色又ハマホガニー色 | 一打 | 八留比   |
| 獨逸品 無印       | 同          | 同  | 五留比内外 |
| 本邦品 同        | 同          | 同  | 四留比内外 |

齒 刷牙

|                 |    |    |          |
|-----------------|----|----|----------|
| 獨逸品 (パーフエクション印) | 給色 | 一打 | 二留比      |
| 同 (ギヤランテイー印)    | 同  | 同  | 一留比一〇アンナ |
| 佛國品             | 同  | 同  | 二留比八アンナ  |

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

|     |    |   |         |
|-----|----|---|---------|
| 同   | 白色 | 同 | 二留比四アンナ |
| 本邦品 | 鉛色 | 同 | 一留比四アンナ |

髭 刷 子

一打三留比より五留比内外のものが賣行が多い。

取引の経路 本品の輸入は専門の取扱業者なく雜貨輸入業者の手にて取扱はる、當地の雜貨輸入業者は本邦に支店を有し該支店を通じて購入せるものも、直接本邦の製造業者又は輸出業者より購入するものも二つあり、最近は後者の直接取引大部分を占む。

代金決済は凡て荷爲替手形による。本手形は主として印度貨幣を表示せる銀行買入爲替手形にて支拂、期間はD・P三十日拂普通である。

### 第三節 本邦品の缺點とその改善策

品質上の缺點 本邦製品の品質上に於ける缺點は、歐米品に比較し脱毛早きに在り、殊に齒刷子の如きは其非難が甚だしい本邦品の植毛方法を見るに、裏面より二個の穴に一筋の毛を挿入し糊を以て固着せしめある爲、濕氣によりて糊又は木地に腐敗を來たしたる場合には着ちに脱毛の恐れあれども、米國品は一つ穴毎に機械力を以て固く止め、且つ又同國プロフィールラテック、エクリプス印の如きは、植毛の地板にアルミニウム板を貼覆せる爲、木地の腐敗を防ぎ、脱毛の恐れは全然ない、是等植毛方法の相違は耐久力に關係する處が大であるから特に研究を要す。

其他ハンドルの品質及塗色に就ても、歐米品に比較して遙かに遜色あれども、右は價格の相違に基因し値段本位の邦品としては己むを得ない處であらう。然し乍ら常に邦品が安物の代表品の如く一般に思惟せらるゝ事は邦品の爲、得策にあらずと信するが故に、販賣上支障なき範圍に於て漸次價格を引上げ適當の程度に品質の向上を計り以て歐洲品に對抗する事は將來の發展策として最も肝要な事であらう。

取引上の缺點 取引上に就ては特に缺點を稱すべき事項なきも、唯本邦當業者の本品に對する販賣方法は、頗る消極的にして從來輸入せられたる僅かの品種を繰返し供給するに止まり、新製品の販路開拓又は商標の宣傳廣告等に對し甚だ不熱心なる觀あり、吾等の所見を以てすれば本邦よりの輸入品は殆んど品質型狀が固定し何等の新鮮味なく、従つて其需要も亦從來の一定範圍内に限られるものゝ如くである。之れに反し歐米各國は各品種に應じて適當の改善を計り、且つ各種の廣告機關を巧みに利用して宣傳に努力しつゝあり右は販路開拓上最も緊切の事項なるべしと思はる。

品質上の改善に對しては先決問題として同業者間の競争販賣を防止すべきである。本邦品が市場に於て常に粗製品としての取扱を受け、又實際に品質の低下を示しつゝある最大原因は、目前の利慾の爲に競争の結果己む得ず優良材料を使用し得ず、且つ工費を節減する爲にして、之れが改善策としては取扱業者の自覺、販賣方法の改善、組合組織の完成等種々あるべきも、要するに競争の一原因は、製造業者の資金問題に歸するものと思はるゝが故に、是等當業者を救済すべき金融機關の完備が急務であらう。

尙從來本邦工業組合に於ける品質検査は甚だ不充分にして、遺憾とする點少なからざるを以て、今少しく同組合の品質検査

海外市場に於ける本邦品



に權威あらしめ、價格に之れを實行して一部當業者の不正行爲を監督せば、無意義なる競争による品質低下の弊害を防遏し得べしと信ずる。

更に積極的販路開拓策としては、一定商標を登録し品質本位の下に宣傳廣告する事が最も必要なりとす。歐米諸國は少しく賣行よき商品又は將來賣出さんとする商品に對しては其商標の宣傳に全力を集中してゐる。試みに當地方新聞雜誌を見るに歐米各國の製品は各品種を通じて日々廣告欄を賑はしつゝあるに反し、本邦品は年額一億六七千萬留比の物資を供給せるにも不拘何等の廣告をも發見せざるは寧ろ奇異の感なき能はず、將來宜敷く各種の廣告機關を利用し喧傳に努むべきである。

#### 第四節 需要者の嗜好と本邦當業者の特に留意すべき點

大體現在の輸入品は永年の需要を経験によりて自然に印度人の嗜好に適合せる様製作せられあるを以て、消極的に現状に於て不可なしと悲惟せらるゝも、消費者たる印度人の生活状態が逐次向上しつゝあることゝ、近時政治的にも經濟的にも思想が推移しつゝある際なれば、晏如として舊套にのみ捉はれあることは策の得たるに非ずと信ず、唯參考の爲めに現今當市場に於て比較的好評のものを掲記すれば左の如くである。

コートブラシ又はヘヤーブラシ類のハンドルはマホガニー色、黑色或は黄色ニスこし塗色せるもの從來賣行宜し、又刷毛は黑色賣行よく上物には豚毛を使用してゐる。本邦より入荷の廉價品は多く植物性纖維を用ひ、最近の獨逸品には中央に植物性纖維を植へ周圍に豚毛を使用せるものである。

齒刷子にはセルロイド製品並に牛骨製品の二種あり、前者のセルロイド製にて飴色のもの賣行よし、牛骨製品は宗教上の關

係にて印度教徒は嫌忌するが故に、印度向としては適當ならず、髭剃刷子も同様にて其ハンドルは牛骨より木製、ニツケル製又はセルロイド製品を可とする。

#### 第五節 本邦品の將來

當印度に於ける本品の輸入状態は、前項に於て略述せし如く各品種を通じて價額百四十五萬留比に達せるが、其内米國、英國、獨逸の三ヶ國にて全輸入額の約八十%を占む、之れに反し本邦品は僅かに八%内外に過ぎざる状態なるを以て、販賣方法宜敷きを得又製品に對する聲價を獲得せば尙充分發展の可能性ありと信ずる。

尙當地方に於ける刷子の製造工場は記載すべきものはない。

(昭和五年九月日印協會甲谷陀日本商品館報告)

### 九、濠太刺利

#### 第一節 本邦品と外國品との競争

一九一三年に於ける濠洲の各種刷子の輸入状況を見るに、英國品八萬二千磅、獨逸品二萬四千磅、本邦品一萬八千磅、其他合計十五萬四千磅にして英國品五割三分、獨逸品一割五分、本邦品一割一分見當であつたが、戰時中獨逸品の杜絶、外國品の激減に基き本邦品は著しく増加し一時は輸入額の半數を占むるの盛況を呈した。戰後に至りても國內需要増加の結果本邦品は一段の増加を示したが、一方英國品は夥しく進出し之と共に獨逸品は戰前の狀況に恢復せんき活躍に努め、米國品も亦遞増し來つたので、此等各國品が本邦品に對し競争の地位にあり、就中輸入の六七割を占むる英國品は我強敵であつた。然るに數年

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

前より濠洲にて刷子の製造を開始し日覺しき勢を以て發展を遂げ、何れの輸入品にも對抗しつゝあつて、之が爲め本邦品は致命的打撃を蒙るに至つたのである。今右の状況を明にする爲最近數年間に於ける各種刷子の輸入額を表示すれば左の通である  
(毎年七月より六月に至る、單位千磅)

|       | 一九二五—二六年 | 一九二六—二七年 | 一九二七—二八年 | 一九二八—二九年 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 英 國   | 一五四      | 一二八      | 一二七      | 一一八      |
| 日 本   | 六四       | 五七       | 二〇       | 一三       |
| 米 國   | 二一       | 二〇       | 一一       | 一三       |
| 獨 國   | 三        | 七        | 一五       | 一一       |
| 其 他   | 一〇       | 一八       | 一一       | 七        |
| 輸 入 計 | 二五四      | 二三二      | 一八六      | 一六五      |

第二節 需給並に取引

需要の概況 本邦刷子の濠洲への輸入を種類別に見ればヘヤーブラシ、ツースブラシ、ネイルブラシ、クロスブラシ、シューシューブラシ等で、其内ヘヤーブラシが七、八割を占めて居る。最近二年間の輸入額を示せば左の通である。

| 品 種 別   | 一九二七—二八年 | 一九二八—二九年 |
|---------|----------|----------|
| ヘヤー、ブラシ | 一五、四四七磅  | 一一、六四八磅  |
| ツース、ブラシ | 七八九      | 二六六      |
| ネイル、ブラシ | 九五八      | 八六九      |
| 其他      | 三、〇〇九    | 九七四      |
| 計       | 二〇、二〇三   | 一三、七五七   |

需要の時期 ヘヤー、ブラシはクリスマス時期が他の時期に比し需要多し、雖もツースブラシ、クロスブラシは一年中變なしの趣である。

卸及小賣價格 目下當地市場にて本邦刷子の取引あるはヘヤーブラシのみにて其内賣行良好なるはセルロイド被ひの柄に毛十一行植付のもの(婦人及男子用とも)一個に付卸値段二志六片より三志九片の處(ブリッスル及ファイバー混交の程度等に異なる)にて、之れを小賣する時は更に三、四割を増すを通例とする。但し以上は本年四月附加關稅(後項説明)賦課以前の入荷に對する値段である。

取引の経路 扱商により異なるも直接輸入するもの及在當國邦商を通じ仕入れるもの、二様であつて、問屋が小賣屋に卸す場合は三十日拂云はれて居るも、取引關係に依りては六十日迄支拂を延期する云ふ。

海外市場に於ける本邦品



### 第三節 需要者の嗜好と本邦當業者の留意すべき點

從來ヘヤーブラシの柄は婦人用は白色、男子用は黒色が多数であつたが、最近婦人用の中にはピンクやブルー等の色が有り、トースブラシやネイルブラシの中にも色を配したものが見ゆる様になつた。又ヘヤーブラシの中には觸りを柔かにする爲、毛の植付面を護謨張りとするものも市場に見受けらるゝに至つた。

本邦品に就て問屋筋、百貨店等の意向を徴して見るに、誰れも缺點を擧げるものなく何れも當國市場で聲價高き英國品に比するも遜色なしと稱揚して居る。

只だ當地一流某デパートメント、ストアーでは從來本邦品を相當手廣く扱つて居つたが、數年前シエービング、ブラシユから、一、三 Antark 發生の騒ぎがあつて以來店名にも關するを以て、本邦品は一切取扱を中止せりこのことであり、又他の輸入商に於ても之を指示したのもあつた参考迄附言する。

### 第四節 本邦品の將來

既述の通り近年本邦品のみならず輸入刷子全体が當國品に押され、減退一方の状態なりし處へ最近關稅引上の爲、輸入品は一層困難になつて來た、即ち從來刷子類の關稅は從價稅五割五分若くは從量稅一打に付ヘヤーブラシユ及クロースブラシユ七志、ネイルブラシユ四志、トースブラシユ二志の何れか高き稅を課することとなつて、相當高率なものであるに不拘、一九三〇年四月右稅率の五割を附加稅として賦課することとなつた。故に從價稅に依て見積るも本品の關稅は八割二分五厘(英國品は六割)にて、尙之れにセールスタックス二分五厘(國內製品にも同様賦課)の賦課もあつて著しい増稅を見たのである

然るに一方刷子の原料は手を施さぬものは無稅と云ふ狀況で、國內製品に輸入品との値開きは更に著しくなりたるを以て、一般外國品は輸入殆んど杜絶と云ふ姿に至つた。

目下當市均一雜貨店(二志六片以下の雜貨)等にて販賣する各種刷子は何れも、濠洲品で上品を扱ふ店では未だ英國品あるも市場の狀況からして、濠洲品六割、英國品四割と云はれ、而も尙英國品は今後更に減退するものを見越されてゐる。

上述の次第で今日當國市場にある本邦刷子は右關稅引上前輸入の殘荷(主としてヘヤーブラシユ)で、右が賣盡さるれば本邦品は其跡を絶つてあらうと問屋筋で云つて居る。本邦品が當國市場に紹介せられてより相當の星霜を重ねて居り、戰時中は一時にせよ、市場に覇を握つたこともあるのであるが、恠に遺憾に堪へぬ次第である。(尤も本品材料は引續き輸入してゐる)

### 第五節 濠洲に於ける刷子工業

濠洲では數年前より毛は支那及日本方面より、柄の材料は日本及獨逸等より輸入し國內で各種のものゝ製造を開始してゐる而も益々進展の狀況であつて其製品は輸入品に比し品質劣らず、値段は甚だ格安に出来るのみならず、其上取扱商側から見れば仕入に便利であるから、一層國內製品に頼ることゝ傾向である。又製品は一般の嗜好に投合する様製造に努め、上品は堂々々々 Made in Australia の銘を打つて居り、下級品は British Make として英國品に紛して居り、旁々市場を風靡して居る。

而して濠洲で刷子製造に最も早く着手したのは Adair 商會で、其製品は市場に於て好評を博して居る。右様の次第で本品に關しては現勞動黨政府が理想とする通り濠洲内でその需要は國內で供給するに至るべしと云はれて居る。

(昭和五年九月在シドニー井上總領事報告)



10、秘 露

第一節 本邦品と外國品との競争

最近に於ける當國の刷子輸入額は左の如くである。(單位秘磅)

|     |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|
| 日 本 | 一九二八年 | 一九二七年 | 一九二六年 |
| 外 國 | 三三二七  | 二三五五  | 三二八一  |
| 合 計 | 四九〇四  | 五六二五  | 五〇二八  |
|     | 八四三一  | 七九八〇  | 八二二二  |

右の如く本邦品は當國輸入額の三割乃至四割の間を上下し居る状態である。當國には未だ大規模の刷子製造業なく、又將來も急にこれが發達を期待し得可らざるが故に、本邦品の商敵は獨、英、米製品等なる可く、何れも關稅其他輸入諸掛に同程度の障害を蒙れるが故に、研究次第には尙多少販路擴張の見込あるが如くである。

第二節 需給並に取引

當地に於て需要せらるゝものは主として齒磨用、食卓用、衣服、帽子用、爪櫛、顔面用、靴磨用及び植物性各種刷子である。左に一九二八年に於ける前記各種製品の國別輸入額を表示する。(單位秘磅)

|     |                        |         |
|-----|------------------------|---------|
| 日 本 | (一) 齒 刷 子 (稅率内裝込キロニソル) | 二、八九五秘磅 |
|-----|------------------------|---------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 獨逸        | 七九八   |
| 米 國       | 四一八   |
| 香 港       | 四七    |
| 計 (其他ヲ含ム) | 四、二四二 |
| 獨逸        | 五六一   |
| 日 本       | 二一三   |
| 其 他       | 六一    |
| 計         | 八三五   |
| 獨逸        | 六三    |
| 日 本       | 四〇    |
| 其 他       | 二二    |
| 計         | 一二五   |
| 獨逸        | 三八八   |
| 日 本       | 一八三   |
| 米 國       | 四一    |



海外市場に於ける本邦品

計

英

二二

六四五

(五) 植物性刷子(木製の柄覆のもの)(外装共キロソル)

|   |   |   |       |
|---|---|---|-------|
| 西 | 班 | 牙 | 五二二   |
| 米 | 國 | 國 | 二八三   |
| 英 | 國 | 國 | 二〇八   |
| 日 | 本 | 國 | 一五五   |
| 獨 | 逸 |   | 一一〇   |
| 計 |   |   | 一、四三〇 |

右は糊張用、便所掃除用、臺所用タワシの加きものなるが其他空埴掃除用の針金製品米獨より、又床磨用のもの英米より小額乍ら輸入してゐる。

需要の時期は特に無きも衣服用は夏季に於て幾分の増加を見るのである。

卸及小賣價格 別に一定せる標準はなれど本邦品は歐米品に比し体裁品質價格何れも一段低く、本邦品のリマ市場に於ける値段は大體左記の見當である。(單位ソル)

|   |   |   |            |     |          |
|---|---|---|------------|-----|----------|
| 種 | 類 | 上 | 物          | 並   | 物        |
| 齒 | 磨 | 用 | 十二打ニ付 四〇ソル | 即 賣 | 小 賣      |
|   |   |   | 五〇仙        | 十二打 | 二〇ソル 二〇仙 |

|   |   |   |     |    |     |   |    |      |
|---|---|---|-----|----|-----|---|----|------|
| 衣 | 服 | 用 | 一打  | 二五 | 三ソル | 同 | 一五 | 一、八〇 |
| 頭 | 髮 | 用 | 同   | 二八 | 三〇仙 | 同 | 一三 | 一五   |
| 爪 | 用 | 用 | 一二打 | 四〇 | 五〇  | 同 | 三〇 | 三〇   |

取引の経路 本邦は主として阪神地方の輸出業者が直接取引をする、輸入業者は在留邦商並に在秘獨逸系商人にして、後者は神戸獨逸亞細亞銀行を介して阪神在留の獨逸商提携し居れる向が多い。

代金決済 日本この取引開始には輸出業者に於て荷爲替信用状を要求するを以て、賣價格安なるに拘らず商談圓滑ならず、當地方の對外取引は普通六十日乃至九十日の爲替手形にて決済する。

### 第三節 品質及取引上留意すべき點

近時齒磨刷子中植物性纖維の混入せるあり忽ちにして使用に適せざるに至り、品質は歐米品に比し劣る云はれるを以てこの點を留意すること共に賣込に當りては英文カタログ又はラベルを附する餘裕あらば是非西班牙文を併記したく、又本邦に刷子輸出同業組合の如き團體あれば、組合にて輸出品を吟味すること共に西文の案内書を各地商業會議所、官廳又は貿易通信員を利用して配布するも一法であらう。

荷造其他發送方法は餘り苦情を聽かざるが、小額の註文には郵便小包に據る方輸入税の附加税(約税の四割)及び通關手数料を免がるゝが故に有利にして代金支拂方法は前述の如く長期の手形を以て決済することとし、輸入業者に便宜を與へるに同時輸入業者の希望によりては現に他國輸出業者の實行しつゝあるが如く通關の便宜上一様のインボイスを送ることを要する

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

而して本邦品は市場の狭小なる爲め他外國よりの輸入品を全部驅逐し得たりとするも尙現在輸出額の倍額約六萬圓に達する程度のものであらう。

尙當國に於ける刷子製造業は尙幼稚にして現に靴刷子用として僅少の産出あるに過ぎない。

(昭和五年八月在リマ淀川領事代理報告)

## 二、加 奈 陀

### 第一節 輸 入 状 况

加奈陀の本邦より輸入する刷子類の全額は近年減退の傾向にある、即ち一九二五年の三十萬圓臺から今日では一年二十萬圓臺に減じてゐる。最近五ヶ年の數字を示す左の如くである。(大藏省貿易統計 單位圓)

|       |         |
|-------|---------|
| 一九二五年 | 三三二、五〇九 |
| 一九二六年 | 三〇二、七三八 |
| 一九二七年 | 二〇七、二八七 |
| 一九二八年 | 一五八、一三六 |
| 一九二九年 | 一三〇、一八五 |

之は本邦製各種刷子を通じて輸入減少した爲であるが、就中本邦輸出刷子類中最も重要な地位にある髮用及齒磨粉枝の二品は加奈陀輸入が稍著しく減少したるに依るものであつて、之を數字に示す次の通りである。(大藏省貿易統計 單位千圓)

|     | 一九二四年 | 一九二五年 | 一九二六年 | 一九二七年 | 一九二八年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 髮 用 | 一一一   | 一七四   | 八八    | 三一    | 四三    |
| 齒 用 | 一〇八   | 一一一   | 一一八   | 一三〇   | 六八    |
| 爪 用 | 七     | 九     | 一一    | 七     | 七     |
| 衣 服 | 五八    | 一八    | 八二    | 三六    | 三五    |
| 其 他 | 九     | 八     | 四     | 一     | 二     |
| 計   | 二九三   | 三三一   | 三〇三   | 二〇七   | 一五八   |

然らば加奈陀側の刷子輸入總額は如何に云ふに、此の方は一向減少を示さぬのみか却つて一九二五年を境として増加の勢にあること次表の通りであるから、従て本邦品は加奈陀に於て漸次他國品の壓迫を感じつゝあると見るの外は無ないのである。

(加奈陀領統計局發表 單位弗、各年三月末に終る過去十二ヶ月)

|       |           |
|-------|-----------|
| 一九二一年 | 一、〇七七、七一八 |
| 同 二 年 | 六〇七、〇〇〇   |
| 同 三 年 | 六〇一、五九三   |
| 同 四 年 | 七九四、九九七   |
| 同 五 年 | 五六五、〇五五   |
| 同 六 年 | 五九四、二七三   |
| 同 七 年 | 六四〇、四六九   |

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

一九二八年  
一九二九年  
一九三〇年

六三一、七一四  
六八六、〇五六  
八四九、二二六

然らば加奈陀は如何なる國々から如何なる種類の刷子何程を輸入しつゝあるかを見、併せて刷子輸入に就て加奈陀の貿易上本邦の占むる地位を明にすることを試みる。最近刊行せられた領統計局の貿易年表に依るに、一九三〇年三月末に終る過去十二ヶ月間の各種刷子類の輸入額は次の通りであつて前年同期に比較すれば皆一様に増加して居る。

加奈陀への輸入（三月に終る十二ヶ月間）

| 品名            | 一九二九年度  |        |        | 一九三〇年度  |        |        |
|---------------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
|               | 總額      | 英國     | 米國     | 總額      | 英國     | 米國     |
| 刷子、ペイント、ヴァーニシ | 七七、六五一  | 五六、一二三 | 一一、一四〇 | 九四、〇三五  | 七三、七二九 | 一一、八一九 |
| 齒刷            | 七四、一五八  | 一一、〇三五 | 七、四一三  | 一五八、四〇〇 | 一〇、五三八 | 五四、六〇〇 |
| 刷子全部          | 一四一、八〇九 | 六六、一五六 | 一八、五五三 | 二五二、四三五 | 八三、二五二 | 六六、七四三 |

| 品名                 | 一九二九年度  |         |         | 一九三〇年度  |         |         |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                    | 總額      | 英國      | 米國      | 總額      | 英國      | 米國      |
| 刷子化粧用<br>(別號ニ掲ゲザル) | 二三四、〇八五 | 六四、二一七  | 五九、四三九  | 二三八、六〇七 | 七二、三一九  | 五七、二〇四  |
| 刷子化粧用<br>(別號ニ掲ゲザル) | 一七、〇九五  | 七二、八七七  | 三〇〇、一四八 | 一五、〇四六  | 八〇、一八五  | 三五八、一八四 |
| 其他ノ刷子<br>(別號ニ掲ゲザル) | 五三、三五〇  | 二〇七、八七四 | 六八六、〇五六 | 八〇、六〇二  | 二〇三、九二三 | 八四九、二二六 |
| 刷子全部               | 二八六、八八〇 | 一八五、七二五 | 一、一八五   | 三二七、五四六 | 一八五、一八八 | 一、一八五   |

今、上に掲げた統計表の示す所要約すれば、刷子類中最も輸入高の多いのは「別號に掲げざる其他の刷子類」(その内容頗る明瞭を缺ぐ)で、次は之も「別號に掲げざる」を題する化粧刷子類であるが、本邦より輸入せられる髪用及爪用等は此の項目に入るものも考へられる、而して其次が齒磨楊枝に云ふ順序である。之を各國別に見ると、齒磨楊枝に於ては日本が第一位にあつて、全輸入高の五割四分を占め英米二國は顔色なき有様であるが、茲に注意すべきは米國よりの輸入高は、前年度には七千弗に過ぎなかつたものが、一九三〇年度には一躍五萬四千弗に上り、英國を倒して第二位に昇つたことである。「別號

海外市場に於ける本邦品



に掲げざる化粧刷子」は日本が三割三分を占めて之亦第一位にあり、英、米、獨の諸國之に續き「其他の刷子」では米國斷然他を抜き六割を占めて居り我國は掲げられて居らぬ。之を刷子全體として見れば、米國(三三二七、五四六弗)第一位に上り、英國(二三七、一八八弗)之に次ぎ、遺憾乍ら日本は第三位に落ちるのであるが、之等三國の加奈陀に對する輸出高は同國全輸入高の九割に達し、加奈陀への輸入高一萬弗以上の國は一九二九年の統計に依るに、以上三國の外には獨逸(四六、七〇二弗)と佛國(二〇、九三八弗)の二を算ふるに過ぎない。之を要するに本邦より加奈陀への刷子輸出額は減退の傾向に在るもの云はねばなるまいが、併し乍らまだ全輸入額の約二割を占めて居るのである。今後此の減退の勢を食止め却つて之を増加さすことは一に本邦當業者の心懸次第云ふべく、米國の競争を打破るの決心と努力が必要であり、又一方加奈陀内の刷子製造業の發達に就ても常に注意を怠らぬことが肝要である。参考の爲茲に一九二五年以來の加奈陀側の本邦刷子輸入統計を掲げて本項を終る。(領統計局發表、單位弗)

| 品名                 | 一九二五年            | 一九二六年  | 一九二七年  | 一九二八年  | 一九二九年  | 一九三〇年  |
|--------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ペイント、ヴァーニ<br>ツシ用刷子 | 四四三              | 三三二    | 二〇四    | 不詳     | 同      | 同      |
| 齒磨、楊枝              | (一九二八年迄此ノ項目獨立セズ) |        |        |        |        |        |
| 化粧刷子(別號ニ掲<br>ゲザル)  | 二二、五五八           | 一五、九六八 | 一六、九四七 | 一〇、二九元 | 一四、一〇七 | 八七、二六  |
| 其他(別號ニ掲<br>ゲザル)    | 四、九三二            | 二、三三三  | 九、〇七二  | 不詳     | 同上     | 同上     |
| 計                  | 一                | 一      | 一八、三三五 | 二九、七七七 | 二四、五〇一 | 一四、一〇一 |

註 「不詳」は輸入なきか又は輸入金額僅少にして貿易統計表に記載せられざるものである。

### 第二節 需給並に取引

需給状況 上掲の統計が示す通り本邦より加奈陀に輸入せらるる刷子類は齒磨楊枝を第一とし、髪用、爪用等の化粧刷子類及衣服用刷子等之に次ぎ、Shaving Brush 及 Paint Brush 等は輸入極く少量にして殆んど記述を要せざる程度のものである。以下少しく各種刷子に就き需給状況を述べ同時に品質上の缺點等に言及するにこゝする。

(イ) 齒磨楊枝 近年刷子面の平かなものは全然需要なく、Dr. West Style 稱せらるる凸型のもの賣行最も好く、Prophy Tactic Style 呼ばるる凹型のもの之に次ぎ、總して大型のものは需要比較的尠く、嗜好は漸次小型のものに移りつゝある。柄は骨製よりもセルロイド製好まれ、桃色等の色物全盛である。一方には又骨製の柄を丈夫であること云つて好む者も無いではないが、セルロイド製のものに比して工作上の相異に基き毛の抜け易い惧がある。晚香坡に於ては本邦製のもの優勢であるが、英國物も二割位は販賣せられ之には概して高價品が多い、元來ブリタイシ、コロンビア州は加奈陀諸洲中比較的英國人が多いのであるが、彼等は英國製品に對して多大の愛着を有し、之に對しては高價を拂ふことを厭はない、例へば小賣値段一本五十仙位のものになるに、英國品が好く賣れ同一品質であつても本邦品は賣れない有様である。由來本邦品は最初から安物と見縊られるのであるが、小賣店でも英國人の此の心理を好く心得て居つて英國品を高く賣付けて餘分の利益を占めて居る。

海外市場に於ける本邦品



云ふ、いである。英國製品の外チエッコ、スロバキヤ製品及獨逸製品あるも、本邦製品も略々同様のものであつて Wool Wo  
rth の Chain Stoves 等でも本邦品と相並して販賣せられてゐる。齒磨楊枝は裸の儘販賣せらるゝこと少く、昨今は箱入とし  
又はセルフイン紙に包んで小賣せられてゐる。本邦品は未だに消毒不十分であるこの印象を有するものが、仲々其の跡を絶た  
ぬ爲に取扱業者中 Made in Japan のマークを好まないものがあること云ふから、消毒及包装には充分注意を要する。

(ロ) 髪用刷子 女子の斷髮流行以來櫛を用ふることも多く、髪用刷子は従來程の賣行がない、併し男子用の Military Brush は  
稱せらるゝものは相當の賣行があり、クリスマス前には贈物としても需要が尠くない、之はハンドルなく通常二個一揃として  
販賣せられる。

(ハ) 衣服用刷子 之は近年 Whisk Broom を稱せらるゝ小型の黍殼帚(普通二十五仙から五十仙位で販賣せらる)に販路を  
奪はれ従前程の賣行はない。尤も洋服掛兼用のものは洋服商等の顧客への贈物として昨今ポツ／＼輸入せられてゐるが、性質  
上永續性に乏しいものと観測せられてゐる。

(ニ) Shaving Brush 一輸入商の語る所に依るに、本邦品の往々消毒不十分なものがあり嘗て虫がついてゐた事があること云ふ  
晩香坡では本品は二、三弗より六、七弗迄のものが好く賣れるが皆名の知られた會社の製品で本邦よりの輸入は極く尠ない。

(ホ) トイレット、セット 最後に一言したいのはトイレット、セットである。之はセルロイド製であつて、櫛、鏡、ブラッ  
シ或は右三品の外細かい道具類三、四品を添へて一揃として販賣せられる美麗な化粧用道具で目下流行を極め殊にクリスマス  
用として需要の多いものである。加奈陀への輸入額は一年約三十萬弗であつて、此の内約二十萬弗は米國より輸入せられ、外

に獨逸及英國より夫々四萬五千弗及三萬弗内外の輸入がある。晩香坡に於て本品を本邦から殆んど一手に輸入して東部諸都市  
の各百貨店等へも卸して居る一輸入商の語る所に依るに、昨年は本邦より約五萬弗の輸入があつたが、本年は値段の關係でク  
リスマス用の注文を米國側に奪はれて今日迄の本邦よりの輸入額は、昨年十分の一に減じたことであるが、最近本邦工  
場に於て値段を下けたので、來年のクリスマスには相當盛返すことが出来ること確信して居るらしい、本邦品で櫛、鏡、刷子  
三品一揃(箱は安物)卸賣値段三弗二十仙迄ならば米國品及加奈陀品に對しても相當競争の見込があること云ふ。此の賣値段は  
六弗五十仙より七弗迄ある、本邦品は近頃の物は仲々出來が好く何等品質上の苦情は無いが、時々櫛が極く少し反ることがあ  
る由である。輸入商は本邦製造業者と直接の取引をして居り、値段を出来るだけ低廉にして他國品との競争に有利にする爲に  
Irrevocable L. C. を用ひて居ることを語つた。

需要の時期 Hair Brush 及 Military Brush はクリスマス用として需要多く、齒磨楊枝及爪用刷子等は季節無しであるが、  
何れか云へば春に需要が多くなるのである。

卸及小賣値段 本邦品最近の卸及小賣値段は左の如くである。

(イ) 齒磨楊枝 卸値段は一哥十二弗より三十弗位迄あるが最も賣行好きは十八弗迄のものである。

小賣値段は一本十五仙より三十五仙、四十仙位迄。

(ロ) 髪用刷子 男物 Military Brush 普通二個一揃で小賣値段三弗以上。

女物小賣値段一個二弗五十仙より三弗前後。

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

(ハ) 爪用刷子 卸値段ハ木製の安物一打一弗五十仙前後。上物三弗より五弗位。

小賣値段は一五仙より二五仙迄のものが比較的需要が多い。

取引の経路 輸入商が製造工場及び輸出商より輸入し之を卸商及大小賣商へ販賣する、近來製造工場より直接輸入せんことを輸入商漸次多き模様である。

代金の決済 代金は輸入の場合はD・A 參着後六十日拂で小賣商へ販賣の場合は三十日後拂である。

### 第三節 加奈陀に於ける刷子工業

領統計局發表の一九二七年度の統計に依るに加奈陀内には帚、刷子類の製造工場八〇、投資額約四百萬弗、年産額四百二十萬弗であつて、帚、布帚等の外各種刷子類及トイレットセットの製造をなし目下發展の途上にある。今加奈陀に於ける一九二七年度の帚、刷子、布帚の生産統計を示すに左の如くである。  
(昭和五年七月在晚香坡江戸領事報告)

|       |            |
|-------|------------|
| 工場數   | 八〇         |
| 投資額   | 三、九七六、六四五弗 |
| 使用人   | 一、三三〇      |
| 給料支拂額 | 一、二八九、四九三弗 |
| 原料價額  | 一、七八九、九七二弗 |
| 製産品額  | 四、二二七、六七七弗 |
| 製産費額  | 二、四三七、七〇五弗 |

## 一一、桑 港

### 第一節 本邦品と外國品との競争

千九百二十年日本は米國に三百八十三萬二千弗(即ち米國總輸入額の八十四%)の刷子を輸入したるが、其後日本よりの刷子輸入は漸次減少し千九百二十三年には二百十八萬二千弗(米國總輸入額の六十六%)、千九百二十五年には八十四萬弗(米國總輸入額の五十六%)、千九百二十七年には七十二萬九千弗(米國總輸入額の四十八%)、千九百二十八年は八十六萬二千弗(米國總輸入額の五十三%)を示してゐる。

右日本の輸入減少の理由を述ぶるに先ち今少しく米國の刷子輸入に付て述べん。

千九百十四年百九十七萬六千弗の刷子を輸入したる米國は、千九百二十年には四百五十四萬三千弗を輸入したるが、右を頂點として其後刷子の輸入は漸減し始め千九百二十三年には三百二十七萬四千弗(千九百二十年の輸入總額に比し二十七%の減少)、千九百二十五年には百四十七萬四千弗、千九百二十七年には百五十萬千弗、千九百二十八年には百六十二萬弗(千九百二十年の輸入額に比し六十四%の減少)、千九百二十九年は二百八十萬弗を示してゐる。

次に歐洲其他諸國よりの米國への刷子輸入に付て見るに、千九百二十年には七十一萬三千弗(米國總輸入額の十五%)、千九百二十三年には百六萬九千弗(米國總輸入額の三十二%)、千九百二十五年には六十萬六千弗(米國總輸入額の四十二%)、千九百二十七年には七十七萬二千弗(米國總輸入額の五十一%)、千九百二十八年には七十五萬八千弗(米國總輸入額の四十六%)を輸入してゐる。

海外市場に於ける本邦品



右の如く歐洲其他の諸國よりの刷子輸入額の米國總輸入額に對する比率は、日本が千九百二十年の八十四%より千九百二十年の五十三%に減じたるに反し、千九百二十年より千九百二十八年に至る間に十五%より四十六%に増加してゐるが其輸入額は八、九年前も現時も殆んど同様である。されば本邦製刷子の米國輸入減少は歐洲諸國よりの輸入品との競争の結果と云ふよりも、寧ろ米國に於ける刷子製造業の發達と輸入關稅増加に歸せなければならぬ、右の二理由は本邦品米國輸入減少の直接の原因なりと見るここが出来るであらう。

千九百十四年米國に於ける刷子生産高は千七百八十九萬四千弗なりしが、千九百二十五年には四千五百八十二萬四千弗に増加し、千九百二十七年には四千七百八十四萬四千弗を示してゐる。而して此の中齒磨刷子は三百三十萬千弗、化粧用刷子は四百九十八萬七千弗である。斯く米國の刷子製造業は年々發達し國內の需要を供給しつゝあると同時に一方殆んど輸入と同額の輸出をなしてゐる。千九百二十八年の米國刷子輸出額は百十八萬七千弗、千九百二十九年は百二十九萬九千弗を輸出してゐる米國の刷子製造業發達が米國刷子輸入貿易に大なる影響を及ぼしたるは言ふ迄もなきことなるが、更に外國品輸入減少の重大なる原原と見るべきは、千九百二十二年の輸入稅増加にて普通刷子は四割五分、セルロイド製刷子は六割の高率に引上を見た千九百二十年四百五十四萬三千弗を輸入したる米國は千九百二十八年には百六十二萬弗、即ち千九百二十年の輸入額に比し六十四%を減少してゐる。

米國全体として刷子の製造及輸入狀況は前述の通りなるが、次に桑港に於ける日本品及外國品刷子の輸入狀況を見るに、千九百二十二年本邦より桑港に輸入したる刷子は十三萬二千四百六十五弗なりしが、其後輸入は減少し千九百二十五年は十一萬千五百五十弗に下り、千九百二十六年には七萬三千五百九弗に激減し、其後の輸入額は七萬三千弗臺に達せざりしが、昨年俄かに増加し其額十九萬六千五百一十一弗に達したるが、右は新關稅率増加を見越しての輸入増加にして平常の狀態と見ることは出來ない、昨年桑港より輸入したる刷子は二十萬九千九百九十二弗にして此の中十九萬五千五百十二弗は齒磨刷子及化粧用刷子類である。而して右齒磨刷子及化粧用刷子類の輸入額中十八萬七千八百七十八弗は本邦より輸入したるものにて、殘餘の三千六百三十四弗は佛國(千八百八十八弗)、英國(千七百七十六弗)、濠太刺利(五百六十一弗)、獨逸(四百七十四弗)、支那(二百四十四弗)、香港(百八十一弗)、加奈陀(七弗)、伊太利(三弗)等の諸國よりの輸入である。其他刷子類の輸入總額は一萬八千四百八十弗にて日本(八千七百七十三弗)、英國(三千八百八十弗)獨逸(三千六百四十五弗)、香港(千七百六十九弗)、支那(七百五十三弗)、佛國(二百十四弗)、白耳義(三十九弗)、英領印度(七弗)等の諸國より輸入してゐる。

千九百二十八年に於ける桑港刷子輸入額を見るに、齒磨刷子及化粧用刷子類は輸入總額六萬八千七百五十五弗にて、此の中六萬九百三十五弗は本邦よりの輸入にして、殘餘七千八百二十弗は本邦以外の諸國よりの輸入にして支那三千六百六十一弗、佛國千七百一十一弗、獨逸九百三十四弗、濠太刺利六百二弗、英國五百六十三弗、香港三百三十五弗、伊國四弗の割合を示してゐる。

次に本年最初四ヶ月間に於ける桑港の刷子輸入狀況を見るに、齒磨刷子及其他化粧用刷子類の輸入は數量十六萬五千九百四十三打、此價格九萬六千三百六十七弗(昨年同期に於ける輸入は數量九萬九千三百二十五打、價格五萬三千二百二十八弗)にて、此の中日本よりの輸入は數量は十六萬二千八百五十四打、此價格九萬三千六百九十一弗(昨年同期に於ける輸入は數量九



萬九千二百五十四打、此價格五萬二千四百五十二弗)、支那より輸入額は千八百九十七弗(昨年同期二十三弗)、香港七百二十三弗(昨年同期十二弗)、英國四十六弗(昨年同期二百六十二弗)、獨逸十弗(昨年同期百二十三弗)である。

其他刷子類の本年最初四ヶ月間の桑港輸入は數量二萬六千七百七十二打、此價格一萬五千五百六十四弗(昨年同期に於ける輸入數量は一萬九千八百九十九打、此價格四千九百九十一弗)にて、此の中日本よりの輸入は數量一萬六千四百九十三打、此價格八千八百四十五弗(昨年同期は數量一萬九千四百四十四打、此價格千五百四十弗)、獨逸九百九十三弗(昨年同期六百三十弗)、支那九百八十五弗(昨年同期百四十二弗)、英國三百二十五弗(昨年同期千二百九十弗)、香港三百十九弗(昨年同期五百六十一弗)、佛國九十六弗(昨年同期二十八弗)の割合を示してゐる。

右の統計數によりて見るべきは桑港より輸入する刷子類は殆んど本邦品にして、桑港總輸入各種刷子に對する輸入割合は千九百二十八年に於ては齒磨刷子は九十%、其他化粧用刷子は八十六%、其他刷子は五十八%、千九百二十九年に於ては齒磨刷子は九十九%、其他化粧用刷子は九十三%、其他刷子は四十四%を示してゐる。

次に千九百二十八年及千九百二十九年の輸入統計により桑港輸入刷子の一打當りの平均輸入價を算出するに齒磨刷子は佛國品最も高く平均一弗十仙臺にして、次は支那品の七十仙、日本品、香港品は五十五仙臺、英國品は四十仙臺である。化粧用刷子に付て見るに最も高きは澳太刺利にて千九百二十八年の輸入品は平均六十弗二十仙、千九百二十九年輸入品は四十弗七仙を示してゐる、次は佛國品にて千九百二十八年輸入品は十弗五十九仙、千九百二十九年輸入品は三十八弗八十三仙を示し、英國品は十二弗四、五十仙臺、獨逸品は千九百二十八年輸入品四弗三十五仙、千九百二十九年輸入品は三弗五十六仙で、日本品は

一弗四、五十仙臺である。

右に依りて見るべきは齒磨刷子は佛國品を除く外は、各國品も其一打當りの輸入價は殆んど同額である、又化粧用刷子に付て見るに歐洲諸國よりの輸入品は何れも高價品のみである。

次に其他刷子類に付て見るに、之又歐洲品は獨逸品を除く外は何れも高價品にて千九百二十八年の輸入品に付て計算するときは、一打當りの輸入價は伊國五十三弗、白耳義十八弗、英國一弗八十七仙、チェツコ、スロバキヤ九十八仙、佛國七十八仙、獨逸六仙八厘、香港十八仙、日本九仙九厘、支那七仙八厘を示し又千九百二十九年輸入品に付て見るべきは、白耳義三弗五十二仙、佛國二弗二十二仙九厘、英國二弗十八仙五厘、獨逸十四仙、香港二十九仙四厘、日本十一仙、支那八仙六厘である。右の統計によりて明かなるが如く本邦品は何れも安價品なるに反し歐洲輸入品は何れも高價品である、従つて本邦品の一般大衆向なるに反し歐洲品は上流向又は贅澤なる美術的品なるが故に、本邦品は自ら其需要方面を異にして居ることが出来る。従つて齒磨刷子及化粧用刷子は本邦品は其値段及品質の點に於て外國品の競争上非常に有利なる地位にあることを云ふことが出来る。

齒磨刷子及化粧用刷子以外の刷子類に關しては幾分前記二種の刷子に其趣を異にするも、歐洲品は一般に高價であるが、獨逸品は本邦品と殆んど其値段同じく支那品も本邦品の競争相手と見ることが出来る。

## 第二節 需給並に取引

需要狀況 本邦刷子の需要狀況を種類別に見るに、

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

(イ) 齒磨刷子 過去に於て大量に輸入せられたるこある本邦製セルロイド柄安價齒磨刷子(小賣相場一本十仙乃至十五仙程度の物)は、嘗ては非常なる賣行きを見たるも、最近此種安價物は齒磨クリーム等の販賣廣告用としてクリーム購買者に無代にて進呈するに利用するが如き傾向を生じ、普通の齒磨刷子の小賣店にては是等安價品よりも高級品(四、五十仙臺)の取扱を好んでなすが如き傾向がある。

歐洲大戰當時は本邦製骨柄刷子の需要多かりしが、其後骨柄刷子は漸次市場より消え千九百二十四年頃よりはセルロイド柄刷子の流行を見るに至り、次て米國製ラツバー柄刷子も自然市場より驅逐され、現時にてはセルロイド製刷子が最も多く流行してゐる。齒磨刷子の標準品として最も需要多きは *Dwest* 形・*Prophyllactic* 形・*Strasht* 形等である。

(ロ) 化粧用刷子及其他刷子 本邦より輸入せらるゝ化粧用刷子は毛染、マユ染用刷子、爪磨刷子、頭髮用刷子等にて其他刷子は洋服用刷子、ペンキ用刷子、文具用刷子(毛等其他)等である。齒磨刷子に比較して化粧用刷子及其他刷子類の本邦よりの輸入量は甚だ少し、右は米國の機械製品及歐洲諸國より輸入の優秀にして然かも値段比較的安價なる競争品に壓倒さる爲めであらう。

爪用刷子は最近本邦よりの輸入増加せる各種形狀のものを混合し十二箇を一組として箱に入れたるものは、其儘店頭陳列し置き需要者の嗜好に應じて好むものを自由に撰擇せしむるの便宜ありて小賣商人間に氣受けよき由である。

需要に付ては特に時期的傾向なきが、齒磨刷子は夏期に比較的需要多きが如く、化粧用刷子類はクリスマス時分には幾分需要多き様である。

卸及小賣價格 本邦品最近の卸及小賣値段は大體左の通りである。

齒磨 刷 子

- (イ) 二十弗乃至二十四弗 (一哥の税金支拂濟の輸入値段) 程度のもの  
一打の卸値段 二弗乃至二弗五十仙  
一本の小賣値段 五 十 仙
- (ロ) 十八弗乃至二十弗 (一哥の税金支拂濟の輸入値段) 程度のもの  
一打の卸値段 二弗乃至二弗二十五仙  
一本の小賣値段 三十五仙乃至四十仙
- (ハ) 十二弗乃至十五弗 (一哥の税金支拂濟の輸入値段) 程度のもの  
一打の卸値段 一弗五十仙乃至二弗  
一本の小賣値段 二十五仙乃至三十五仙
- (ニ) 八弗乃至十弗 (一哥の税金支拂濟の輸入値段) 程度のもの  
一打の卸値段 一弗乃至一弗五十仙  
一本の小賣値段 十五仙乃至二十五仙
- (ホ) 三圓七十五錢乃至三圓 (一打の原價) 程度のもの  
一打の卸値段 三弗五十仙  
一箇の小賣値段 四十五仙乃至五十五仙

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

爪 用 刷 子 (各種形状のもの)

二十圓 (一哥の原價) 程度のもの

一打の卸値段 (組合せもの) 一弗七十五仙

一箇の小賣値段 三十仙乃至三十五仙

取引の経路 本邦品の取引経路は

1 日本製造業者 — 輸入業者 (在日本代理人經由) —

一般輸入業者

注文取扱業者 (小賣商人)

化粧用 刷子

頭髪用 刷子

(イ) 九圓 (一打の原價) 程度のもの

一打の卸値段 十 二 弗

一箇の小賣値段 二弗乃至二弗五十仙

(ロ) 四、五圓 (一打の原價) 程度のもの

一打の卸値段 六 弗

一箇の小賣値段 一弗乃至一弗二十五仙

2 日本製造業者 — 輸入兼小賣商人 (在日本代理人經由) —

代金の決済 六十日爲替又は九十日爲替を以てす。

### 第三節 本邦品及本邦富業者の缺點

品質上の缺點 齒磨刷子は最近著しく改良進歩を見、値段の點よりするときは一般に評判好きも、尙ほ時に刷子の尖端の針

金を通ぜる所より龜裂を生ずるが如きことあり、製品一定せず粗製品混合せる場合ありこの非難をなす者もある、化粧用刷子類の安價物には塗りの直ちに剥ぐるが如き、骨柄刷子類には使用二、三回にて龜裂を生ずるが如きことある由である。

取引上の缺點 先づ賣込方法に就ては

イ、廣告宣傳を行ふことなき點

ロ、市場状況を調査せず不統一に我れ先きに多數の賣込をなすこと

ハ、特種ブランド品なく各種多様品の競争賣込みなること

ニ、取引先の利益を保護することなき點

ホ、大量注文には粗製濫造品が附物なること

ヘ、大量注文には値段の躍り上げ品質低下が常套手段なること

等で荷造其他に關しては今の所苦情あるを聞かず新關稅法にては商品、商品直接の包装物及外部の包装物に原産國名を記入するに規定されるにつき此點は注意すべきである。

尙ほ取引上の缺點として見るべきことは製品注文に對し約束の期限を勵行せざることである。

尙ほ又徳義上の問題としては本邦の製造業者が米國の得意先より其秘密に係る新型意匠品の注文を受くることある場合、右

海外市場に於ける本邦品



の如き立場にある製造業者は、直ちに之を模倣し同様の見本を他の米國取引先に送附し安價製造引受の申出をなすが如きことある由なるが右の如きは即ち競争的粗製濫造の基を築くものである。

#### 第四節 本邦品の改善策

今日米國に於て廣告宣傳をなさずして商品の賣込み又は販路擴張を計らんとするは、寧ろ商業の實際を知らざるものこと云はなければならぬ、勿論製品の改良刷新に意を用ゆべきは言を俟たざるべきことなるが、一方如何に製品優良にて品質値段の點より見て他品に比較し遜色なくとも、廣告宣傳にして其當を得ざるに於ては外國品との競争に於て市場を開拓し之を維持するここは困難である。

米國の主なる雜誌に商標廣告をなすこと又は裝飾用 Display Card 又はキャビネット見本を作製配布する等適宜の方法を講じ本邦品の廣告宣傳をなすことが必要であるが、右は製造業者組合又は輸出業者組合にて其衝に當り組合に於て直接之を爲すか然らざるべきは輸入業者をして爲さしめ、其費用は組合にて負擔するが如き道を考究するの要あるやに思料する。

時々市場状況の調査を行ひ同一商品の市場在荷過多を防ぎ、確たる代理店又は一手販賣者を定め以て商品の販賣擴張に努め誰れ彼れの區別なく不統一なる賣込みを慎み、或は又生産者共同販賣の道を講ずるが如きも一方法である。右は市場在荷過多より來る安賣濫賣を防ぎ延ては商品の聲價を保ち得ることとなり、輸入業者又は取引業者の利益は自然保護せられ、更に消費者に對しては「安からう悪るからう」の印象を與へざることになる。商品が各種多様なるは標準品なきを語るものにて、延ては廣告宣傳を不可能ならしむるものである。

大規模工業に見るが如き製品の統一的標準物の生産を不可能ならしむることは小規模工業の缺點である、優秀なる統一的標準物の製作は、現時の米國の如く機械による大量生産の結果たる標準物の接觸に習慣付けられたる需要者を相手とする場合に於て必要のことであると思ふ。一般取扱業者に於ても各種多様の安價品を取扱ふよりも優秀なる標準物を取扱ふ方便にして利益も多い、例へば齒磨刷子に付て見るに、其の形状には Vest 形、Pophylactic 形、Straight 形あり、更に其大きさも子供用、女子用、男子用によりて同一でなく、加之柄の色合にも種々あり、従つて齒磨刷子の種類も多様に亘る次第であるが、販賣達の便宜簡易の點より見るべきは、取扱者に取りては種類の多きは時間と手数を掛くること多く、不便不躑躅よりして到底米商人の希望に副ふ所以ではない。

取扱商人の便宜利益を考慮に置かざるべきは、自然從來の取引關係を中止され他に供給者を求めらるることとなる。其結果本邦品の販路を失ふこととなる、例へば小量注文には見本同様の品を送り、大量注文には粗製濫造品を送り、値段を躍り上げ得意先に損失を掛くるが如きは、製造業者又は輸出業者の最も慎むべきことである。品質優秀にして且つ安價なる特點を有する日本品も送荷中に粗製品混入し居る爲め、安心して日本品は取引出來す寧ろ品質劣り、体裁悪しく刷毛粗悪なりとも、或は本邦品に比較して高價なりとも、粗製濫造品の混入し居らざる英國品、獨逸品を取扱ふ方得意先より苦情を申込まれざるだけにても幸ひなりとは米商人の言である。

粗製濫造品の混入は更に廣告宣傳により販路擴張をなす商人の努力を烏有に歸せしむる所以にして、折角日本に注文して本邦品を取り寄せたる商人も廣告等に投資するは無益なるを悟る次第である。或は又反對に折角多額の資金を投資して廣告宣傳



により販路を得たる専賣品を日本に註文するときは、日本製造家は之を類似の商品を製造し其販路を荒らすが如きことある由であるが、右の如きは何れも本邦製造家の不徳を廣告するが如きことにして、延ては本邦品の海外輸出を減少することとなる尤も米國商人中にも安價粗製品を注文する場合もあらん、或は又本邦製造家は値段の割引注文を強制され之を引受くるが如き場合もあらん、後者の場合には注文者側は製造家が割引注文に應じたれば之を送荷品は見本と同一のものを豫期し、又注文品と同一にあらざれば苦情あるは當然のことなるが、製造業者側にては割引注文のことなれば、大量の商品中には少量の粗製品濫造品混入し居るも致し方なし、注文者側にては幾分大目に見ても然るべし云ふが如き考を抱くに至る。然れども粗製品の市場出現は結局本邦品の弊價を落す所以なるを以て、初めより此種注文には應ぜざる様努むるかさもなくば注文品と異なるべき優良品を製造輸出すべきである。

尙ほ優良品の輸出を計る方法として、輸出検査組合の如き機關を設け之をして輸出品に對し検査を行はしめ、粗製品の外國市場出現を防止することせば、本邦品の輸出増加に資する所大なるべしと思ふ。

### 第五節 需要者の嗜好と本邦當業者の留意すべき點

米國の如き廣告宣傳及販賣方法に巧妙なる所にては、需要者本來の嗜好はありてなきが如く、寧ろ需要者の嗜好は商人が造り出だせるものなり云ふことが出来る。米國製造業者は常に需要者の嗜好を指導して新意匠圖案品を作り、之に需要者の嗜好を向はしむることを絶えず計つてゐる。此點に就ては本邦製造業者に於ても注意し研究考案をなす必要ある次第である。

常に他國品を模倣するか、或は依然として舊形品を製造する状態にあつては需要を繼續することは不可能である。

本邦より輸入さるトイレットセット(鏡、櫛、刷子組合せもの)にて原價十四、五圓程度のものは、値段の割合に歐洲品に比し品質劣り、且つ見掛け悪く更に其の箱は耐久性なく破壊し易し、従つて評判好からず。若し包装の箱に金を掛け立派なるものを作るにせば、需要者の購買心を唆る上に於て効果ありと思せらる、一般に此種のものにはクリスマスに進物として需要ある様なれば、製造家としては此の邊の呼吸を承知し置くの必要がある。

頭髮用刷子は從來のものは、刷毛付根間の溝に頭垢多く付著しく不潔になり勝ちなるのみならず、使用者の多くは刷子を洗淨後之を乾燥の爲、一定の場所に置くにき刷毛を下に刷毛植付の柄臺を上にして置くことに氣付かず、反對に刷毛を上を柄臺を下にして置くが常なるを以て、洗淨後の水分の蒸發遅く乾燥に時間を要する等の缺點ありたるが、最近此點に改良を加へたるは刷毛植付根間に縦に柄臺の背に通ずる溝を穿ちたるものである。此種刷子の頭垢の付著を少からしめ、同時に洗淨後の乾燥を容易ならしむる特徴がある、此種刷子は日本よりも輸入してゐる。

### 第六節 本邦品の將來

當方面に輸入の本邦製刷子類は主として安價品多く小賣にて齒磨刷子は十仙程度が最低品であり、化粧用刷子は一箇十弗に達するものがあるが、高價品は日本品は歐洲の優秀品とは競争出来ざる様である。

本邦品は一般大衆向なる安價品を以て外國品との競争に有利の地位を占めて來たが、茲に安價品に大打撃なるは今回の新關稅法である、齒磨刷子に付て見るに、本邦の製造原價一哥六圓のものは、舊關稅法によれば税金三圓六拾錢なるに、新關稅法によれば從價五割の外に一本二仙(セルロイド製)の關稅あるを以て、從價稅三圓の外に從量稅五圓七拾六錢、税金合計八圓

海外市場に於ける本邦品



七拾六錢となり、原價の十四割六歩に相當するのである、即ち従来よりも八割六歩の増加である。右の如く安價品の輸入に對しては米國品は非常の保護を受くる次第である、又米國製造家が本邦よりセルロイド柄を輸入する場合、從價稅五割の外に從量稅として二哥に付二圓八十八錢を支拂ふとしても、尙ほ相當額の關稅保護を受くる次第である。然るに今本邦に於ける製造原價一哥四十圓程度のものにつき見るときは、舊法の六割にて二十四圓の稅金なるに對し、新關稅にては從價稅二十圓、從量稅五圓七十六錢合計二十五圓七十六錢なるを以て、舊關稅に比し一圓七十六錢の増加であり、若し又米國製造家が本邦よりセルロイド柄を輸入して同程度の齒磨刷子を製造する場合を考ふるに、本邦より柄を輸入するにせば從價稅の外に二哥につき二圓八十八錢を支拂ふ理けなるを以て、本邦製造家は舊關稅法時代に比するときは有利の立場にあることとなる。

右の如く新關稅法にては高價品は安價品に比し有利なる立場にあるを以て、米國市場へ輸出するものは従來の如き安價品を避け高價品の輸出を計るを要する、而して高價品の輸出は自然米國其他歐洲諸國品との競争を伴ふものであることは覺悟の上でならねばならぬ、高價品の輸出を計るの同時に一方、本邦品安價物を保護する點より見てセルロイド製柄の輸出價を躍り上げるが如きことも考慮する價値ある問題ではないかと思ふ。米國齒磨刷子製造業者は本邦より安價なる本邦製セルロイド柄を輸入して刷子を製造し、市場に本邦品との競争をなして居るが、本邦側は安價なる材料品を米國製造業者に提供することにより、米國市場に於ける本邦製刷子の競争者に有力なる武器を與へ自らの運命を危くしつゝある次第である。

化粧用刷子類に比較するときは、本邦品と外國品との競争は更に烈しきものあるを認むるが、本邦品は安價なる割合に製品價秀なるを以て、一般大衆向として相當賣行きあるが、齒磨刷子と異り化粧用刷子類は使用可能期間長きものなるを以て且つ

又美術品の性質を多分に有するを以て、本邦品に比較し總ての點に於て優秀且つ高價なる歐洲品も相當の販路ある次第である。常に何物か新らしきものを好む米國人を相手とする場合、齒磨刷子よりも一層嶄新なるものを工夫することが必要である。

### 第七節 桑港地方に於ける刷子工業

米國商務省の發表する所によれば、千九百二十七年加州に於ける刷子類の製造工場は其數八、年産額六十二萬百二十四弗に過ぎない、桑港地方にては靴用刷子、ファイバーワイヤー製刷子及各種ブルーム等を製造してゐる。

(昭和五年九月在サンフランシスコ若杉總領事報告)

## 一三、土 耳 古

### 第一節 輸 入 狀 況

當地市場に輸入せられて居る刷子類に就て述ぶるに先ち此種商品の最近三ヶ年間に於ける品種別國別の輸入統計を掲げ以て其の概況を示すこととする。(單位土貨磅)

(イ) 植物原料に依る家事用帚及刷子

| 國 別   | 一九二六年 | 一九二七年 | 一九二八年 | 國 別   | 一九二六年 | 一九二七年 | 一九二八年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 獨 逸   | 一、四三三 | 四、二六八 | 二、四七七 | 白 耳 義 | 六〇    | 二九〇   | 三     |
| 奧 太 利 | 二四八   | 一、九五〇 | 二六一   | 致 古   | —     | 七三二   | 二六一   |

海外市場に於ける本邦品











海外市場に於ける本邦品

|       |          |
|-------|----------|
| 一九二六年 | 九、七六六土貨磅 |
| 一九二七年 | 四、三五九土貨磅 |
| 一九二八年 | 五、一五九土貨磅 |

にして更に又

一九二九年には 九、〇三八土貨磅

の輸入をなし居るものである。而して廣く化粧用及衣服用刷子を稱せられ居るも、我國より從來輸入せられ居るものは其の内化粧用刷子に屬するものにして、且化粧用刷子中にも極く少量の爪掃除用刷子を除き其の大部分を占むるものは齒磨用刷子である。從て茲に述べんとする我國より當地市場に輸入せらるる刷子類に關する報告は多く齒磨用刷子に關する事なるを以て、特に各項に於ては一般刷子に就ては外國品見本品を添附説明する。

需要の時期 格別明確なる時期なく四季を通じ取引せられ居るも、左に一九二八年及一九二九年に於ける我國より當地に輸入せられたる化粧用刷子を月別にして示せば

| 月別 | 一九二八年 |     | 一九二九年 |     |
|----|-------|-----|-------|-----|
|    | 數量    | 金額  | 數量    | 金額  |
| 一月 | 基     | リール | 基     | リール |

| 計   | 一九二八年 |       | 一九二九年 |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|
|     | 數量    | 金額    | 數量    | 金額    |
| 二月  | 二五    | 一七二   | 八四    | 七〇九   |
| 三月  | 一〇〇   | 七七〇   | 三     | 九     |
| 四月  | 一四一   | 四九二   | 一七五   | 一、二二二 |
| 五月  | 九五    | 八二四   | 一     | 一     |
| 六月  | 四七    | 三七〇   | 一〇三   | 四五三   |
| 七月  | 六七    | 二三七   | 九〇    | 六六八   |
| 八月  | 三五六   | 一、九五〇 | 六一五   | 三、〇二九 |
| 九月  | 七一    | 二八五   | 五一    | 三〇〇   |
| 十月  | 五     | 五九    | 一     | 一     |
| 十一月 | 八三六   | 五、一五九 | 一、二九一 | 九、〇三八 |
| 十二月 |       |       |       |       |

更に又一九三〇年上半期に於ては

|    |        |        |
|----|--------|--------|
| 一月 | 七四基グラム | 五二五リール |
| 二月 | 九一     | 六五九    |
| 三月 | 七四     | 五二四    |

海外市場に於ける本邦品



海外市場に於ける本邦品

|   |   |     |       |
|---|---|-----|-------|
| 四 | 月 | 六七  | 三七五   |
| 五 | 月 | 六五  | 四五五   |
| 六 | 月 | 七七  | 四八四   |
| 計 |   | 四四八 | 三、〇二二 |

卸及小賣價格 當地に於て主として需要せらるゝ刷子類は添附見本品（この見本品は大阪商工會議所内日土貿易協會本部に備へ付けあり）の如き極く低廉なる下級品にして

|     |     |
|-----|-----|
| 第一號 | 見本品 |
| 第二號 | 見本品 |
| 第三號 | 見本品 |

右は何れも致國製品にして從來より獨逸品との競争ありしも、價格の點に於て獨逸品敗退し目下専ら致國より輸入せらるゝに至つた。

三種見本品の最近に於ける C・I・F 君府値段は打當り

|     |      |
|-----|------|
| 第一號 | 一志三片 |
| 第二號 | 一志六片 |
| 第三號 | 一志三片 |

なるも右値段中には當地仲介業者の手數料三%乃至五%を含むものにして、從て實際に於ける C・I・F 君府値段は右に掲

げたるものより三%乃至五%低き事なる譯である。

第四號 見本品

右は獨逸製品にして最も廣範なる需要を有し居るものにして最近の C・I・F 君府値段は打につき四志六片である。

第五號 見本品

は同じく獨逸製品にして最も一般に使用せられ居る頭髪用刷子である、價格は C・I・F 君府打當り三志五片と稱せらるゝも第四號、第五號見本品共前述の通り三%乃至五%の仲介業者手數料を含む居るものである。

最後に齒刷牙子に就て述んに

第六號 見本品

は日本製品にして齒刷牙子として當地に需要せらるるもの、標準物と看做され刷牙子の大きさは

|       |             |
|-------|-------------|
| 長さ    | 四センチメートル    |
| 毛足の長さ | 一 同         |
| 巾     | 一 同         |
| 全長    | 一五 同        |
| 重量    | 五グラム半乃至六グラム |

C・I・F 君府値段は哥當り約九志三片なるも一般に廣く取引せられ居るものは、極く高級品を除き品質に従ひ九志乃至十

海外市場に於ける本邦品



一志程度の各色を配合し詰合せたるセルロイド柄のものを大多數とし、之より高價なるものは取引數量極めて少なく記するに足らず、且又現在に於ては此種高級品は専ら佛蘭西より輸入せらるゝの現況である。

**取引の経路** 本邦製刷子は古くより當地市場に紹介せられ居るも、大戰前に於ては専らハンブルグに於ける外國人仲介業者の手を経て取引せられ、又倫敦を経て取引せられたるものにして、直接我國よりの輸入は皆無し稱し得べき程なりしが、戦後當地商人は直接日本製造業者或は輸出業者と取引を開始するに至つた。

然れども後述する如く我國業者の要求する支拂條件たる信用狀發行若しくはD・P取引は當地商人の希望と相容れず、爲に多くは神戸又は横濱在住の外國商仲介業者を経てD・A三ヶ月乃至四ヶ月拂の取引方法に依りて輸入するもの現在に於ては其の大部分を占む。

神戸、横濱に在る外國商社にして日本製齒刷子を當地に輸出し居るものは

Yokohama

Wrinbler Co.

Kobe

Winkler Co.

〃

Delboursso Co.

〃

Bergmann Co.

を主たるものとする。然れども當館開設以來當地商人に我國製造業者を紹介し、且つ直接製造業者との取引の有利なる事を説明し來り、次第に當地商人の理解する處となり最近に於ては直接製造業者との商談成立したるもの順次其數を増すに至つた

#### 代金の決済

當地市場は英、佛、獨、伊、致等多數の製造工業國に近く、又斯る製造工業國は各々自國生産品の販路擴張に窮々とし、各國共激烈なる競争をなし、從て輸入業者の便宜を計る事多大にして信用取引は現在各方面に亘り短くも三ヶ月長きは六ヶ月一ヶ年の長期支拂をも容認せられ居る處である。從て刷子取引に於ても當地業者は何れも三ヶ月、四ヶ月の信用取引を希望する處にして、我國製造業者が要求する信用狀取引或はD・P取引を嫌ひ、前記の如き本邦に在る外國商社が三ヶ月、四ヶ月の支拂條件を承認するが爲之等を経由して取引せらるゝ現況である。

此種商品に對する當地取引商習慣は専ら前記の如き有様なるを以て、獨り日本商社が嚴格なる支拂條件を強張するが爲めには他國生産品と相等の値開きあるに非れば取引の成立困難である。

依て我國業者は當館の如く當地に在りて輸入業者の信用狀態を熟知し得るものを介し、取引の相手方を選擇して一五%乃至一〇%の手附金を取り、殘額は之が手形に依る支拂をなし取引の相手方の利便を計りて販路の獲得を求むるも一法なりと思考する處である。

(昭和六年一月日土貿易協會コンスタンチノープル日本商品館報告)

## 第十章 資金及金融

刷子の種類は極めて多いのみでなく製造も百人以上の職工を使用し全工程を同一の經營にて行ふもの、又は加工の全部或は一部を下請業者に委託し自己の工場にては單に仕上、函詰のみを行ふものもあり、又運轉資金も數萬圓を投じ會社組織の下に行ふもの又は僅かに百圓内外を以て行ふもの等があつて、生産の態様、經營の方法必ずしも一定せぬから各種刷子につき之を

資金及金融



説明するを避け、茲には單に生産額の最も多いセルロイド柄刷子、骨柄刷子、化粧刷子(頭髮、服、爪刷子にして裏振を除く)についてその要を述べることとした。

製造に要する資金は言ふまでもなく設備資金と經營資金に分れる。設備資金は(一)工場の敷地及建物(二)機械器具等であるが、セルロイド刷子は特に柄の形成に金型を用ふる關係上之を加熱するに窯を要する。

(一) 工場の敷地及建物

(イ)セルロイド柄刷子 大經營者は殆んど各種セルロイド製品の製造を兼ねるを以て、刷子の製造のみに對する工場の敷地及建坪数は判明せぬが、全体で敷地三千數百坪工場面積一千數百坪を有するものがある。併し乍ら斯くの如きものは極めて少く通じて工場面積百坪以上を有するもの五、六戸にして三十坪乃至五十坪内外を有するもの十五、六戸、十坪内外を有するもの十數戸、爾余は加工を夫々專業者に委託し自己の職場内にては柄曲、仕上、函詰のみを行ふ小經營者で、作業場は一ヶ月二十圓の家賃を支拂ふものが大部分である。

工場の建設に要する資金は自己の職場にて加工の一部を行ふものにあつては防火設備を要するを以て他の刷子に比し割合に多い。

(ロ)骨柄刷子 骨刷子の製造者は多く二、三十圓位の家賃を支拂ひ仕上、函詰を行ふもので工場設備を有するものは極めて少く、而も經營の大なるものも雖も原料は挽割つたものを購入し又毛植は凡て專業者に委託して行ふゆへに敷地百數十坪、工場面積百坪内外を有するに止り、セルロイド柄刷子に比して規模の小なるものが多い。

(ハ)化粧刷子 化粧刷子製造者も全工程を行ふ二、三戸を除いては大體骨柄刷子と同様であるが、製造者の大阪市外にあるもの比較的多き爲自己所有の工場を有するものは全体の三割位もあるこのことである。

(二) 機械器具

(イ)セルロイド柄刷子 大經營のもの全工程を自己の工場内にて行へるを以て製造に要する機械は大經營のもので豫備を合せて生地切斷機二臺、型締十三臺、金型二千數百挺、磨機十八臺、毛植穴明機四臺、毛植機三十臺、毛刈及段摘機五〇臺、柄穴明機二臺、自動式刻印打機二臺を有しその購入費は金型のみにも二萬圓以上に達し全体では頗る巨額に上るであらうが三、四十坪の建物の内で毛植、毛刈、段摘を除いた二種を行ふもの、機械設備費は五、六千圓、最小の經營者になる自己の工場内には僅かに鋸、鋸、其他を設備するに止り殆んど機械を有しない。

本品は型締によつて柄を形成するが故に骨柄刷子よりも機械の設備費は比較的少く、一日二十哥位を製造せんせば機械に六百圓、動力設備(原動機を除く)其他を合せて一千五、六百圓にて足る云ふ。所要機械の一臺の價格は

|       |     |
|-------|-----|
| 生地裁斷機 | 二〇圓 |
| 型締機   | 七一八 |
| 金型    | 一〇  |
| 磨機    | 一五〇 |
| 穴明機   | 三〇  |
| 水切機   |     |

資金及金融



資金及金融

|             |         |
|-------------|---------|
| 毛植機         | 一五〇—一八〇 |
| 毛切機         | 三〇〇     |
| 段摘機         | 四〇〇—七〇〇 |
| 柄穴明機        | 三〇      |
| 刻印臺         | 八       |
| 自動式金箔打機(一式) | 七〇—一五〇  |
| 骨柄刷子        | 一五〇     |
| 荒挽機         | 七〇      |
| 寸切機         | 一二      |
| 型付機         | 一七〇     |
| 巾定機         | 三〇—四五   |

(ロ)骨柄刷子 加工が分業的にして一般に手工による部分が多いから機械購入費は大経営者で三、四千圓、中経営者で鈹、鏝、底落用鏝の數個ミ頭摺機の一個分ミして百圓内外、小なるものになるミ僅かに二、三十圓にて足るミ云はれてゐる。

骨柄刷子は柄の形成ミ晒白に少からぬ手数を要するを以て、比較的多くの機械購入費を要し、一日二十哥を製造せんミせば機械及附屬に一千二、三百圓、晒其他動力設備を合せて二千二、三百圓位を要する。所要機械の一臺の價格は

|       |         |
|-------|---------|
| 柄摺機   | 二五      |
| 平穴明機  | 一五〇     |
| 縦穴明機  | 一〇      |
| 首摺機   | 一三—二〇   |
| 磨穴明機  | 一〇      |
| 柄穴明機  | 二〇      |
| 水切機   | 三〇      |
| 毛植機   | 一五〇—一八〇 |
| 毛切機   | 四〇〇     |
| 段摘機   | 四〇〇—七〇〇 |
| 頭摺機   | 一〇      |
| 刻印臺   | 四・五〇    |
| 晒道具一式 | 五〇〇     |

であるが、右の内型付機ミ巾定機ミは之を用ひずして包丁にて代用するミことが出来る。

(ハ)化粧刷子 全工程を同一の經營にて行ふものは機械器具の設備費に二、三萬圓を投ぜられてゐるが、かくの如きものは僅かに二、三戸で他は加工を凡て各專業者に委託するを以て、自己の工場内には毛切機、鈹、鏝の外機械は殆んど有せぬ。所

資金及金融



資金及金融

要の機械一臺の價格は

|      |          |     |         |
|------|----------|-----|---------|
| 荒造   | 用        | 丸鋸機 | 一三〇〇圓   |
|      | 削柄型      | 鋸機  | 一五〇〇圓   |
|      | 帶型       | 鋸機  | 一七〇〇圓   |
|      | フライ      | 機   | 一〇〇—三〇〇 |
| 平穴明機 | (一本立錐もの) |     | 二〇〇—三五〇 |
| 縦穴明機 | (五本同)    |     | 二〇〇     |
| 水切機  |          |     | 四〇—四五〇  |
| 仕上機  |          |     | 二五〇     |
| 磨機   |          |     | 八       |
| 毛植機  |          |     | 五〇〇     |
| 毛切機  |          |     | 四〇      |

にして四本立の穴明機は特許品にて一般に販賣されてゐぬが、その製作費は一千百圓から一千五百圓位である。

(三) 窯

窯の設備費はセルロイド柄刷子のみに要するもので煉瓦水槽などを合せて一窯當り十圓位である。

經營資金として必要なるものは (一)原料費 (二)加工費 (三)諸經費である。

(一)原料費 刷子用の原料は原毛ミ柄ミにして、この購入費は經營資金中主要なものであるが、經營の大小ミによつて多少

異なつてゐる。

(イ) セルロイド柄刷子

原毛 種類は豚毛、馬毛、山羊毛、牛毛、ムジナ毛等種々あり、又豚毛の内でも支那産と内地産との別あるも、大部分は支那産の豚毛である。之等原毛の購入に當つて大なるものは支那豚毛の如く品薄で騰貴の恐れあるときは二、三ヶ月分を一時に購入するが故に巨額に資金を要するがかくの如きことは稀で多くは當用買ミし一ヶ月五、六千圓内外は先づ大なる方である。

小經營者の購入方法も大經營者と同じく當用買ミしてゐるが、小經營者は多く支那産豚毛の外に内地産豚毛、馬毛等をも使用してゐるから、一ヶ月の購入費四百圓内外のものは比較的大なる方で極小のものになる。六、七十圓乃至百圓内外のものもある。

代金は月二回勘定の現金拂を常とするも信用如何により六十日サイトの手形拂ミし又は現物引換の現金拂ミなすことがある。生地 大經營者は特種の生地である。直ちに間に合はぬから二、三ヶ月位を先約する。こも、普通生地は生地會社に常に多量に準備せる故、經營の大小を問はず當用買ミし之に要する資金は大經營者で一ヶ月七、八千圓、小經營者では七、八十圓にて足る。代金は經營の大小如何を問はず月一回の現金又は三十日乃至六十日サイトの手形拂である。

(ロ) 骨柄 刷子

原毛 原毛の種類及購入方法はセルロイド柄刷子と同一であるが、大經營者の購入費は之よりも少額にして一ヶ月千圓から二千圓位である。

牛骨 牛骨は天然物で同一品種のものが直ちに間に合はぬから、大經營者の中には二、三ヶ月分を一時に先物又は現物にて

資金及金融



資金及金融

購入しその額五、六千圓に上るも、普通は當用買で一ヶ月一千圓から二千圓位、小なるものは五、六十圓内外である。代金は月二回勘定の現金又は六十日サイトの手形とし、中には現物引換の現金拂のものもある。

(ハ) 化粧 刷子

原毛 原毛は前記セルロイド、骨柄刷子の如き獸毛の外に植物纖維があるも購入方法は大体之と同様である、併し購入費は骨柄刷子と同じく最大の經營者はセルロイド柄よりも一ヶ月一千圓から二千圓が最多である。

唐木 經營の大小を問はず凡て當用買としてその購入費は大經營者で一ヶ月五、六百圓、小經營者で百圓位、代金は月末一回勘定の現金拂である。

和木 資力あるもので特種の板は思惑にて購入し之を小割屋即ち共同工場へ賣り小割したものを買ふ(俗に賣りの買ひ云ふ)ことあるも、多くは唐木と同じく當用買とし代金は月末一回現金拂である。

(ニ) 加工 費

常備職工又は加工專業者に支拂はるゝ資金で原料費に次ぐ主なるものである。月一回(十五日、月末)勘定の現金拂であるが中には十五日に内金とし月末に全部を支拂ふものである。加工賃は作業の難易によつて多少異なつてゐる。今生産費に對する原料費、加工賃の割合を各種刷子別に見るに左の如くである。

(イ) セルロイド 齒 刷 子 生 産 費 (一〇〇本ニ付)

| 仕 上(函代を含む) | 柄 穴 | 刻 印 | 刻 印 | 毛 付 | 柄 曲 | 段 摘 | 毛 刈 | 毛 植 | 穴 明 | 柄 磨 | 又 引 | 型 締 | 面 取 | 生 地 斷 | 精 毛 | 生 地 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|
| 三          | 五   | 四   | 四   | 一   | 一   | 一   | 一   | 三   | 〇   | 五   | 二   | 〇   | 八   | 二     | 五   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇   | 〇   | 〇   | 八   | 一   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   | 一   | 一   | 一     | 一   | 一   |
| 七          | 〇   | 〇   | 〇   | 三   | 二   | 二   | 〇   | 六   | 一   | 一   | 一   | 四   | 一   | 〇     | 四   | 二   |
| 〇          | 八   | 〇</ |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |     |     |







資金及金融

|                     |     |        |
|---------------------|-----|--------|
| 精毛                  | 三五〇 | 五〇・一四  |
| 乾燥                  | 五   | 〇・七二   |
| 荒造                  | 六   | 〇・八六   |
| 平穴                  | 五〇  | 七・一六   |
| 縦穴                  | 二二  | 三・一五   |
| 柄の仕上                | 二五  | 三・五八   |
| 磨                   | 一五  | 二・一五   |
| 塗                   | 二〇  | 二・八七   |
| 毛植                  | 五〇  | 七・一六   |
| 栓詰                  | 一〇  | 一・四三   |
| 毛摘                  | 一〇  | 一・四三   |
| 雑費 (毛切、撰別、函詰、函代を含む) | 六五  | 九・三一   |
| 計                   | 六九八 | 一〇〇・〇〇 |

本表生産質は縞黒檀、六、七才(一才は一才立方)原毛は支那七號豚毛切上一貫七十圓ものを一寸五分に切斷し五匁を用ひ輸出向十行二百穴一本に對するものであるが、作業中に多少ベケが生ずるを以て之に・〇二を乗じたのが至當である。

(三) 諸経費 店員に對する給料、諸公課及營業に關する諸経費であるが、この諸経費は大工場の外は殆んど家計費と混同するを以て區別自ら判然とせぬ。

かくの如く經營資金は各種刷子を通じて經營の大小如何により異なり一様でないが、大經營者にあつては數萬圓、小經營者にあつては五百圓内外、普通一千圓から二、三千圓位である。併し乍ら創業當時には何れも最小限度に資金を有するも數年にして營業に蹉跌を生じ現在では之を有せず、或は卸商から援助を受け或は原料を掛買にて購入し直ちに加工して卸商に納入し代金を得て諸雑費を支拂ふ云ふものも少くない。

刷子の製造に要する資金は大體叙上の如くであるが、由來斯業は會社組織のものゝ外は創業に當つては前備主から獨立したものが多く、随つて設備資金は卸商から援助を受けるものは例外とし創業に當つては普通貯金、又は親族、前備主から融通を受け自己の手腕によつて漸次規模を擴張するのである。而して經營資金も原料の購入費に速時に現金を要するものにあつては前記設備資金と同一の方法によつて資金を得之に充つるも、多くは月一回又は二回勘定の手形又は現金拂であるから、原則としては製品の賣却代金から支辨せらる。

賣却代金の決済は第八章取引の項に述べし如く仕向地によつて多少異なるも、全体から見ると現物引換の現金拂は月一回又は二回勘定の現金拂が多く手形は比較的少い。手形を受取つた製造業者は直ちに現金を必要とせぬものは期日迄手形を保管するも、然らざるときは原料商に裏書して廻し手形とし、又は同業者に五歩位の日歩で割引を依頼する。而して輸出向は受注文によつて製造するを以て在庫品となることは比較的少ないが、内地向になるに絶えず相當の見越製造が行はるゝを常とし好況時にはこの見越製造品は容易に消化するゝも、轉じて一度不況時になると、之が直ちに在庫品となり延いて資金が固定するところから、卸商に値を叩かれ又製品を時價の一割位も安く投賣をせねばならぬやうになる。之れ刷子製造業者就中小經營者

資金及金融



にまつて一つの悩みとするところであるが、この原因は即ち

- (一) 刷子製品には公定相場がなくその評價が甚だ困難であること。
- (二) 保管中に製品の品質を損ずるの虞あること。
- (三) 刷子製品には注文製作をなすものが大部分を占めその製品が一般向でない場合にはこの處分に甚だしき困難を感ずる(1)。

等の理由により金融業者が刷子製品を擔保し金融するを好まぬためである。さればこの局面を打開する一策とし容易に製品を擔保化して金融の圓滑を圖る途を講ぜねばならぬ。之に關してはかつて鶴橋を中心とせる骨齒刷子製造者間に大阪齒刷子聯盟會と云ふ團體が生れ、有力者が出資し金融難にある會員に對し製品を擔保として日歩五錢を徴收し七掛までを融通し、以て製品の投賣又は卸商が常に行ふ製品の叩買を妨止し、併せて現行はれつゝある卸商の歩引制度並に製造者卸商との特別關係あるものゝ外は手形取引を一切廢止し、凡て月一回又は二回勘定の現金取引をすることを主なる目的とし、この目的を遂行する爲に既の第一回の賣立會を開き、相當の成績を挙げたが、間もなく會員以外の同業者の反對に逢ひ現在にては之を實行せず、會は存するも單に名のみとなつてゐるが、この種の團體は金融を圓滑にし且斯業の發展を圖る上に必要なるものであると謂ひ得る。

### 第十一章 同業者團體

斯業の發展を助長する團體として重要物産同業組合法によるもの一、重要輸出品工業組合法によるもの四、輸出組合法によるもの、工業組合の聯合になるもの各一、當業者の申合せによるもの刷子製造業者間に三、販賣業者間に一ある。即ち

- 大阪 刷子 同業 組合 (重要物産同業組合法による)
- 大阪セルロイド刷子工業組合 (重要輸出品工業組合法による)
- 大阪骨製刷子工業組合 (同)
- 大阪化粧刷子工業組合 (同)
- 大阪工業用刷子工業組合 (同)
- 日本輸出刷子工業組合聯合會
- 日本 刷子 輸出 組合 (輸出組合法による)
- 大阪小間物卸商同業組合第二部 (重要物産同業組合法による)
- 大阪竹齒刷子組合 (刷子製造業者の申合せによる)
- 大阪 刷 親 會 (同)
- 互 交 會 (刷毛製造販賣業者の申合せによる)
- 商 美 會 (刷子販賣業者の申合せによる)

にしてこの外原毛精毛業者間の團體が五つ程ある。

#### 第一節 大阪刷子同業組合

刷子の製造を會社組織のものに統一ある方法によつて行ひし頃は製造者間の競争比較的少かりしが、會社解散し會社に従業

同業者団体



同業者 団体

せし職工互に獨立し各所に於て分業的に加工を開始するやうになつてからは漸次激烈を加へ、折角發達し來りし斯業の前途漸く害はるゝ恐れあるに至りしを以て、大正五年二月には時の有力者である帝國刷子株式會社牛場徹郎外三十氏は、大阪府、奈良縣に亘る同業者を網羅せる重要物産同業組合法による組合の設立を企圖し、數次熟議を重ねし結果遂に同年十月に至り設置の申請書を農商務大臣に提出し、翌三年一月二十三日に及んで認可の指令を受くるに至つたものである。本組合は大阪府奈良縣下に於て刷子製造又は請負をなすもの、原料の製造又は販賣をなすもの、仲繼並に販賣をなすものより組織され營業の種別により左の六部に分たる。即ち

- 第一部 齒刷子の製造及骨晒骨の販賣業者
  - 第二部 木刷子の製造業者
  - 第三部 木裏抜刷子及機械刷子及其他の刷子製造業者
  - 第四部 刷子の仲繼販賣業者
  - 第五部 毛植の請負業者
  - 第六部 刷子用獸毛の販賣業者並に獸毛の精毛及その販賣業者
- にして昭和五年末現在組合員數は

|      |      |
|------|------|
| 第一 部 | 二二三人 |
| 第二 部 | 九二   |
| 第三 部 | 八八   |

|      |     |
|------|-----|
| 第四 部 | 六六  |
| 第五 部 | 九六  |
| 第六 部 | 八四  |
| 計    | 六四九 |

である。尤も木刷子製造者は大阪化粧刷子工業組合の創立と共に殆んど組合を脱退し残存せるものは僅かに數名に過ぎぬから組合は便宜上この残存せるものを第一部に算入し、從來第三部に屬する刷毛製造者を第二部としてゐる。組合の事業は

- 一、製品検査及製品並ニ原毛消毒ノ施行
- 一、發明意匠ノ考案保護
- 一、使用人ノ取締
- 一、斯業ノ功績者及組合ノ業務ニ對スル功勞者ノ表彰
- 一、從業員ノ表彰
- 一、仲裁判斷
- 一、商取引ノ改善
- 一、内外博覽會、共進會ノ出品獎勵
- 一、内外ノ商況調査定期刊行物發行
- 一、海外視察獎勵

同業者 団体



同業者団体

- 一、講演會講習會ノ開催
- 一、刷子業ニ關スル改善研究
- 一、組合員ノ爲商事一般ノ代辯事務

等にして、製品検査は大坂、東京、廣島の各同業組合が一致し設立せし日本輸出刷子同業組合聯合會に行はしめ、製品及原毛の消毒は同業組合の消毒所に於て大阪府廳の監督の下に行ふてゐたが、昭和四年一月日本輸出刷子工業組合聯合會の設立と共に製品検査及製品、原毛の消毒を同會に移譲し現在は同業組合聯合會は解散し、同業組合の事業は縮少を見るに至つた。

組合の役員は組長一名、副組長二名、評議員十二名、部長六名とし組長、副組長は組合會に於て組合員中代議員の被選舉權を有するものより之を選擧し、評議員、部長は其の部に屬する組合員中代議員の被選舉權を有するものより其の部選出の代議員之を選擧する。而して組合の經費、收支豫算及賦課徴收方法は組合會の決議を経て主務大臣の許可を受くるのであるが、現在の賦課標準は各部から選出せる部長の査定により組合員を十等として之を定め一ヶ月の負擔金は、一等五圓、二等四圓、三等三圓、四等二圓、五等一圓五十錢、六等一圓、七等七十五錢、八等七十錢、九等五十錢、十等二十錢である。

同業組合の事務所は東區兩替町一丁目十七番地にあつて組長は西岡貞次郎、副組長は甲賀千代藏、藤井庄吉の兩氏である。

第二節 大阪セルロイド刷子工業組合

大阪セルロイド刷子工業組合はセルロイド刷子工業の改良發達を圖る爲共同の施設をなすを目的とし宇野亮一、小倉五四郎、中野準次、渡邊全一、佐々木巖、柴田七平、益田多一郎、油上長三、北川龜太郎、松田眞作の諸氏發起し、昭和三年十二月十

八日商工大臣の認可を得て設立されたものである。組合の地區は大阪府、奈良縣及兵庫縣下の一圓にして同地域内に於ける輸出品としてのセルロイド齒刷子、爪刷子及眉毛刷子の製造を業こせるものを以て組織し、事務所を天王寺區寺田町二番地に置く

組合員は昭和五年末現在四十五名にして組合の事業は

- 一、組合員ノ製品ニ對シ輸出検査ヲ行フコト
- 一、組合員ノ製品ニ對シ消毒検査ヲ行フコト
- 一、組合員ノ使用スル原料、材料及半成品ノ検査ヲ行フコト
- 一、組合員ノ工場及設備ノ検査ヲ行ヒ之ガ取締ヲナスコト
- 一、取引價格ノ協定、製品ノ統一又ハ生産數量ノ調節ヲナスコト
- 一、組合員ヲシテ利用セシベキ設備ヲ設クルコト
- 一、組合員ノ爲荷造、運搬及保管ヲナスコト
- 一、組合員ノ委託ニヨリ加工ヲナスコト
- 一、組合員ノ委託ニヨリ其製品ヲ共同ニ販賣スルコト
- 一、組合員ノ委託ニヨリ原材料材料ヲ共同ニ購入シ組合員ニ供給スルコト
- 一、販路ノ調査及擴張視察員ノ派遣、品評會ノ開催ヲナスコト
- 一、試験所及研究所ノ設備、徒弟教育、講習、講話ヲナスコト
- 一、使用人職工ノ爭奪ヲ取締ルコト

同業者団体



### 同業者団体

一、以上ニ附随スル一切ノ事業、其他組合ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル施設ヲナスコト

等なるが、現在行ふ主なる事業は製品の検査ニ共同機械毛植作業である。毛植作業場及設備は昭和五年四月、資本金五十萬圓（全額拂込済）の大正刷植毛株式會社に屬する権利一切を買収せしものであるが、現在使用せる毛植機は毛止用の眞鍮線が多く入り且つ作業中に故障が生じ易いので、組合は發明者たる辻村秀次郎氏をして毛撮、横エキセン、平線送りを改良せしめ、昭和五年十月完全なる機械一臺を製作したが、成績頗る良好にして之によるまきは生ずる廢線を少からしむるのみでなく機械堅牢にして殆んど修繕の要なきを以て毛植賃は現在より約三割方低減ならしむることを得る云ふ。されば組合は昭和六年三月までに三十臺、五月には五十臺を製作するの豫定で、この毛植機は目下專賣並に新案特許申請中であるこのことである。工業組合の役員は理事長一名、副理事長一名、理事七名、監事二名とし、理事長は宇野亮一氏、副理事長は小倉五四郎氏である。

### 第三節 大阪骨製刷子工業組合

本組合は輸出向骨製刷子、竹製刷子、刷子用晒上骨柄、及木製齒刷子類の製造を業とするものゝ団体にして共同施設をなし組合の利益を増進する目的の下に八木徳太郎、森野熊一、内藤源之助、富山徳次郎、小松重吉、岡村清一郎、篠原政藏、足立延平、中村満吉の諸氏が發起し昭和三年十二月商工大臣の認可を得て設立されたのである。

組合の地區は大阪府、兵庫縣、奈良縣の一圓とし事務所を東成區猪飼町七八三番地に置き、組合員は昭和五年末現在五十一名（十七頁行政區別工業組合員數中骨製五十名とあるは東成區に一名を加へ、五十一名と訂正）を有す。

### 組合の事業は、

- 一、組合員ノ製品其ノ原料材料及設備ニ對スル検査其他必要ナル取締ヲナスコト
- 一、取引價格ノ協定ヲナスコト
- 一、製品ノ統一ヲ計ルコト
- 一、營業上ノ弊害ヲ矯正スルため必要ニ應ジ生産數量ノ調節ヲ計リ組合員ノ生産額ヲ協定スルコト
- 一、共同機械作業場ヲ設置スルコト
- 一、共同加工場ノ設備ヲナスコト
- 一、組合員ノ製品又ハ原料ノ保管事業ヲナスコト
- 一、組合員ノ委託ニヨリ其ノ製品ヲ共同ニ販賣スルコト
- 一、記號又ハ商標登録ヲ實施スルコト
- 一、用毛消毒並ニ検査ヲナスコト
- 一、組合員ノ委託ニヨリ加工ヲナスコト
- 一、組合員ノ委託ニヨリ原料材料及事業上必要ト認ムルノハ共同ニ購入シ組合員ニ供給スルコト
- 一、海外市場ノ調査販路ノ擴張視察員ノ派遣及品評會ノ開催又ハ之ニ對スル出品ヲナスコト
- 一、試験所及研究所ノ設置徒弟教育講習講話ヲナスコト
- 一、以上ニ附随スル一切ノ事業其他組合ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル施設ヲナスコト

であるが現在は輸出製品の検査ニ消毒のみとし、かつて牛骨ニ精毛したる一號の豚毛を組合員の委託により共同購入し又

### 同業者団体



同業者團體

牛骨類晒工場三ヶ所を專屬しなして晒賃の競争防止、漂白の改良等を行ひ相當の成績を挙げたが、現今は一時中止の止むなきに至つてゐる。併し原料を共同購入する時は各個に行ふよりも約二割方安價なるを以て近く之を復活せしむ云ふ。

而して同組合の第一期計畫を進行しつゝある共同施設は府下中河内郡小阪町に六百坪の敷地を下し、木造平家建四棟、建坪約二百坪の作業場の内に荒挽機十四臺、株切機四臺、柄摺機百二十臺、平穴機二十八臺、縦穴機十臺、首摺機二十四臺、磨機二十臺、三十馬力の發動機三臺を設備し刷子柄の荒挽より磨に至る各工程を行ふべく昭和四年度に既に完了する筈なりしも、新村道開鑿工事施行の爲目下中止中なるも近く着手さるゝ豫定である。

同組合現在の役員は理事九名、監事三名、理事長は阪部二郎氏、副理事長は足立延平氏である。

第四節 大阪化粧刷子工業組合

本組合は工業組合法による本邦刷子工業中最初の工業組合にして、大阪刷子同業組合の第二部に屬する谷幸吉、二階堂實、尾川壽吉、田中喜作、立木昇一郎、浦山律、北原健一、木村市松、鈴木竹次郎、三木義太郎の諸氏發起し、大正十五年七月五日商工大臣の認可を受けたものである。

地區は大阪府、兵庫縣一圓さし初めは齒刷子、裏板刷子、髭刷子を除く輸出化粧刷子の製造を業とするものを以て組織されてゐるが、昭和三年大阪セルロイド刷子工業組合の設立せらるゝと共に、セルロイド製爪及眉毛刷子をセルロイド工業組合に配屬するこゝにしました。

同組合の事務所は此花區吉野町一丁目十三番地にあつて昭和五年末現在の組合員は七十二名を有する。而して組合の目的は

輸出刷子の改良發達を圖り組合員の利益を増進するにあつて、この目的を遂行するために行ふ事業は、

- 一、組合員ノ製品其原材料材料及設備ノ検査並ニ取締ヲナスコト
- 一、取引上ノ改善並ニ價格ノ公正ヲ維持スルコト
- 一、市場ノ需給ニ應ジ生産數量ノ調節ヲ計ルコト
- 一、製品ノ統一ヲ計ルコト
- 一、木材干燥設備ヲナスコト
- 一、共同機械作業場ヲ設置スルコト
- 一、記號登録ヲ實施スルコト
- 一、盜毛取締ヲ實施スルコト
- 一、組合員ノ委託ニヨリ加工ヲナスコト
- 一、組合員ノ生産額ヲ定ムルコト
- 一、用毛ノ消毒並ニ検査ヲナメコト
- 一、組合員ノ委託ニヨリ其製品ヲ共同ニ販賣スルコト
- 一、組合員ノ委託ニヨリ原材料材料及事業上必要ト認ムルモノハ共同ニ購入シ組合員ニ供給スルコト
- 一、販路ノ調査及擴張視察員ノ派遣品評會ノ開催ヲナスコト
- 一、試験所及研究所設置徒弟教育講習講話ヲナスコト
- 一、以上ニ附随スル一切ノ事業其他組合ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル施設ヲナスコト

同業者團體



同業者團體

- 一、組合員ノ製品又ハ原料ノ保管事業ヲナスコト

にしてその内現在行ひつゝある事業は製品の検査ニ木地の共同乾燥ニである。この外刷子柄の荒造、穴明を共同の作業とし唐木、豚毛の共同購入を行ふ計畫がある。

本組合の役員は理事十一名、監事五名とし、理事長は田中喜作氏、副理事長は泉龜三郎氏である。

第五節 大阪工業用刷子工業組合

本組合は輸出工業用刷子及他の工業組合に屬せざる輸出刷子の改良發達を圖る爲、共同施設をなし組合員の利益を増進するを目的とし、難波江久吉外十五氏が發起し、昭和三年十二月十八日商工大臣の認可を受け設立されたるものである。

組合の地區は大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣一圓とし事務所を港區小林町に置く。組合の事業は、

- 一、組合員ノ製品、其ノ原料、材料及設備ニ對スル検査並ニ其他必要ナル取締ヲナスコト
- 一、原毛及製品ノ消毒ヲナスコト
- 一、取引價格ノ協定、又ハ生産數量ノ調節ヲ爲スコト
- 一、記號及商標登録ヲ實施スルコト
- 一、組合員ヲシテ利用セシムベキ設備ヲ設クルコト
- 一、組合員ノ爲メ荷造、運搬及保管ヲ爲スコト
- 一、組合員ノ委託ニヨリ加工ヲ爲スコト
- 一、組合員ノ委託ニヨリ其ノ製品ヲ共同ニ販賣スルコト

- 一、組合員ノ委託ニ依リ原料、材料及荷造用品ヲ共同ニ購入シ組合員ニ供給スルコト

- 一、販路ノ調査及擴張視察員ノ派遣、品評會ノ開催ヲ爲スコト

- 一、試験所及研究所ノ設置、徒弟教育講習講話ヲ爲スコト

- 一、組合員ノ爲メ一般保險事務代理ヲ爲スコト

- 一、以上ニ附隨スル一切ノ事業、其ノ他組合ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル施設ヲ爲スコト

等であるが、現在では製品の検査ニ共同製材、及原毛の共同購入ニである。原毛は組合に於て大体の使用量を定め原料商から購入し置き之を取引高に對し一定の手數料を得て組合員の注文に應じ配給するもので、その種類は豚毛、シダ、バキン等である。

製材も原毛と同様の方法で原木を購入し之を板材、角材に大割又は小割をなすもので、之に關しては第六章生産組織に詳述した。

而して組合は第二期の事業として毛植機二十四臺、穴明機十五臺、毛刈機十一臺、畫筆、ペイント筆等の製軸機一臺を購入して現在有する空地に工場を新築し之を据付け、尙修理場をも増設する云ふ。

本組合の役員は理事十名、監事二名とし、理事長は沼野泰二氏、副理事長は前山喜次郎氏である。

第六節 日本輸出刷子工業組合聯合會

日本輸出刷子工業組合聯合會は、所屬組合並に組合員の利益を増進し輸出刷子の改良發達を圖るを目的とし、沼野泰二氏が

同業者團體



同業者団体

創立委員を代表して昭和三年十二月二十六日認可申請書を商工大臣に提出し、翌四年一月八日認可の指令を受け設立されたものである。

組合の地區は大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣の一圓とし本部を大阪市東區兩替町一丁目十番地に置き、神戸市に神戸検査所を設く、現在の加入工業組合は前記のセルロイド刷子、骨製刷子、化粧刷子、工業用刷子の四工業組合にして各組合より三名の理事一名の監事を選出し業務執行機關としてゐる。聯合會の事業は、

- 一、所屬組合ノ組合員ノ製品並ニ原料材料ノ検査其他必要ナル取締チナスコト
  - 一、所屬組合ノ組合員ノ委託ニ依リ其製品ノ共同販賣スルコト
  - 一、所屬組合ノ組合員ノ委託ニ依リ原料、材料ヲ共同ニ購入シ供給スルコト
  - 一、刷子原料毛又ハ其製品ニ對シ消毒チ行フコト
  - 一、販路ノ調査及擴張、視察員ノ派遣、品評會ノ開催チナスコト
  - 一、試験所、研究所ノ設置及徒弟ノ教育、講習、講話、表彰其他本聯合會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設チナスコト
- 等で現在行へる事業は製品の検査、消毒及消毒證明書交付の手續である。

(一) 製品検査 製品の検査は大正七年八月に發布せられた農商務省令輸出刷子取締規則に基き日本輸出刷子同業組合聯合會で行へる検査事務一切を引継ぎしもので、その方法は持込検査と出張検査との二種がある。持込検査は聯合會の検査所、出張検査は申請人の工場、店舗又はその他の場所に於て行ふものにして、出張による検査は一回の検査手数料金八十錢に相當する數量を最少限度としてゐる。而して検査は受檢者の提出せる検査請求書に基き、検査員は現物と對照し受檢個數の二割内外の

割合にて振取り之を行ふものにしてその標準は左の如く、之に該當するものは不合格とする。

- 一、生地ニ龜裂アルモノ又ハ毛植穴ニ虧アルモノ
- 二、生地ノ質ヲ詐リテ記號ヲ附シタルモノ
- 三、生地ニ生木其他乾燥不充分ナルモノヲ使用シタルモノ及セルロイド並ニ牛骨生地ニシテ變形又ハ變色ノ恐アルモノヲ使用シタルモノ其他甚シキ疵疵アルモノ
- 四、毛ノ拔ケ易キモノ
- 五、獸蹄若クハセルロイドヲ以テ製造シタル人造毛又ハ折レ易キ人造毛ヲ使用シタルモノ
- 六、粗植差込トシテ植チナシタルモノ
- 七、仕上不良ナルモノ
- 八、木製又ハセルロイド柄刷子ニシテ其毛植ニ鐵線三十四番ヨリ細キ眞鍮線 若クハ亞鉛鍍金鐵線又ハ十番手ヨリ細キカタン線 若クハ麻諸擦絲ヲ使用シタルモノ 但シ直徑三厘以下ノ細キ穴ノ刷子ニシテ三十五番又ハ三十六番ノ眞鍮線若クハ亞鉛鍍金鐵線ヲ使用シタルモノヲ除ク
- 九、刷子ノ毛植ニカタン線麻諸擦絲又ハ絹諸擦絲以外ノ絲ヲ使用シタルモノ
- 十、齒刷子ニシテ毛植ニ鐵線又ハ三十番手ヨリ細キカタン線若クハ麻諸擦絲又ハ三十四番ヨリ細キ針金ヲ使用シタルモノ
- 十一、齒刷子ニシテ人造毛又ハ植物纖維ヲ使用シタルモノ
- 十二、齒刷子柄ニシテ毛植部生地甚シク薄キモノ
- 十三、セルロイド柄ノ齒刷子ニシテ生地ノ厚サ三ミリメートル半以下ノモノ 但シ十二センチメートル以下ナル子供用刷子ニアリ

同業者団体



同業者団体

テハ三ミリメートル以下ナルモノ

十四、骨及セルロイド柄齒刷子ニシテ馬毛ノ純白太ノミヲ使用シタルモノ

十五、刷子ニ用フル毛ニシテ未消毒若クハ洗濯不充分ノモノ又ハ漂白未済ノ白豚毛ヲ使用シタルモノ

十六、舌搔付齒刷子及二分切植齒刷子ヲ除ク齒刷子ニシテ牛毛ヲ使用シタルモノ前項第一號及第七號ニ該當スル製品ト雖モ加工

シ前各項ノ缺點ヲ除去スル見込アルモノト認ムル時ハ不合格證ヲ押捺セズシテ之ヲ選付スルモノトス

前項加工ヲ施シタルモノニシテ其缺點ヲ除去シ得タルモノハ二等品トシテ検査ヲ申請スルコトヲ得

十七、前各號ノ一ニ該當セザルモ實用ニ適セズト認ムルモノ

而して検査手数料は検査委員會の議を経て總會に於て定めらるゝが、今昭和五年末の料金を示すこ左の如くである。

検査料金

| 名    | 稱  | 單位 | 料 | 金  | 名  | 稱   | 單位 | 料 | 金  |
|------|----|----|---|----|----|-----|----|---|----|
| 髮用   | 刷子 | 打  |   | 一六 | 藥品 | 塗子  | 哥  |   | 六  |
| 齒用   | 刷子 | 哥  |   | 三二 | 眉毛 | 刷子  | 哥  |   | 一〇 |
| 爪用   | 刷子 | 同  |   | 二六 | 油  | 筆   | 同  |   | 一三 |
| 服用   | 刷子 | 打  |   | 一〇 | 畫  | 筆   | 同  |   | 一三 |
| シヤトル | 刷子 | 哥  |   | 三  | 醫科 | 刷子  | 同  |   | 一六 |
| クイ   | 刷子 | 同  |   | 三  | 瓶  | 掃除子 | 同  |   | 二〇 |

同業者団体

|         |     |   |  |    |    |     |   |  |    |
|---------|-----|---|--|----|----|-----|---|--|----|
| タイプライター | 刷子  | 哥 |  | 二八 | 櫛  | 掃除子 | 打 |  | 五  |
| 時計      | 刷子  | 同 |  | 三二 | 靴  | 刷子  | 同 |  | 六  |
| スポーグ    | 刷子  | 打 |  | 二  | ソ  | ニス  | 同 |  | 六  |
| 切出      | 刷子  | 同 |  | 二  | 鑄  | 物   | 同 |  | 六  |
| 眞鍮針     | 金刷子 | 同 |  | 三  | 煙筒 | 刷子  | 同 |  | 六  |
| ハツチ     | 刷子  | 同 |  | 三  | 壁塗 | 刷子  | 同 |  | 六  |
| マ       | 刷子  | 同 |  | 三  | 帽子 | 刷子  | 同 |  | 六  |
| 糸植      | 刷子  | 同 |  | 三  | 洗  | 子   | 同 |  | 六  |
| ヤスリ     | 刷子  | 同 |  | 三  | ヒゲ | 刷子  | 同 |  | 〇  |
| モツブ     | 刷子  | 同 |  | 三  | ハイ | ン   | 同 |  | 〇  |
| 化粧      | 刷子  | 同 |  | 五  | 洗  | 体   | 同 |  | 〇  |
| 牡丹      | 刷子  | 同 |  | 五  | 鑄  | 落   | 同 |  | 〇  |
| セツト     | 刷子  | 同 |  | 五  | 馬  | 刷   | 同 |  | 〇  |
| コツピ     | 刷子  | 同 |  | 五  | 卓  | 子   | 同 |  | 一三 |
| 毛拂      | 刷子  | 同 |  | 五  | 玩  | 具   | 同 |  | 一六 |
| 皿洗      | 刷子  | 同 |  | 五  | 自働 | 車   | 同 |  | 一六 |
| 丸       | 刷子  | 同 |  | 五  | チ  | ユ   | 同 |  | 二〇 |



同業者団体

|        |   |    |      |          |   |    |
|--------|---|----|------|----------|---|----|
| 手工刷子   | 打 | 二〇 | 同    | 二寸以上     | 打 | 五  |
| 毛判刷子   | 同 | 二四 | 摺込   | 二寸以下     | 同 | 二  |
| 紙型刷子   | 同 | 二八 | 同    | 二寸以上     | 同 | 三  |
| 竹柄筋違刷子 | 同 | 二  | 床掃除  | 純毛       | 同 | 一二 |
| 同      | 同 | 三  | 同    | 植毛       | 同 | 九  |
| 菓子刷子   | 同 | 二  | 大形   | 二尺以上三尺迄  | 同 | 二四 |
| 同      | 同 | 三  | 毛植部分 | 二尺以上三尺迄  | 同 | 四〇 |
| 糊刷子    | 同 | 三  | 特大形  | 二尺以上四尺迄  | 同 | 四〇 |
|        |   |    | 竹    | 同二尺以上四尺迄 | 哥 | 一六 |

以上の料金は本聯合會所屬組合員の製品で、日本刷子輸出組合員の商品なる場合にして、一方が非組合員なる場合は前記料金の倍額とし雙方が非組合員なる場合は三倍とする。

検査に合格したるものは所定の検査合格證紙を紙函又は最小包装に貼付して日附印を押捺し、検査合格證印を外箱に押捺する最近二ヶ年の検査成績を品種別に見るこ

| 種別  | 昭和三年度 (昭和三年一月八日より同三年三月末日まで) |      | 昭和四年度 (昭和四年四月一日より同五年三月末日まで) |        |
|-----|-----------------------------|------|-----------------------------|--------|
|     | 合格数                         | 不合格数 | 合格数                         | 不合格数   |
| 齒刷子 | 一、一〇〇、三四打                   |      | 五、〇〇五、九七、二打                 | 四、五八四打 |

| 種別   | 昭和三年度 (昭和三年一月八日より同三年三月末日まで) |         | 昭和四年度 (昭和四年四月一日より同五年三月末日まで) |       |
|------|-----------------------------|---------|-----------------------------|-------|
|      | 合格数                         | 不合格数    | 合格数                         | 不合格数  |
| 爪刷子  | 六五、〇六四                      |         | 一六八、三四、一一                   |       |
| 頭髮刷子 | 二二、五九〇                      |         | 一四七、二九九、七                   | 一三    |
| 服刷子  | 一〇、〇九一                      | 六、九     | 四八、三六、四                     |       |
| 其他刷子 | 六四、六〇一                      | 一八〇     | 三、四三、四七、六                   | 一、二九五 |
| 計    | 二、〇八三、四三三                   | 三、四〇六、三 | 八、八九五、四八〇、三                 | 五、八九二 |

にして不合格品は齒刷子にあつては生地薄、毛植不良、頭髮刷子及その他刷子にあつては生地乾燥の不充分、毛植穴に疵あるもの、毛植不良のもの等である

(二) 製品の消毒と消毒證明書交付の手續 共に大正十年八月一日發布の農商務省令に基き行はるゝもので、製品の消毒は髭刷子は聯合會の消毒所に於て大阪府廳の監督の下に之をなし、髭刷子以外の刷子は申請に基き輸出すべき製品の内獸毛のみを若干抜き取つて大阪府廳で菌の有無を定め、菌を有せぬものに對し大阪府知事は消毒證明書の交付を爲すものにして、聯合會は之が手續を行ふのである。

髭刷子にして消毒済に對しては紙函又は最少包装に消毒證票を貼付し、外装に封印を施すものとし、前記の證票なきものは聯合會の検査を申請することを得ずしてゐる。消毒及消毒検査手数料は昭和五年末に於ては、

|       |    |      |
|-------|----|------|
| 齒及爪刷子 | 一哥 | 二錢七厘 |
| 髭刷子   | 一打 | 八錢   |

同業者団体



同業者団体

頭髮 服 刷子  
其他の 刷子

同 一錢 三厘 五毛  
種類多きを以て茲に省略する

である。

本會の役員は理事十二名、監事四名とし理事長は沼野泰二氏、副理事長は中野準次、尾川壽吉、岡田藤太郎氏である。

### 第七節 日本刷子輸出組合

本組合は各種刷子の輸出貿易の振興を圖るため共同の施設を爲すを目的として岡田治外十二氏之を發起し、昭和三年八月二十四日附輸出組合法により商工大臣の認可を受け設立されたものである。

本組合は本邦内地に營業所を有する輸出業者を以て組織し事務所を東區北久寶寺町二丁目六〇番地に置く。昭和五年末の組合員數は

|     |                 |     |
|-----|-----------------|-----|
| 甲 部 | (支那南洋印度向を取扱ふもの) | 二二名 |
| 乙 部 | (歐米向 同 )        | 三二  |
| 計   |                 | 五四  |

である。而して組合の行ふ事業は、

- 一、組合員ノ委託ニヨリ其取扱商品ノ輸出ヲ爲スコト
- 一、商品ノ品質ニ關スル輸出検査ヲ爲スコト

- 一、組合員ノ爲ニ其取扱商品ノ輸出ノ斡旋ヲ爲スコト
- 一、共同倉庫其他ノ共同設備ヲ設ケ組合員ヲシテ之ヲ利用セシムルコト
- 一、組合員ノ取扱商品ノ保管ヲ爲シ又ハ之ヲ擔保トシテ金融ヲ爲スコト
- 一、組合員ノ委託ニヨリ取扱商品ノ選別、包裝又ハ荷造ヲ爲スコト
- 一、營業上ノ弊害ヲ矯正スルタメ必要アル場合ニ於テ輸出販路、價格、時期、數量ノ協定ヲ爲スコト
- 一、組合員ノ取扱商品ノ包裝及ビ荷造ノ検査ヲ行フコト
- 一、商品ノ消毒及ビソノ検査ヲ行フコト
- 一、視察員ノ派遣及博覽會、共進會、品評會、見本展示會ノ開催又ハ之ニ對スル出品其他海外市場ノ調査、販路ノ擴張、新販路ノ開拓ノ爲必要ナル施設ヲ爲スコト
- 一、組合ニ於テ其仕向地ノ異ナル爲同一施設ヲ爲シ得ハザル時ハ便宜甲乙丙等ノ各部ニ區劃シテ各別箇ニ協定ヲ爲シ其目的ヲ遂行スルコト
- 一、以上ニ附隨スル一切ノ事業其他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設ヲ爲スコト

等なるが、現在行ふ主なるものは甲部に屬する二分切骨柄齒刷子の委託による共同購入、撰別、仕上運送及火災保險の斡旋等である。二分切齒刷子の共同購入は昭和四年十二月十五日から開始されたもので今その規定を見るに

- 第一條 本組合員中二分切齒刷子ノ取扱業者ニシテ委託共同購入ヲサントスル者ハ本規定ニ據ルモノトス
- 第二條 本施設ハ商品ノ品種、品質及價格ノ統一ヲナシ商取引ノ改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本施設ノ事業資金ハ組合員出資金及借入金ヲ以テ之ニ充ツ

同業者団体



同業者団体

第四條 本施設ニヨリ二分切齒刷子ノ購入委託ヲ爲スモノハ如何ナル場合ト雖モ二分切齒刷子ニ限り單獨購入ヲ許サレルモノトス

第五條 本施設ニ依リ購入ヲ委託セントスルモノハ組合規定ノ申請書ニ自己ノ必要事項ヲ明記シ組合ニ申請サナスモノトス

第六條 購入委託者ガ組合ニ委託購入品ヲ申請スル場合ハ左ノ標準ニヨリ手付金ヲ組合ヘ提供スルモノトス

- 1 出資拂込額ノ二倍迄ハ手付金ヲ要セス
- 2 同二倍以上五倍迄ハ手付金二割トス
- 3 同五倍以上ハ手付金三割トス

但シ當分ノ内理事會ノ決議ニヨリ手付金ノ増減ヲ行フコトヲ得

第七條 組合ハ組合員ヨリ委託購入ノ申請アリタルトキハ理事會ニ於テ適當ト認メタル製造業者ニ注文ヲ發行シ別ニ規定スル取引方法ニヨリ代金支拂サナスモノトス

第八條 委託共同購入品ハ組合ニ於テ撰別ナシ組合規定ノ刻印及包装ヲ整ヘ輸出検査完了後申請者ニ交付スルモノトス

第九條 購入委託者ハ組合ヨリ購入品交付ノ通知アリタル時ハ五日以内ニ現金引換ニテ商品ヲ受取ルモノトス但シ出資拂込額ノ倍額迄ハ理事會ノ決議ヲ經テ六十日以内ノ手形ニテ受取ル事ヲ得

第十條 購入委託者ニ於テ購入品ナ期間内ニ引取ラザル時ハ所定ノ保管料ヲ徴收シ尙保管期日九十日ヲ經過スルモ引取ラザル場合ハ組合ニ於テ任意處分ヲ爲シ其損害金ハ委託者ヨリ徴收ス(但シ保管料ハ別ニ定ム)

第十一條 購入者ハ共同施設利用料トシテ組合ニ購入金額ノ百分ノ二ヲ支拂フモノトス

第十二條 組合ハ毎年度末決算ニ於テ利益アリタル場合委託者ニ對シ相當ノ利用料割戻ヲ總會ノ決議ヲ經テ交付スルモノトス

第十三條 本施設ノ成績ヲ明瞭ナラシムル爲メ別ニ帳簿ヲ備ヘ置クモノトス

第十四條 本施設ノ收支決算表ハ毎月作製スルモノトス

にして購入代金は月末一回勘定、手形又は現金を以て支拂はる。購入せしものは組合内にて品質を撰別し、外装紙に輸出組合證紙を貼付する。而して艶上は製造工場で行はざりしものゝみを行ふもので、艶上用として組合内に半馬力の動力を設備してゐる。

運送並に火災保険は慣例上多くは組合員各自保險會社と契約し組合の幹施によるものは極めて少い。

本組合の役員は理事十一名、監事三名あつて現在の理事長は岡田治、副理事長は米田松太郎、西岡貞次郎兩氏である。

第八節 大阪小間物卸商同業組合第二部

本組合は大阪市内を地區とし大正五年十月二十三日農商務大臣の認可を受け設立され、營業種別によつて八部に分つてゐるが、組合員中刷子に最も關係の深いのは第二部に屬するものである。同組合第二部は齒刷子、刷子、妻楊枝及骨、角、爪、牙製の頭飾品、裝身具、携帶品等を卸業とするものより組織され、昭和五年末現在の會員は約六十名ある。

同組合第二部に屬する者は第二部會ニ云ふ團體を作り相互の利益を保護し斯業の發展を圖つてゐるが、同會員が定めたる會則を見るに左の如くである。

第一條 當部員ハ大阪小間物卸商同業組合ヘ加入セル第二部員ヲ以テ組織シ 部員ノ營業ヲ保護増進シ且ツ同業者相互ノ交誼ヲ親密

ナラシメ共同一致團結ヲ鞏固ナラシムルヲ目的トス

第二條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

イ、取引上ノ弊害ヲ矯正シ部員ノ向上發展ニ資スルコト

同業者団体



同業者団体

ロ、部員及び其使用人ニ於テ特ニ功績アル者ハ之ヲ組合ニ報告シ表彰ノ手續ヲナスコト  
ハ、部員相互間ニ於テ意志ノ疏通ヲ缺キタル時ハ之ガ仲輪ノ勞ヲ執ルコト  
ニ、各取引上ノ紛争又ハ職方ノ争奪及ビ部員相互間ニ於ケル店員雇傭上徳義ニ反スル行爲アリタル時ハ之ガ調査ヲナシ極力圓滿ナル解決ヲ圖ルコト

第三條 當部ノ事務所ヲ大阪小間物卸商同業組合事務所ニ設置ス  
第四條 本部會ニ左ノ役員ヲ置ク

|      |    |
|------|----|
| 部長   | 一名 |
| 副部長  | 一名 |
| 常任委員 | 十名 |
| 當番幹事 | 三名 |

第五條 正副部長ハ大阪小間物卸商同業組合ノ定款ニ依ル當選者ニシテ任期ハ同定款ノ規定ニ據ルモノトス  
第六條 常任委員ハ部員ノ互選又ハ部長ノ指名何レカナ總會ニ謀リ之ヲ定ム  
任期ハ部長ト共ニスルモノトス

第七條 當番幹事ハ抽籤又ハ部長ノ指名ヲ以テ之ヲ定メ任期ハ一ケ年トス  
第八條 部長ハ本部ヲ統括シ總テノ議事ヲ議長トシテ掌リ議決權及ビ財産ノ管理收支決算其他一切ノ事務ヲ處理ス  
第九條 副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アル時ハ之ヲ代理シ又ハ前項ノ事務ヲ分掌スルモノトス  
第十條 常任委員ハ部員ヲ代表シ各種ノ協議事項ノ審議ヲナシ併テ當部ノ事務ニ參與スルモノトス  
第十一條 當番幹事ハ總會又ハ臨時總會ニ關スル事務ヲ執掌スルモノトス

第十三條 本部ノ會議ハ定時總會、常任委員會、臨時總會、幹事會トス

第十四條 定時總會ハ毎年一回之ヲ開キ各種ノ報告ヲナシ懇親會ヲ催スルモノトス

第十五條 常任委員會ハ部長ニ於テ必要ト認メタル時及部員三名以上ヨリ要求アリタル時部長之ヲ召集シ開催ス

第十六條 臨時總會ハ前條ノ會議ニ於テ必要ト認メタルトキ

第十七條 幹事會ハ總會ノ準備協議ヲナストキ

第十八條 本部會ノ決議ハ部員三分ノ一以上出席ヲ要シ出席者ノ過半数以上ノ同意ヲ要スルモノトス

第十九條 當部ノ經費ハ月掛金及ビ寄附金等ヲ以テ之ニ充ツ但シ退會者又ハ缺席者ト雖モ既納ノ會費ハ返戻セズ

第二十條 部員中ニ吉凶アルトキハ相互慶弔ノ誠意ヲ表スルモノトス

第二十一條 本部會ノ總テノ會合ハ時間勵行嚴守スルコト

第二十二條 本部會々則ニ規定ナキ事項ハ大阪小間物卸商同業組合定款ニ據ル

部長には平井米吉氏、副部長には堺吉氏が就任してゐる。

第九節 其他の團體

商美會 大阪小間物卸商同業組合第二部に屬する有志よりなる團體にして、刷子及各自の貯藏品又は必需品の調和を圖り相互の商取引を圓滑ならしむるを目的とし、大正九年十二月六日に創立されたもので、事務所を大阪市小間物卸商同業組合内に置き、昭和五年末現在の會員は十三名である。  
本會はその目的を達する爲め毎月一回、自己の商品を持寄り賣立會を開催してゐるが、創始以來回を重ねる、三百二十一回

同業者団体



同業者団体

賣上高五十六萬餘圓に達し、相當の成績を挙げつゝある。今之に關する規約を見る左の如くである。

第一部(商美會)仲間商取引規定

- 第一條 本會ハ商美會ト稱シ大阪小間物卸商同業組合第二部員中ノ有志ヲ以テ組織ス
- 第二條 本會事務所ハ當分大阪小間物卸商同業組合事務所内ニ置ク
- 第三條 本會會員ハ毎月五日會合シ刷子及各自營業品ノ貯藏品又ハ必需品ノ調和ヲ圖リ會員相互ノ商取引ヲ圓滑ナラシムルヲ以テ目的トス
- 第四條 會費一ヶ月金一圓三十錢ト定メ賣立會當日會場へ持參スベキモノトス但シ定刻後一時間以内ノ出席者ニ限り金三十錢返戻スルコト
- 第五條 本會ニ入會セントスル者ハ基本金ニ相當スル入會金ヲ申シ受クベキモノトス但シ既得金ハ退會者ト雖モ返戻セズ
- 第六條 本會ノ會務ヲ處理スルタメ左ノ役員ヲ置ク  
常任幹事 一名トシ會計ヲ兼任ス任期一ケ年  
輪番幹事 二名
- 第七條 會員間ニ賣買契約成立シタル場合ハ賣主ヨリ取引高ノ一步ヲ本會ニ納付スベキモノトス
- 第八條 本會ノ經費ハ第四條第七條ニヨル收入金ヲ以テ支辨ス
- 第九條 取引ハスベテ現金トシ支拂ハ一步引トス  
但シ當事者合意ノ上一ヶ月以内ノ延取引ナナスコトヲ得此場合ハ商品引替ニ延手形ニテ支拂ヲナシ一步引ヲセザルモノトス

第十條 本會へ出品ハ凡テ「ストック」ニ限ル、見本ノミノ取引又ハ豫約注文ハ一切ナサザルモノトス

第七條 賣買契約萬一不履行ノ場合ニハ違約者ヨリ相手方ニ對シ違約金高ノ一割及ビ本會へ一步合計一割一步ノ違約金を支拂フモノトス

第三條 商取引ヲ獎勵スルタメ左ノ規定ヲ設ク  
一 期間(六ヶ月)ヲ通シテ最高賣買者及ビ其次位者四名都合十名ニ本會ノ收入シタル歩金ノ一割ヲ左ノ割合ヲ以テ交附ス

1 百分ノ四十五

2 百分ノ二十五

3 百分ノ十五

但シ獎勵金交付歩合ハ總會ノ決議ニヨリ變更スルコトヲ得

第十三條 本會懇親會ハ年二回トシ本會ノ收入金範圍内ニ於テ之ヲ開催ス

第十四條 本會會員間ニ於ケル商取引ニ付テハ本會ハ一切其責ニ任セズ

第十五條 左ノ一ニ該當スル者ハ本會會員ノ資格ヲ失フモノトス  
三ヶ月間引續キ賣買トモ取引ナキモノ

本會ノ規定ヲ無視シ背徳行爲アリタルモノ

但シ此場合ハ凡テ例會ノ決議ヲ經ルモノトス

第十六條 賣立ノ場合出品人ノ名義ヲ貸與シ其代理出品ヲ成スコトヲ得ズ

第十七條 滿五ヶ年間ノ成績ニ照シ獎勵記念品贈呈ノ場合ハ其資格者ヲ左ノ方法ニヨリ之ヲ定ム

一、賣買取引通算最高ヨリ第十位迄

同業者団体



### 同業者団体

二、出席度數六十回ニ對スル五十七回以上ノ出席者

三、中途入會者ニシテ滿三ヶ年以上經過シ其出席率百分ノ九十五以上ノ出席者

大阪竹齒刷子組合 大阪刷子同業組合第一部に屬する同業者の団体にして、價格の協定、品質の向上を圖るを目的とし大正五年頃の創立に係り、現在の會員は約十五名を有する。

刷親會 大阪刷子同業組合第三部に屬する同業者の団体にして、大正三、四年に創立し、工業組合の組織せられぬ以前は斯業の發展に尠からず貢獻してゐたが、現在は春秋二回の會合に止まり、會員は約二十五名に止る。

互交會 大阪刷子同業組合第三部刷毛同業者の団体にして製品價格の協定、品質の統一を圖るを目的とし、大正六年三月に創立されしもので昭和五年十二月末現在の會員は約九十四名、會長は今川喜一郎氏である。

大阪臘業會 大阪、神戸在住の原毛輸入商及精毛業者約二十三名（内神戸三名）は、會員相互の親睦と原毛の標準相場表を作成して價格の協定等を圖るを目的とし、明治四十一年頃に阪神刷子原料同業組合を創立したが、その組合は輸入商と精毛業者との団体にして利害相一致せぬところから、間もなく大阪の精毛業者は之から分離して本會を創設したのである。爾來著々實績を挙げつゝあつたが、大正三年刷子同業者間に同業組合の設立せらるゝや、本會は舉つて同會の第六部として加入してゐる。會長は西村伊藏氏である。

其他馬毛精毛業者間の獸毛共立會、豚毛精毛業者のブリッスルユニオン社、ブリッスル相互社、ブリッスル昭和會等があるが、之等に關しては第四章原料の需給中に述べてある。

## 第十一章 斯業の將來とその改善策

大阪の刷子工業の現状は叙上の如くであるが、翻つて將來を按ずるに、内地回は近來文化の向上に伴ひ需要は毎年増加し齒刷子の如きは之を使用するものは全人口の七割にも稱せられ、現在では輸出額を凌駕するの好況となつた。然るに輸出向は最大の需要國たる米國が昭和五年六月自國工業保護の目的にて關稅を引上げ、從來輸出の最も多かりし一哥十圓内外のセルロイド齒刷子は到底同國製品と對抗し得ざるこゝとなり、又濠洲、政馬、埃及等も夫々關稅を改正し外國品の輸入を阻止せんし加ふるに近年支那に於ける斯業の發展は殊に著しく今や中等品は漸く自給自足し、進んで南洋方面へ盛んに輸出しつゝあり、最近同地を視察して歸朝した人の談によるに下級品は漸次支那製品が本邦品に代つてゐること、各方面も將來實に憂慮に堪えざるものがあり、本邦當業者にして眼前の利に迷ひ徒らに價格の競争のみを念頭に置き、不統一なる粗製品を濫賣し何等之に善處するところなからんか、戦時好況時には一千万圓以上の輸出額を有し、光輝ある歴史の下に發展せし斯業も遂に地を拂ふに到るやも計り難いのである。

斯業の發展策に關しては當業者は種々畫策し現に著々實行されつゝあるものもあるが、之に關し一、二を見るに、

### (一) 原料の共同購入をするに

會社組織の下に大規模經營にて行ふてゐる頃は毛、唐木、牛骨等は凡て一ヶ年分位を一時に購入してゐたが、現在は多く當用買で、注文があつてから之を購入するを常とせるを以て、原毛の如きは品薄又は全く市場にないときは代用品又は質

斯業の將來とその改善策



の悪いものを使用せねばならぬので、勢ひ製品の品質を落すこととなり、且つ外國より刷子の注文が輻輳するにき、或は精毛の輸出が増加するにきは直ちに市價強含み、刷子製造者は徒らに高價なる原料を使用せねばならぬこととなる。加ふるに最近傳ふるところによるに米國人ポルトン氏は上海に大精工工場を設立し支那産の原毛を精製して米國本國に供給しつゝあるこの事であつて、若しこの偉大なる財力を背景とするポルトン氏にして支那の原毛全部を一手に握ることあらんか、窮極のあまりポルトン氏より精毛の賣下けを懇願するより途なく、従つてその精毛を用ひ刷子を製造し米國へ輸出して採算がされることは何人も想像し得ぬことであり、又唐木、牛骨も之と同様にして仲介業者によつて價格を左右せらるゝことは少くないのであるから、當業者はこの際私利を捨て、萬難を排し、之等の原料を産地より直接共同して之を購入し、以て價格の安定を圖るは最も急務とするところである。

(二) 販賣組織の統制を圖る

輸向は殆んど神戸又は大阪在住の輸出商の手を経るが故に、種々の口實の下に値を叩かれ又は眼前の利に迷ひたる輸出商は、製造者をして殊更に安價に製造を依頼することがある。尤も之は一面から見ると製造者側に資力のないものが多く、値切れば値切る程安く製造を引受ける爲で、強ち輸出商のみの責にあらざるも之等は共に大に改むべきことである。現に海外市場に於ても本邦品は注文する毎に値が下り少しも價格が一定せず本邦品を取扱へば必ず損失を招くこの批難がある。以上の諸點は即ち販賣に當つて何等の統制なく各目の競争に任せてあるためであるから、製造業者と販賣業者との間に連絡ある機關をして之に當らしめ、無謀の競争除去に努むることを要すべく、かくして海外商人は安んじて本邦品を購入し又現在製品價格に加

へられつゝある仲介手数料も自ら低減され得るのである。

(三) 金融機關を設くる

中小産業の不振なる原因の一は金融難にあることである。刷子業も等しく金融難に陥れる工業の一にして、之がため製造者は輸出商又は卸商に乗せられ値を叩かれるも肯んぜねばならぬこととなるのみでなく、契約が取消された場合代金の回収を急ぐ必要上、原價以下に投げ賣りをよぎなくされ市價を亂すことが少くない。又精毛にしても例へば一號から五號まで全部を一度に購入すれば多少安價なるに金融の關係にて所用の五號のみを殊更に高價に購入せねばならぬことがある。右は一例に過ぎぬが金融難によつて製造者の受くる有形無形の損失は、蓋し相當大なるものあるを以て、金融機關を設け之等の點の救済に努むることが肝要である。

(四) 製品の規格を統一する

刷子は毛植方法と柄の形狀及大きさによつて種類極めて多く、齒刷子の如きは數百種に及びんが爲製作上少からず手数を要し延いて製品の價格にまで影響を及ぼすものである。就中セルロイド齒刷子の如きは型締によつて柄を形成するが故に多くの型を準備しなくてはならぬ。製造者の大なるものにあつては現に二千數百挺を有し、その購入費は二萬圓以上に上ること云はれるから、之を統一することは單に製作上の手数を省く上からのみでなく金融上から見ても必要なことである。

(五) 共同作業場を作る

同種類のもの製造する製造者が共同の施設により作業することによつて得る利益は、

斯業の將來とその改善策



- (イ) 共同加工場の作業の調節により生産過剰なる場合を緩和し、當業者間の無謀な競争を避け得られる。
  - (ロ) 製品が自然に統一され、また競争的に優良品を生産するに共に一方において粗製濫造が避けられる。
  - (ハ) 機械設備が各工場に散在してゐるよりも、共同工場に集中する方が使用時間の無駄を省き得る。
  - (ニ) 各業者が工場設備に對する投資金を大に減少し得る。
  - (ホ) 共同的設備なるが故に現在のやうな小工場設備より系統的に完備され、各工程間の聯絡上の損失を除き得る。
  - (ヘ) 現在各工場が小馬力の動力により作業を行つてゐるが、共同作業場に動力傳導系統を集中する時は非常に節減し得る。等で刷子工業の如く各工程が分業組織によつて行はれるものにあつては、共同加工場は絶對的にその必要を認めらる。
- 現在は製造者間に工業組合が組織されセルロイド刷子にあつては機械毛植、化粧刷子にあつては唐木の乾燥、工業用刷子にあつては製材を共同して行ひ相當の成績を擧げつゝあるが、更に進んで加工全体に亘る設備の完成を期し、以て製品の單一化と生産費の低減を圖らなくてはならぬ。

(六) 製品に自己の製造したる製品なることを證すべき記號を製品毎に押捺すること

製品に製造者の記號を示し責任を明かにするには粗製濫造を防止し品質を向上する上に緊切にして、刷子工業組合はその定款中に之に關する規定を設け實行に進まんことを、由來製品に製造者の記號を示すことは輸出商側に大なる反對がある。その理由を見るに、現在の製造者は凡て規模が小であるから一度に多數の注文があれば數人の製造者に分割せねばならぬ。若し注文を分割し一つの注文に異なつた製造者の記號を示し輸出することは到底なし能はざるのみでなく、輸出先に

よつては記號を好まぬところもあるから、之を示すは却つて注文を減退するの因となる。

之に對し製造者側から見ると、假りに一度に多數の注文あるも現在の組織にては容易に製造をなすことを得、又輸出先に於て假令記號を好まぬところあるも、之は一少部分で大勢には關係なく製造者の記號を示すことによつて、品質の向上を圖り得らるゝなれば止むを得ぬことではないか云ふ。

この可否の決定は暫く置くも以上に品質の向上を期し粗製濫造を防止する方法としては之が最も良策云はねばならぬが、製造者の資力の足らぬ爲かこの實施期は組合總會の決議を以て定むし尙實行せられずそのまゝなつてゐる。

(七) 品質の改善を圖ること

本邦刷子製造の技術は近時大いに進み製品は歐米品に比し何等劣ることはないやうであるが尙研究を要すべき點は、

(イ) 骨柄裏援刷子其他チャン詰刷子に用ひるチャンの改良である。現在用ひられてゐるチャンの材料は洋チャンを用ひ之に赤、青、云ふ色を施したもので、古くから何等改良されてゐぬものであるから、このチャン詰を施したる齒刷子を熱湯中に入れ長時間を経ればチャンが離脱して毛植部の重要な箇所を龜裂を生ずることがある。

(ロ) 齒刷子用金屬線を改良すること。現在の毛止め用の金屬線は眞鍮製である爲、永らく使用する内に錆が生じそれが毛の根本に露出し柄が白色であれば目立つて見苦しいものがある。

(ハ) 毛刈の方法が拙いこと。外國品は毛刈の跡が恰も鋏で刈つた如く光澤あるも、本邦品のは筆刈したやうで跡が白色を帯びてゐる。



(二) 頭髮、衣服刷子類に木地乾燥の不十分なものがあること。木地の乾燥については近時製造者間に著しく自覺され之を行はぬものは餘程減少したが、尙中には不十分なものがあつて、積出後海外市場にて木地面の收縮や龜裂が生ずるものがある。その他毛植用糸、磨、塗等について尙研究の餘地のあるものが少くない。尤も唐木の乾燥は之を施さぬと作業中に龜裂を生じ毛植後に少からぬ手数を要し、且つ工業組合も目下共同乾燥場を設け一層之に意を加へつゝあるを以て、乾燥の不十分云ふ聲は漸次その跡を絶つであらう。

(八) 金型を共同使用すること

本項はセルロイド刷子のみに限られたものである。由來本邦品は既に述べたる如く柄の形成を金型にて行へるを以て、各製造者は多數の金型を備へてゐるのであるが、現在では海外よりの注文型狀が割合に少く、その使用數は全體の二割にも達せぬ狀態であから、資金の固定率は甚だ高く且つ同種金型でも工場によつて大さが多少異なつてゐるので、製品に不同を來し加ふるにセルロイド製品はその柄に使用する生地の重量を少し位誤魔化す云ふことは雜作もないことであるから、金型を共同使用して各自の投資金額の減少を圖るに共に以上の缺點を除くことに努めなくてはならぬ。

(九) 海外に視察員を派遣し需要地の實情を調査し、併せて本邦品を廣く紹介し新販路の開拓を圖ること。

本邦品は外國品に比しあらゆる點に優秀なる條件を具備せるに拘らず獨り歐米製品のみ徒らに高級品の名を擅にし、本邦品は安物との觀念を懷かしむるに至つたのは一に宣傳術の幼稚なるによるものであるから、今後は絶えず海外に視察員を派遣し需要地の實情を調査するに共に本邦品を廣く紹介し、以て販路の開拓に努むることが肝要である。

刷子工業の改善策は大体叙上の如くであるが、要は生産と販賣兩者の統制ある合理化を圖るにあつて、小我を捨て時代の大勢を達觀し、往々相反目を事とする販賣者と生産者は互に和衷協調し、前途多難に遭遇せる本邦刷子工業の局面轉を換するの策を練り、この不況深刻の範圍を脱するの途を講ずること共に將來に備ふる安立の基礎を固めねばならぬ。



附 錄

大阪刷子工業組合及日本刷子輸出組合員

(昭和五年末現在)

(一) 大阪セルロイド刷子工業組合員

| 氏 名      | 住 所        | 電 話 番 號 | 氏 名    | 住 所         | 電 話 番 號 |
|----------|------------|---------|--------|-------------|---------|
| 飯田 庄次郎   | 中河内 八尾町大信寺 |         | 大久保 治助 | 中河内郡八尾町西郷   |         |
| 伊藤 桂二    | 堺市山本通      | 堺 九五    | 渡壁 全一  | 東淀川区十八條町    | 北 三六    |
| 市富 松太郎   | 南海セルロイド工業所 | 英田 二〇   | 若竹 喜一  | 東成區鶴橋北ノ町二丁目 | 天王寺三三   |
| 張間 伊勢松   | 中河内郡英田村吉田  | 南 三三    | 嘉宮 久吉  | 中河内郡八尾町西郷   | 八尾 元    |
| 仁科 猪三郎   | 天王寺區上本町七丁目 |         | 田中 喜作  | 西淀川區海老江中一丁目 | 土佐堀四三   |
| 西岡 繁太郎   | 東區舟橋町      | 英田 四〇   | 田中 禎造  | 此花區茶園町      | 土佐堀五三   |
| 西岡 安吉    | 中河内郡三野鄉村市場 | 八尾 三三   | 田中 貞吉  | 此花區茶園町      |         |
| 二階堂 小馬太郎 | 中河内郡八尾町大信寺 | 八尾 一五   | 谷 幸吉   | 此花區大開町四丁目   | 土佐堀二三   |
| 友田 政太郎   | 天王寺區東高津南ノ町 | 南 五五    | 中野 準次  | 此花區今開町一丁目   | 天王寺二〇   |
| 小倉 五四郎   | 南區長堀橋筋一丁目  | 南 四九    |        |             |         |

(二) 大阪骨製刷子工業組合員

(昭和五年五月現在)

|        |                                       |                |         |                  |       |
|--------|---------------------------------------|----------------|---------|------------------|-------|
| 宇野 亮一  | 南河内郡三市村三日市<br>内外工商株式會社                | 長野 七           | 阿部 三二   | 東成區片江町           | 南 二二三 |
| 埜邊 丑治郎 | 北河内郡星田村                               | 星田 二一          | 佐藤 力    | 東區小橋東之町能登屋商<br>店 | 船場 四八 |
| 八木 宗太郎 | 中河内郡八尾町大信寺                            | 八尾 二九          | 佐久間 信次郎 | 東區南久太郎町二丁目       | 南 一九六 |
| 益田 多一郎 | 東成區鶴橋北之町一丁目                           | 天王寺三三          | 定岡 嚴五郎  | 天王寺區東平野町五丁目      | 南 一六  |
| 松田 眞作  | 天王寺區石ヶ辻町                              | 南 一五七          | 北川 龜太郎  | 此花區茶園町           | 土佐堀五三 |
| 松島 和助  | 此花區大開町一丁目                             | 土佐堀三〇          | 岸田 孝治   | 中河内郡八尾町大信寺       | 八尾 二七 |
| 松田 角市  | 東成區猪飼野町                               |                | 油上 長三   | 中河内郡八尾町大信寺       |       |
| 松川 兼吉  | 東成區東桃谷町一丁目                            | 天王寺三三          | 宮崎 勇次郎  | 東成區東桃谷町二丁目       |       |
| 松野 重清  | 中河内郡八尾町久寶寺字                           | 八尾 一五          | 宮内 清松   | 中河内郡八尾町御堂前       |       |
| 松本 政助  | 三津三田屋商店                               | 堺 七四           | 柴田 七平   | 中河内郡龍華町植松        | 八尾 六  |
| 古川 錄造  | 堺市翁橋町                                 | 堺 三八           | 平岡 英熊   | 東成區東桃谷町二丁目       | 天王寺三五 |
| 小松 基祐  | 東洋セルロイド工業所<br>天王寺區上汐町四丁目<br>中河内郡八尾町西郷 | 南 七〇五<br>八尾 四三 |         |                  |       |

| 氏 名    | 住 所    | 電 話 番 號 | 氏 名   | 住 所        | 電 話 番 號 |
|--------|--------|---------|-------|------------|---------|
| 岩上 由太郎 | 天王寺上宮町 |         | 石田 義雄 | 天王寺區東高津南之町 | 南 七四〇   |



| 氏名      | 住所          | 電話番號    | 氏名        | 住所          | 電話番號    |
|---------|-------------|---------|-----------|-------------|---------|
| 泉 龜次郎   | 此花區玉川町一丁目   | 福島 一五五三 | 東洋セロイド工業所 | 堺市翁橋町       | 堺 七四三   |
| 今村 仁市   | 此花區玉川町三丁目   | 土佐堀 三四六 | 岡田 治      | 此花區下福島三丁目   | 土佐堀 五〇九 |
| 生悦住 格之助 | 此花區玉川町三丁目   |         | 尾川 壽吉     | 西淀川區大和田町    |         |
| 岩田 留吉   | 中河內郡八尾町中野   | 八尾 三三三  | 太田 利吉     | 此花區大野町二丁目   |         |
| 岩田 龜吉   | 中河內郡八尾町中野   | 八尾 一五九  | 桂川 鋼吉     | 此花區龜甲町一丁目   |         |
| 岩田 寅吉   | 中河內郡八尾町山本   |         | 河原 甚造     | 此花區春日出町四丁目  |         |
| 岩崎 光太郎  | 中河內郡中高安村萬願寺 |         | 河村 政尾     | 此花區吉野町一丁目   | 土佐堀 四四五 |
| 原 久吉    | 此花區玉川町一丁目   |         | 叶 政太郎     | 中河內郡中高安村萬願寺 |         |
| 原 序吉    | 此花區江成町      |         | 片岡 由太郎    | 中河內郡八尾町中野   |         |
| 速水 純吉   | 西淀川區海老江中三丁目 | 土佐堀 三六四 | 田中 喜作     | 西淀川區海老江中一丁目 | 土佐堀 四六三 |
| 橋本 喜代一  | 西淀川區川上町     |         | 谷 幸吉      | 此花區今開町一丁目   | 土佐堀 二二三 |
| 橋本 寅吉   | 中河內郡八尾町中野   | 八尾 二三四  | 谷川 廣三郎    | 此花區大開町四丁目   | 土佐堀 一五五 |
| 西岡 乙五郎  | 此花區玉川町三丁目   |         | 高橋 長太郎    | 此花區玉川町三丁目   | 福島 二三四  |
| 富岡 新治郎  | 此花區玉川町四丁目   |         | 曾根 啓之     | 西淀川區海老江新町   |         |
| 富山 岩太郎  | 此花區大野町二丁目   | 土佐堀 三四〇 | 園田 清兵衛    | 此花區吉野町一丁目   |         |

| 氏名      | 住所           | 電話番號    | 氏名     | 住所          | 電話番號    |
|---------|--------------|---------|--------|-------------|---------|
| 中村 傳吉   | 此花區茶園町       | 福島 三三八  | 福島 ソノ  | 此花區吉野町一丁目   |         |
| 中野 嘉吉   | 此花區玉川町一丁目    |         | 立木商店   | 中河內郡八尾町東郷   |         |
| 長澤 濱治   | 此花區龜甲町二丁目    |         | 藤井 義夫  | 此花區茶園町      |         |
| 永都 熊太郎  | 此花區吉野町二丁目    |         | 余部 市三郎 | 此花區玉川町二丁目   |         |
| 浦山 律    | 兵庫縣川邊郡長尾村中筋  | 寶塚 九    | 余部 榮市  | 尼崎市竹谷町三丁目   |         |
| 植田 伊之助  | 府下中河內郡八尾町八尾  | 八尾 三七五  | 秋末 俊榮治 | 此花區江成町      |         |
| 野崎 勝治   | 此花區玉川町二丁目    |         | 阪部 二郎  | 北區浪花町       | 北 四〇一   |
| 野々村 久吉郎 | 此花區中江町       |         | 佐藤 伊三郎 | 西淀川區海老江下一丁目 | 土佐堀 二四三 |
| 藪内 武光   | 此花區吉野町一丁目    | 土佐堀 五三四 | 阪本 昌尾  | 此花區江成町      |         |
| 山内 徳兵衛  | 此花區江成町       | 土佐堀 二五四 | 阪田 菊太郎 | 中河內郡中高安村萬願寺 |         |
| 山田 壽之助  | 此花區江成町       |         | 北原 健一  | 此花區茶園町      | 土佐堀 四一〇 |
| 矢崎 春之助  | 此花區茶園町       | 北 七六三   | 木村 市松  | 此花區吉野町一丁目   | 土佐堀 四六〇 |
| 松川 榮治郎  | 東淀川區本庄川崎町一丁目 |         | 木谷 清一  | 此花區吉野町一丁目   | 土佐堀 六六  |
| 松島 和助   | 此花區大開町一丁目    | 土佐堀 三八〇 | 木村 音吉  | 此花區中江町      |         |
| 曲直部 庄次郎 | 此花區下福島二丁目    | 福島 六三〇  | 菊田 恒吉  | 中河內郡八尾町中野   |         |
| 松岡 多吉   | 此花區吉野町二丁目    |         | 三木 義太郎 | 此花區江成町      | 福島 二二六  |
| 舛田 安太郎  | 此花區大野町二丁目    | 土佐堀 四三  | 宮本 勝義  | 此花區大野町二丁目   |         |



|       |           |       |       |           |        |
|-------|-----------|-------|-------|-----------|--------|
| 科野榮治郎 | 北區末廣町     | 堀川 一七 | 植田商店  | 此花區玉川町四丁目 | 土佐堀四九  |
| 信田藤吉  | 此花區大野町二丁目 |       | 日高ハナ  | 此花區吉野町一丁目 |        |
| 鹽谷捨吉  | 此花區玉川町三丁目 | 福島 八〇 | 鈴木竹次郎 | 此花區吉野町一丁目 |        |
| 東野彌一郎 | 此花區玉川町二丁目 |       | 鈴木宗三郎 | 此花區吉野町一丁目 |        |
|       |           |       | 杉本太助  | 中河內郡八尾町八尾 | 八尾 一〇〇 |

(四) 大阪工業用刷子工業組合員

| 氏名     | 住所            | 電話番号  | 氏名         | 住所         | 電話番号                       |
|--------|---------------|-------|------------|------------|----------------------------|
| 井東伊右衛門 | 東區淡路町三丁目      | 本局 一五 | 石田常三郎      | 豐能郡池田町西ノ口  | 戎 三六                       |
| 伊藤庄藏   | 浪速區新川二丁目入堀橋   | 戎 三二  | 羽根寅藏       | 浪速區元町一丁目   |                            |
| 伊藤文平   | 京都市錦小路堀川角     |       | 原松太郎       | 東成區東桃谷町二丁目 | 船場 五〇<br>本局 三六<br>四八<br>九六 |
| 市岡庄治   | 東成區赤川町        | 東 四三  | 日本理髮器具株式會社 | 南區順慶町三丁目   |                            |
| 市川甚三郎  | 京都市下京區河原町松原上ル |       | 西田龜三郎      | 東區橫堀二丁目    | 本局 四八<br>四七<br>九六          |
| 乾愛太郎   | 南河內郡道明寺村古室    |       | 西山兼太郎      | 浪速區鹽草町     |                            |
| 今川喜一郎  | 南區東區          | 東 六六  | 細川朝市       | 西區阿波堀通三丁目  | 新町 四三                      |
| 井澤利一郎  | 京都市西洞院錦小路上ル   | 本局 一〇 | 細川寅吉       | 西區阿波座上通三丁目 | 新町 五四                      |

| 氏名    | 住所               | 電話番号             | 氏名    | 住所         | 電話番号                     |
|-------|------------------|------------------|-------|------------|--------------------------|
| 細川音平  | 西區立賣堀南通二丁目       | 新町 一六            | 飯内武光  | 此花區吉野町一丁目  | 土佐堀五〇<br>堀川 八九           |
| 沼野泰二  | 北區天神橋筋六丁目        | 堀川 一六            | 山路乙吉  | 北區空心中二丁目   |                          |
| 沼田外吉  | 東區谷町三丁目          | 東 五〇             | 山本岩藏  | 中河內郡長瀬村蛇草  |                          |
| 尾形金之助 | 東區淡路町二丁目         | 本局 六〇            | 山本源吉  | 西區新町一丁目    |                          |
| 太田勝繁  | 東成區東桃谷町三丁目       | 天王寺 三九           | 山村幸四郎 | 中河內郡長瀬村北蛇草 | 天王寺 一〇                   |
| 岡村武作  | 東區北久寶寺町五丁目       | 船場 三六            | 前山喜次郎 | 天王寺區勝山通三丁目 | 土佐堀 三〇                   |
| 大西輝雄  | 中河內郡長瀬村字蛇草       |                  | 松島和助  | 此花區大開町一丁目  |                          |
| 大西要之助 | 南區北桃谷町           | 東 二六             | 松田卯之助 | 北區野田町      |                          |
| 和田彦太郎 | 東區內久寶寺町二丁目       | 東 一六             | 藤田庄藏  | 西區江戶堀南通二丁目 | 土佐堀 一〇<br>土佐堀 三〇<br>北 八三 |
| 金田良藏  | 兵庫縣津名郡洲本町物部出店町   |                  | 藤井庄吉  | 北區曾根崎上一丁目  |                          |
| 吉田重作  | 浪速區稻荷町三丁目        |                  | 福味元次郎 | 東區兩替町二丁目   |                          |
| 吉田邊   | 天王寺區上汐町二丁目       | 南 七四             | 小松庄吉  | 西區西長堀南通四丁目 |                          |
| 高木音吉  | 東區南農人町二丁目        | 東 一三             | 榎本友吉  | 此花區大開町二丁目  |                          |
| 高橋政二郎 | 北區角田町            | 北 七三             | 寺井幸十郎 | 東區內久寶寺町三丁目 | 東 四六                     |
| 高橋朋一  | 東區材木町(伊東軍需品株式會社) | 東 二八<br>二〇<br>〇六 | 顯谷利之  | 西區新町南通四丁目  | 新町 二七                    |
| 辻本和忠  | 東成區中道町           |                  | 淺田鹿造  | 天王寺區下寺町三丁目 | 戎 四三                     |
| 難波江久吉 | 東成區勝山通五丁目        | 天王寺 三〇           | 青木伸六  | 西區本田町通三丁目  | 西 二六                     |



|       |         |        |       |            |
|-------|---------|--------|-------|------------|
| 櫻井幸次郎 | 住吉區西長居町 | 住吉 三〇四 | 白井平太郎 | 中河内郡長瀬村北蛇草 |
| 鹽田義雄  | 浪速區西神田町 |        | 白井庄次郎 | 中河内郡長瀬村蛇草  |

(五) 日本刷子輸出組合員

| 氏名       | 住所         | 電話番号    | 氏名    | 住所                   | 電話番号    |
|----------|------------|---------|-------|----------------------|---------|
| 井上豊一郎    | 東區唐物町四丁目   | 船場 四三三  | 岡田治   | 此花區下福島三丁目            | 土佐堀五〇七九 |
| 伊東陳一     | 天王寺區東上町    | 南 三〇九   | 大島兼助  | 東區南久寶寺町一丁目           | 船場 七七五  |
| 石田義雄     | 天王寺區東高津南ノ町 | 南 七四〇   | 大橋馨逸  | 神戸市仲町セウイト<br>コスキ合資會社 | 三宮 九五八  |
| 石原鹿藏     | 神戸市御幸通五丁目  | 葦合 四四三  | 太田宗助  | 東區北久寶寺町五丁目           | 船場 九七〇  |
| 岩井商店神戸支店 | 神戸市仲町      | 三宮 一七〇  | 太田卯兵衛 | 南區鹽町通二丁目             | 船場 一八四  |
| 馬場弘道     | 天王寺區茶臼山町   | 天王寺 一七〇 | 小倉五四郎 | 南區長堀橋筋一丁目            | 南 四九〇   |
| 西岡貞次郎    | 東區南久寶寺町二丁目 | 船場 二七六  | 奥野良雄  | 天王寺區上本町九丁目           | 南 七二四   |
| 仁平竹太郎    | 此花區下福島一丁目  | 福島 一五   | 川上龜喜知 | 神戸市京町<br>ニドントウエル商會   | 三宮 七五三  |
| リーベルマン商會 | 神戸市浪花町     | 三宮 四九六  | 河西寛一郎 | 北區堂島船大工町             | 北 一五七   |
| 沼野稔      | 西區立賣堀南通五丁目 | 新町 三〇八  | 片岡長吉郎 | 東區南久太郎町四丁目           | 船場 一五六  |

|             |                       |        |          |            |        |
|-------------|-----------------------|--------|----------|------------|--------|
| 米田松太郎       | 神戸市八幡通三丁目<br>河西輸出合資會社 | 葦合 三二八 | 東谷岩太郎    | 西區北堀江上通一丁目 | 新町 一七五 |
| 吉田寅太郎       | 天王寺區筆ヶ崎町              | 南 三三五  | 亞米三商會    | 神戸市江戶町     | 葦合 三三〇 |
| 第一貿易合資會社    | 神戸市磯上通二丁目             | 葦合 三九七 | 天野鎌三郎    | 東區博勞町二丁目   | 船場 二五二 |
| トーマス・トーマセン  | 南區鰻谷中之町               | 南 七三三  | 余部三木造    | 尼ヶ崎市竹谷町三丁目 | 船場 一五二 |
| 谷口利吉郎       | 西區新町北通一丁目             | 新町 四五六 | 澤田幸太郎    | 東區南久寶寺町三丁目 | 船場 二五三 |
| 名淵萬吉        | 神戸市東町                 | 東 三三六  | 坂部二郎     | 北區浪花町      | 北 四〇一  |
| 中川榮次郎       | 東區釣鐘町二丁目              | 三宮 八二  | 坂口常太郎    | 東區鶴橋北之町二丁目 | 船場 二五元 |
| 村田豊吉        | 神戸市播磨町                | 三宮 八二  | 楠清次郎     | 南區末吉橋通三丁目  | 三宮 四八五 |
| ウヰリアムス刷子商會  | 神戸市磯邊通一丁目             | 葦合 四〇二 | 北谷政一     | 神戸市京町 河村商店 | 三宮 一六〇 |
| 山崎保之助       | 兵庫縣川邊郡長尾村中筋           | 葦合 四〇二 | 宮部末高合名會社 | 神戸市播磨町     | 三宮 一六〇 |
| ウインクレル商會    | 西區阿波座上通三丁目            | 寶塚 六九  | 科野米藏     | 南區鹽町通三丁目   | 船場 六三三 |
| 浦山律吉        | 兵庫縣川邊郡長尾村中筋           | 新町 三五三 | 清水貞三     | 神戸市八幡通五丁目  | 葦合 三二二 |
| 野田政吉        | 西區阿波座上通三丁目            | 三宮 三三七 | 平井米吉     | 南區順慶町二丁目   | 船場 一四九 |
| フインドレリチャードン | 神戸市伊藤町                | 北 一六五七 | 森村貳朗     | 東區區猪飼野町    | 南 七六七  |
| コムパニー春藤泰三   | 東淀川區豊崎西通二丁目           | 北 一六五七 | 森村貳朗     | 天王寺區筆ヶ崎町   | 南 七六七  |
| コムミツシヨン商會   | 東區南久寶寺町三丁目            | 船場 八七〇 | 關根貿易商會   | 天王寺區生玉町    | 南 七六七  |
| 村賀有年        | 東區南久太郎町一丁目            | 船場 三三九 | 加戸末次郎    | 天王寺區生玉町    | 南 七六七  |
| 小林朝之助       | 東區南久太郎町一丁目            | 船場 三三九 | 關根貿易商會   | 天王寺區生玉町    | 南 七六七  |
| 小山勝之助       | 東區南久太郎町一丁目            | 船場 三三九 | 關根貿易商會   | 天王寺區生玉町    | 南 七六七  |
| 榎並利雄        | 天王寺區石ヶ辻町              | 南 九三   | 關根貿易商會   | 天王寺區生玉町    | 南 七六七  |
| 荒木金助        | 東區南久寶寺町一丁目            | 船場 四〇九 | 關根貿易商會   | 天王寺區生玉町    | 南 七六七  |











